

## 美濃加茂市民ミュージアム紀要 第2集

### 目 次

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 岐阜県美濃加茂盆地の下部中新統・瑞浪層群のフィッシュン・トラック年代 |   |
| 鹿野 勘次                              | 1 |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 加茂野地区における鈴木秀保氏採集資料の紹介 |   |
| 齊藤 基生                 | 9 |

~~~~~

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 講演録「戸籍が語る702年の『ミノ』と『カモ』」 |   |
| 新川登亀男                    | 1 |

|                      |      |    |
|----------------------|------|----|
| 美濃加茂市太田地区の支配の変遷と土地利用 | 林 英雄 | 20 |
|----------------------|------|----|

|             |          |    |
|-------------|----------|----|
| 加茂神社の総合研究 二 | カモ地域史研究会 | 28 |
|-------------|----------|----|

|               |       |    |
|---------------|-------|----|
| 蜂屋加茂明神社と社家栗山家 | 鈴木 重喜 | 29 |
|---------------|-------|----|

|              |  |    |
|--------------|--|----|
| 〔史料編〕 加茂神社棟札 |  | 34 |
|--------------|--|----|

|          |  |    |
|----------|--|----|
| 旧社家栗山家文書 |  | 45 |
|----------|--|----|



# 岐阜県美濃加茂盆地の下部中新統・瑞浪層群の フィッシュン・トラック年代

鹿 野 勘 次

## 1 はじめに

岐阜県南東部には美濃加茂・瑞浪・岩村の各堆積盆地が西から東に並び、中新統が分布する。この中新統は層序・形成時代から、一括して瑞浪層群と呼ぶ(糸魚川, 1980)。美濃加茂盆地の瑞浪層群は、下位から蜂屋累層・中村累層・平牧累層が分布し、これらは非海成層で植物や動物の化石が豊富に産出する。

蜂屋累層は下部中新世の火山碎屑岩で構成され、絶対年代は22~19Maである(野村, 1986)。また、本累層の下部層は流紋岩質岩石で構成され、絶対年代は23~22Maである(鹿野, 2002)。中村累層は網状河川に堆積した碎屑岩で構成され、絶対年代は19.5~18.5Maと推定される。本累層分布域の東部、御嵩町津橋の本累層の凝灰質砂岩の絶対年代は20Maを示す(小林, 1989)。平牧累層は浅い湖沼などに堆積した火山性の碎屑岩で構成され、

絶対年代は約18Maと推定される。本累層分布域の東部、御嵩町津橋の本累層相当層の凝灰岩の絶対年代は17.5Maを示す(小林, 1989)。

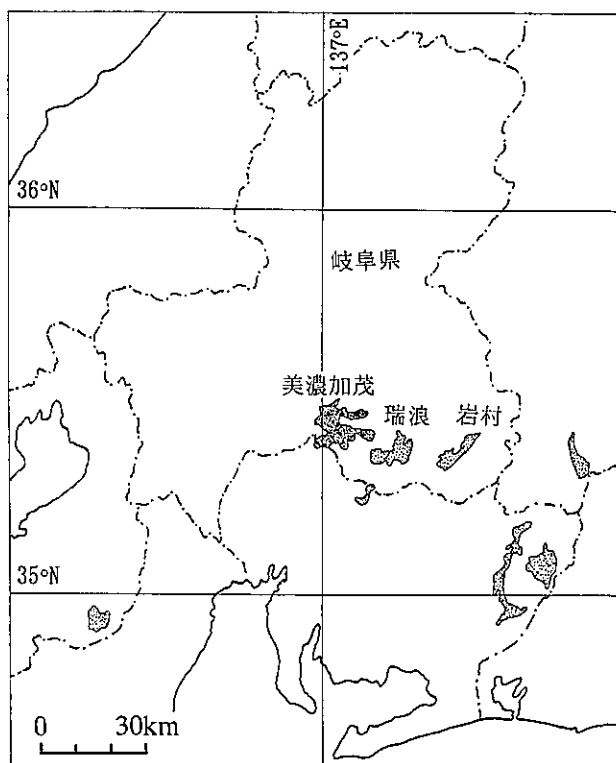
本研究は美濃加茂盆地に分布する瑞浪層群の形成年代を明らかにすることを目的としている。本報告は美濃加茂盆地に分布する瑞浪層群の主要な層準において火山碎屑岩のフィッシュン・トラック年代を測定して、全層準における絶対年代の検討を試みる。

年代測定試料は、美濃加茂市民ミュージアムの企画展の調査結果に次のデータ(一部は未公表)を加えた。美濃加茂市教育委員会の大型哺乳動物足跡化石調査(鹿野, 1995)、美濃加茂市教育委員会の化石林調査、岐阜県博物館の年代測定調査および坂祝町の町史編纂による調査(鹿野, 2002)で得られた資料を使用した。

## 2 地質概説

調査地域は美濃帯中生層を基盤として新第三紀中新世の瑞浪層群が分布する。瑞浪層群は下位から蜂屋累層・中村累層・平牧累層が分布し、それらの積算層厚は約600mに達する。蜂屋累層は乾陸~水域における火山碎屑物で、層厚は約330mである。中村累層は網状河川域に堆積した通常の碎屑物で、層厚は約130mである。平牧累層は浅い湖沼域における火山性の碎屑物で、層厚は約120m以上である。瑞浪層群を不整合におおって、瀬戸層群の土岐砂礫層が分布する。木曽川と飛騨川沿いに高位から低位までの各河岸段丘堆積物が分布する。

蜂屋累層は火山碎屑岩で構成され、美濃帯中生層を不整合におおう。美濃加茂盆地の北西部地域で、東西約10km、南北約9kmの範囲に分布する。凝灰角礫岩層・火山角礫岩層・火山礫凝灰岩層・凝灰質砂岩層・凝灰質泥岩層などで構成され、これらの火砕岩類は大きく6期の火山活動に分けられる(野村, 1992)。このうちの第1期の活動が流



第1図 調査地域の位置と下部中新統の分布

紋岩質な岩石で、第2期以降の活動はすべて安山岩質な岩石で構成される。

中村累層は盆地内の網状河川や湿草地や沼沢地に堆積した砂岩層・泥岩層・礫岩層・褐炭層で構成され、下部層・中部層・上部層に区分される。上部層の基底部に厚さ数mの凝灰岩層が2層の対になって認められ、有効な鍵層になる。本累層から動物や植物の化石が豊富に産出する。御嵩の垂炭で知られる褐炭層は、中村累層上部層に多く認められる。

平牧累層は浅い湖沼に堆積した凝灰岩層・凝灰角礫岩層・巨岩塊凝灰岩層・凝灰質砂岩層・凝灰質泥岩層などが分布し、これらの多くは水平方向の連続性がみられない。本累層は下部層と上部層に区分される。下部層の巨岩塊凝灰岩は特徴的な岩相を示し、最大層厚70mに達することがある。上部層は連続性に乏しい凝灰岩と凝灰質砂岩が卓越する。本累層は火山活動の休止期の堆積物から動物や植物の化石が産出する。

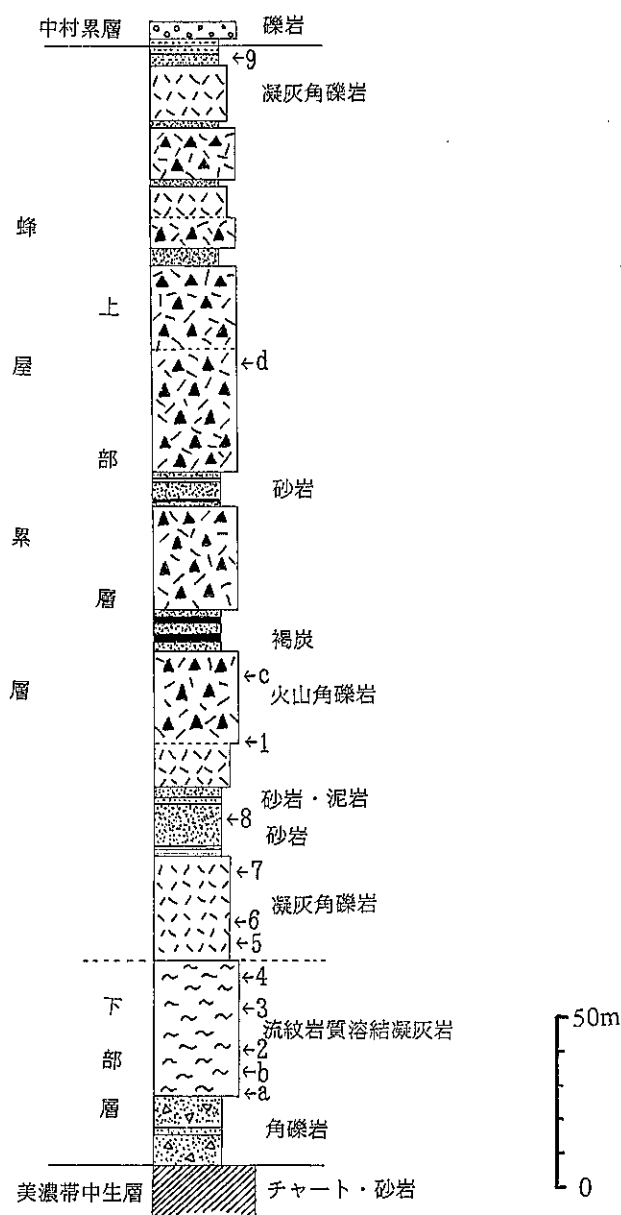
| 地質年代                                |      | 層 序                                                                                 |      | 主な岩相      |
|-------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------|
| 新<br>第<br>三<br>紀<br><br>中<br>新<br>世 | 17Ma |  |      |           |
|                                     | 18   | 平牧累層                                                                                | 上部層  | 凝灰質砂岩・凝灰岩 |
|                                     |      |                                                                                     | 下部層  | 巨岩塊凝灰岩    |
|                                     | 19   | 中村累層                                                                                | 上部層  | 砂岩・泥岩・凝灰岩 |
|                                     |      |                                                                                     | 中部層  | 砂岩・泥岩・褐炭  |
|                                     | 20   |                                                                                     | 下部層  | 砂岩・礫岩・褐炭  |
|                                     |      | 21                                                                                  | 蜂屋累層 | 上部層       |
|                                     |      |                                                                                     |      |           |
|                                     | 22   |                                                                                     |      |           |
|                                     |      | 23                                                                                  | 下部層  | 流紋岩質火山碎屑岩 |
|                                     |      |                                                                                     |      |           |
| 24                                  |      |                                                                                     |      |           |

第2図 美濃加茂盆地における瑞浪層群の層序

### 3 蜂屋累層のフィッシュン・トラック年代

蜂屋累層はおもに火山角礫岩や凝灰角礫岩を主体とし、特徴的な火山角礫岩や夾炭砂岩・厚層砂岩によって層序区分されている(野村, 1992)。今回下部層を再調査して、流紋岩質溶結凝灰岩とその上位の安山岩質火砕岩の詳細な関係を把握し、層序を検討した。これらに基づいて蜂屋累層の地質柱状図を作成した(第3図)。

蜂屋累層のフィッシュン・トラック年代は、流紋岩質溶結凝灰岩・軽石凝灰岩・火山礫凝灰岩・凝灰岩および凝灰質砂岩で測定した。

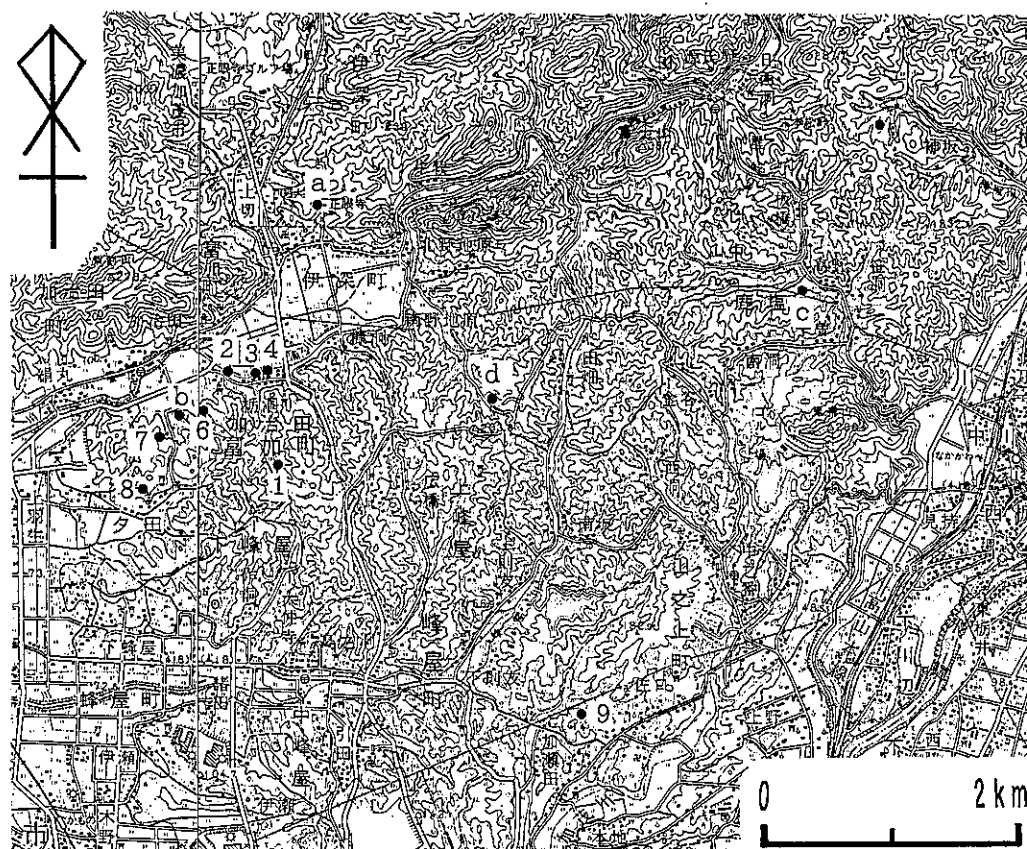


第3図 蜂屋累層の地質柱状図と試料採取層準  
a～d, 1～9が試料採取層準である。

流紋岩質溶結凝灰岩は灰青色凝灰岩に数cmの灰白～暗灰色の軽石レンズを多くふくんで強く溶結するが、一部に弱～非溶結部がみられる。軽石レンズに真珠状構造が発達する。斑晶は少量で、径2mm以下の石英・斜長石・カリ長石・黒雲母をふくむ。

軽石凝灰岩は灰青色凝灰岩に数cm～10数cmの灰白～暗灰色の軽石を多量にふくみ、弱～非溶結層から成る。軽石が風化して空洞を示すことがある。

安山岩質火山礫凝灰岩は淡灰色の凝灰岩に数cm以下の安山岩や軽石の角礫が散在する。径2mm以



第4図 年代測定試料の採取地点（蜂屋地域）

この地図は国土地理院発行の5万分の地形図「美濃」・「岐阜」・「金山」・「美濃加茂」の一部を使用した。

第1表 蜂屋累層のフィッション・トラック年代

| 番号 | 試料名    | 結晶数<br>(個) | 自発核分裂片<br>飛跡 (cm <sup>2</sup> ) | 誘発核分裂片<br>飛跡 (cm <sup>2</sup> ) | $\times^1$ 検定<br>(%) | 熱中性子線量<br>(cm <sup>-2</sup> ) | 相関<br>係数 | U濃度<br>(ppm) | 年代値<br>(百万年)   |
|----|--------|------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------|-------------------------------|----------|--------------|----------------|
| 9  | 凝灰質砂岩  | 30         | $1.25 \times 10^4$ (585)        | $1.93 \times 10^4$ (903)        | 55                   | $8.144 \times 10^4$ (2502)    | 0.741    | 190          | $19.6 \pm 1.1$ |
| 8  | 凝灰質砂岩  | 30         | $2.72 \times 10^4$ (2395)       | $1.83 \times 10^4$ (1618)       | 49                   | $7.311 \times 10^4$ (3743)    | 0.920    | 240          | $20.5 \pm 0.8$ |
| 7  | 火山礫凝灰岩 | 30         | $6.91 \times 10^4$ (555)        | $1.23 \times 10^4$ (987)        | 25                   | $11.04 \times 10^4$ (2825)    | 0.900    | 170          | $18.2 \pm 1.0$ |
| 6  | 凝灰質砂岩  | 30         | $0.97 \times 10^4$ (661)        | $1.69 \times 10^4$ (1151)       | 72                   | $11.03 \times 10^4$ (2825)    | 0.900    | 170          | $18.6 \pm 1.0$ |
| 5  | 灰白色凝灰岩 | 30         | $1.67 \times 10^4$ (312)        | $2.49 \times 10^4$ (465)        | 100                  | $8.39 \times 10^4$ (1293)     | 0.894    | 240          | $20.9 \pm 1.7$ |
| 4  | 軽石凝灰岩  | 30         | $5.48 \times 10^4$ (908)        | $6.99 \times 10^4$ (1159)       | 1                    | $8.355 \times 10^4$ (2567)    | 0.587    | 70           | $21.8 \pm 1.1$ |
| 3  | 軽石凝灰岩  | 30         | $5.27 \times 10^4$ (829)        | $7.25 \times 10^4$ (1141)       | 15                   | $8.348 \times 10^4$ (2564)    | 0.429    | 70           | $20.2 \pm 1.0$ |
| 2  | 溶結凝灰岩  | 30         | $1.55 \times 10^5$ (1776)       | $1.96 \times 10^4$ (2241)       | 56                   | $8.341 \times 10^4$ (2562)    | 0.932    | 190          | $22.0 \pm 0.9$ |
| 1  | 溶結凝灰岩礫 | 30         | $3.44 \times 10^4$ (1862)       | $1.97 \times 10^4$ (1066)       | 1                    | $7.308 \times 10^4$ (3742)    | 0.736    | 250          | $24.2 \pm 1.0$ |

測定鉱物；ジルコン 測定法；ED2 エッチング条件；KOH：NaOH=1：1(モル)，225℃ 補正值； $294 \pm 3$ 及び $372 \pm 5$   
照射場所；立教大学原子力研究所及び日本原子力研究所JRR4 測定；(株)京都フィッション・トラック

下の斜長石・角閃石をふくむ。

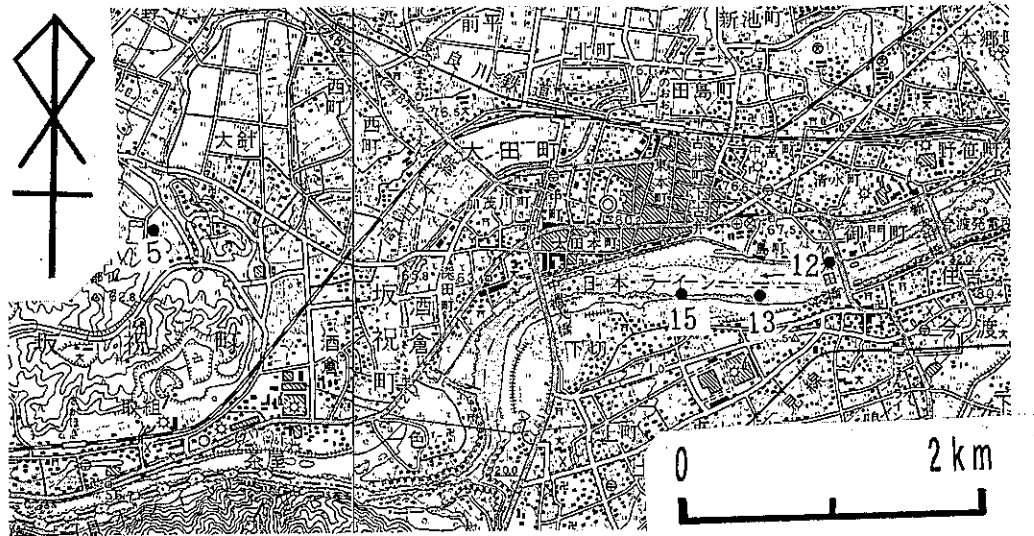
凝灰岩は凝灰角礫岩に挟まれて産出し、淡灰色を示す細粒な安山岩質凝灰岩である。径1mm以下の斜長石とガラス片をふくむ。

凝灰質砂岩は安山岩質凝灰岩や凝灰角礫岩などの再堆積物質である。褐炭層に挟まれて産出する。

#### 4 中村累層のフィッション・トラック年代

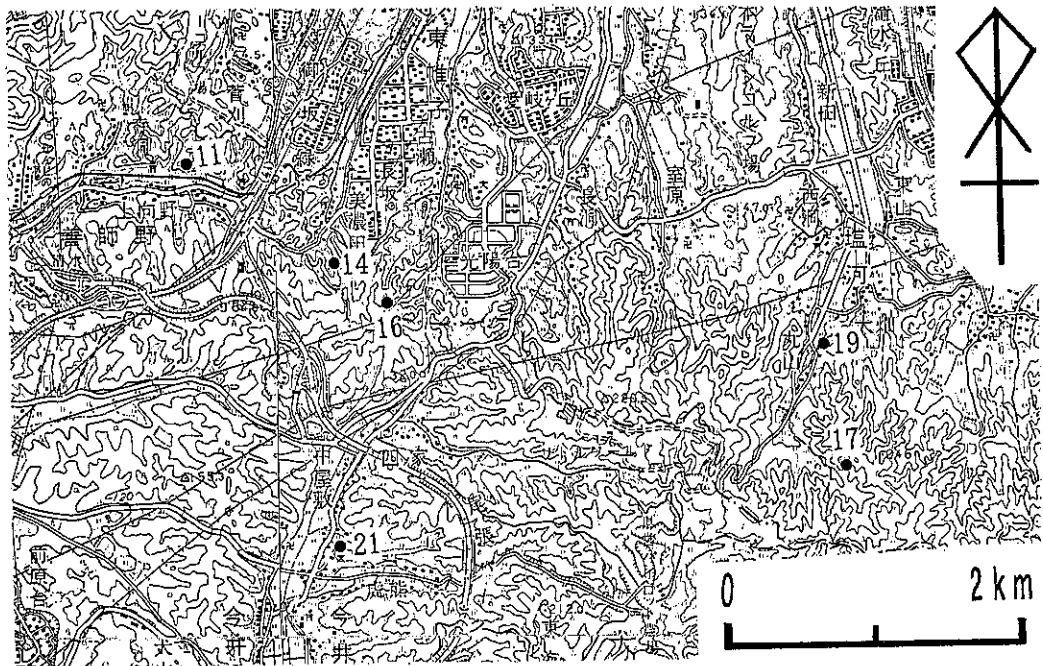
中村累層は砂岩・泥岩・礫岩・凝灰岩および褐炭で構成され、特徴的な礫岩層と2層の対で産出する凝灰岩層によって下部層・中部層・上部層に区分される（鹿野，1995）。

中村累層のフィッション・トラック年代は、凝灰岩と凝灰質砂岩で測定した。



第5図 年代測定試料の採取地点（木曾川地域）

この地図は国土地理院発行の5万分の1地形図「岐阜」・「美濃加茂」の一部を使用した。



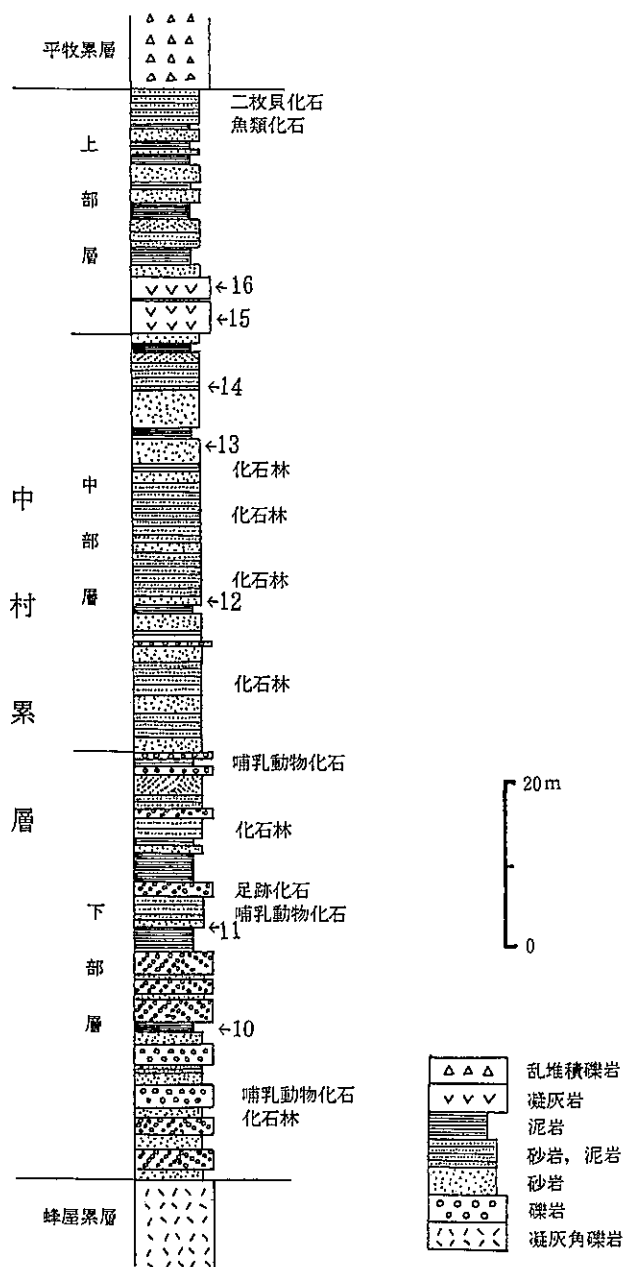
第6図 年代測定試料の採取地点（美濃田地域）

この地図は国土地理院発行の5万分の1地形図「岐阜」・「美濃加茂」の一部を使用した。

第2表 中村累層のフィッション・トラック年代

| 番号 | 試料名    | 結晶数<br>(個) | 自発核分裂片<br>飛跡 (cm <sup>2</sup> ) | 誘発核分裂片<br>飛跡 (cm <sup>2</sup> ) | x'検定<br>(%) | 熱中性子線量<br>(cm <sup>-2</sup> ) | 相関<br>係数 | U濃度<br>(ppm) | 年代値<br>(百万年) |
|----|--------|------------|---------------------------------|---------------------------------|-------------|-------------------------------|----------|--------------|--------------|
| 16 | 淡褐色凝灰岩 | 30         | 9.17×10 <sup>3</sup> (633)      | 1.36×10 <sup>4</sup> (941)      | 41          | 8.15×10 <sup>4</sup> (2505)   | 0.831    | 130          | 20.4±1.2     |
| 15 | 淡褐色凝灰岩 | 30         | 1.43×10 <sup>4</sup> (449)      | 2.00×10 <sup>4</sup> (628)      | 86          | 8.19×10 <sup>4</sup> (1260)   | 0.904    | 200          | 21.7±1.5     |
| 14 | 凝灰質砂岩  | 30         | 2.59×10 <sup>4</sup> (523)      | 3.43×10 <sup>4</sup> (693)      | 28          | 7.692×10 <sup>4</sup> (2363)  | 0.813    | 360          | 21.6±1.4     |
| 13 | 白灰色凝灰岩 | 30         | 1.61×10 <sup>4</sup> (791)      | 1.93×10 <sup>4</sup> (1240)     | 63          | 8.336×10 <sup>4</sup> (2561)  | 0.839    | 240          | 19.8±1.0     |
| 12 | 白灰色凝灰岩 | 30         | 6.39×10 <sup>3</sup> (283)      | 2.52×10 <sup>4</sup> (460)      | 96          | 8.03×10 <sup>4</sup> (2468)   | 0.890    | 100          | 18.4±1.5     |
| 11 | 灰白色凝灰岩 | 30         | 1.27×10 <sup>4</sup> (619)      | 1.04×10 <sup>4</sup> (1008)     | 89          | 7.900×10 <sup>4</sup> (2427)  | 0.931    | 210          | 18.0±1.0     |
| 10 | 凝灰質砂岩  | 30         | 1.38×10 <sup>4</sup> (1159)     | 1.67×10 <sup>4</sup> (1410)     | 40          | 8.449×10 <sup>4</sup> (2595)  | 0.915    | 160          | 23.2±1.1     |

測定鉱物；ジルコン 測定法；ED2 エッチング条件；KOH：NaOH=1：1(モル)，225℃ 補正值；294±3及び372±5  
照射場所；立教大学原子力研究所及び日本原子力研究所JRR4 測定；(株)京都フィッション・トラック



第7図 中村累層の地質柱状図と試料採取層準  
10～16が試料採取層準である。

凝灰質砂岩は砂岩・泥岩互層に挟まれて厚さ10 cm以内で産出し、水平方向の連続性に乏しい。白灰色の安山岩質凝灰岩で、径2 mm以下の斜長石が観察できる。

凝灰岩は上部層の最下部を決める鍵層で、中村累層上部層分布全域で産出する。凝灰岩は2層の対で産出し、その厚さはそれぞれ約4 mでほぼ一定の層厚を保つ。本層は上位細粒化の級化構造がみられる。淡褐色の細粒凝灰岩で、肉眼で鉱物を確認できない。また、ガラス片が豊富に含まれる。ガスの抜け穴が小規模に発達することがあり、その中に方解石の微晶が晶出している。

## 5 平牧累層のフィッション・トラック年代

平牧累層は凝灰角礫岩・巨岩塊凝灰岩・軽石凝灰岩・凝灰岩・凝灰質砂岩・凝灰質泥岩・礫岩などから成り、特徴的な巨岩塊凝灰岩によって下部層と上部層に区分される。

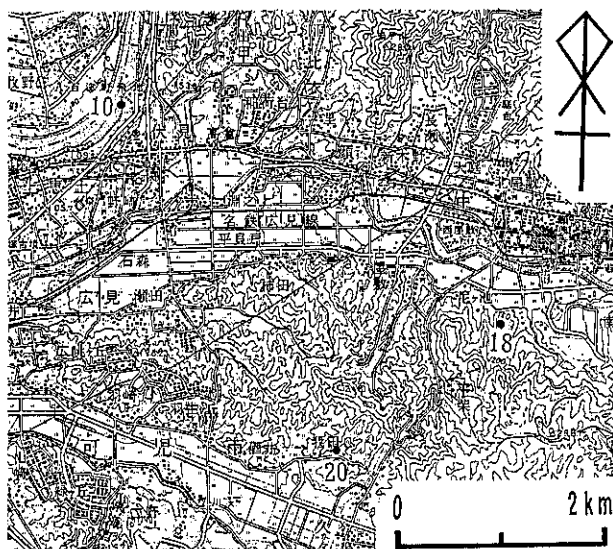
平牧累層のフィッション・トラック年代は、巨岩塊凝灰岩・凝灰岩および凝灰質砂岩で測定した。

巨岩塊凝灰岩は平牧累層下部層の主体を構成し、最大層厚70mに達するが平均30mの厚さで分布する。分布の周辺地域で急激にせん滅する。灰褐色凝灰岩にさまざまな巨岩塊が混入し、巨岩塊が密集する地域では火道域の様相を示す場所がある。巨岩塊は中村累層起源の砂岩層・砂岩泥岩互層・褐炭層などであるが、分布周辺部の美濃帯の分布地域では美濃帯起源のチャート・混在岩・砂岩などの巨岩塊が多く含まれる。

第3表 平牧累層のフィッション・トラック年代

| 番号 | 試料名    | 結晶数<br>(個) | 自発核分裂片<br>飛跡 (cm <sup>2</sup> ) | 誘発核分裂片<br>飛跡 (cm <sup>2</sup> ) | x'検定<br>(%) | 熱中性子線量<br>(cm <sup>2</sup> ) | 相関<br>係数 | U濃度<br>(ppm) | 年代値<br>(百万年) |
|----|--------|------------|---------------------------------|---------------------------------|-------------|------------------------------|----------|--------------|--------------|
| 21 | 凝灰質砂岩  | 30         | 1.25×10 <sup>3</sup> (465)      | 2.16×10 <sup>3</sup> (802)      | 20          | 7.914×10 <sup>4</sup> (2431) | 0.824    | 220          | 17.0±1.1     |
| 20 | 灰色凝灰岩  | 28         | 1.01×10 <sup>3</sup> (300)      | 1.67×10 <sup>3</sup> (498)      | 26          | 8.508×10 <sup>4</sup> (2614) | 0.875    | 160          | 17.1±1.3     |
| 19 | 凝灰質砂岩  | 30         | 8.69×10 <sup>3</sup> (417)      | 1.38×10 <sup>3</sup> (662)      | 90          | 7.692×10 <sup>4</sup> (2363) | 0.830    | 140          | 18.0±1.2     |
| 18 | 白灰色凝灰岩 | 30         | 1.08×10 <sup>3</sup> (773)      | 1.88×10 <sup>3</sup> (1342)     | 11          | 8.343×10 <sup>4</sup> (2563) | 0.909    | 180          | 17.9±0.9     |
| 17 | 巨岩塊凝灰岩 | 30         | 1.01×10 <sup>3</sup> (475)      | 1.56×10 <sup>3</sup> (737)      | 70          | 7.692×10 <sup>4</sup> (2363) | 0.807    | 160          | 18.4±1.2     |

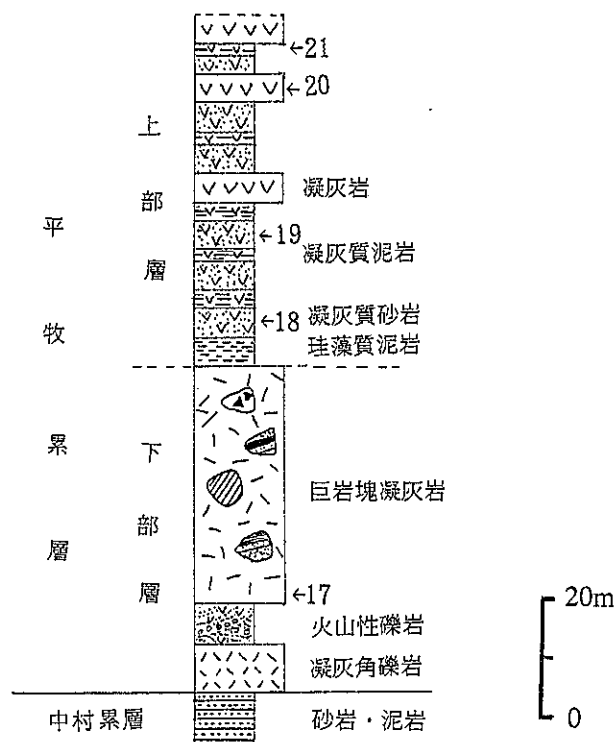
測定鉱物；ジルコン 測定法；BD2 エッチング条件；KOH：NaOH=1:1(モル)，225℃ 補正值；294±3及び372±5  
照射場所；立教大学原子力研究所及び日本原子力研究所JRR4 測定；(株)京都フィッション・トラック



第8図 年代測定試料の採取地点（柿田地域）  
この地図は国土地理院発行の5万分の1地形図  
「美濃加茂」の一部を使用した。

凝灰質砂岩は豊富に分布するが、水平方向の連続性がみられず、せまい範囲でせん滅する。灰白色の安山岩質凝灰岩で、葉理や層理、斜交葉理などがしばしば発達する。鉱物は斜長石・黒雲母・紫蘇輝石等を主体とし、ガラス片を豊富に含むことがある。

凝灰岩は分布域の周辺部に分布する。灰白色の中～細粒凝灰岩で、層厚さは1m～8mまでさまざまあるが、水平方向の連続性は認められない。極端な場合は、厚さ5mの凝灰岩が10数mで凝灰質砂岩に漸移することがある。水平方向に100m以上追跡できる凝灰岩は確認されていない。鉱物は斜長石・黒雲母・紫蘇輝石・角閃石等を主体とし、ガラス片を豊富に含むことがある。



第9図 平牧累層の地質柱状図と試料採取層準  
17～21が試料採取層準である。

## 6 考察

蜂屋累層の絶対年代は、下部層の流紋岩質岩石において、22.2±1.0 MaというK-Ar年代（鳥居，1982）と22.7±1.6 MaというF・T年代（野村，1992）が得られている。また、中部層の安山岩質自破碎溶岩で、20.6±2.0 Maと21.8±2.1 MaというK-Ar年代が得られている（野村，1992）。下部層の流紋岩質岩石2つの試料は22.0±0.9 Maおよび21.8±1.1 Maであり、従来の年代値とほぼ同じ値を示す（鹿野，2002）。いっぽう、流紋岩質岩石を不整合におおう安山岩質岩石は、18.6±1.0 Maと18.2±1.0 Maを示す（鹿野，2002）。この2つの

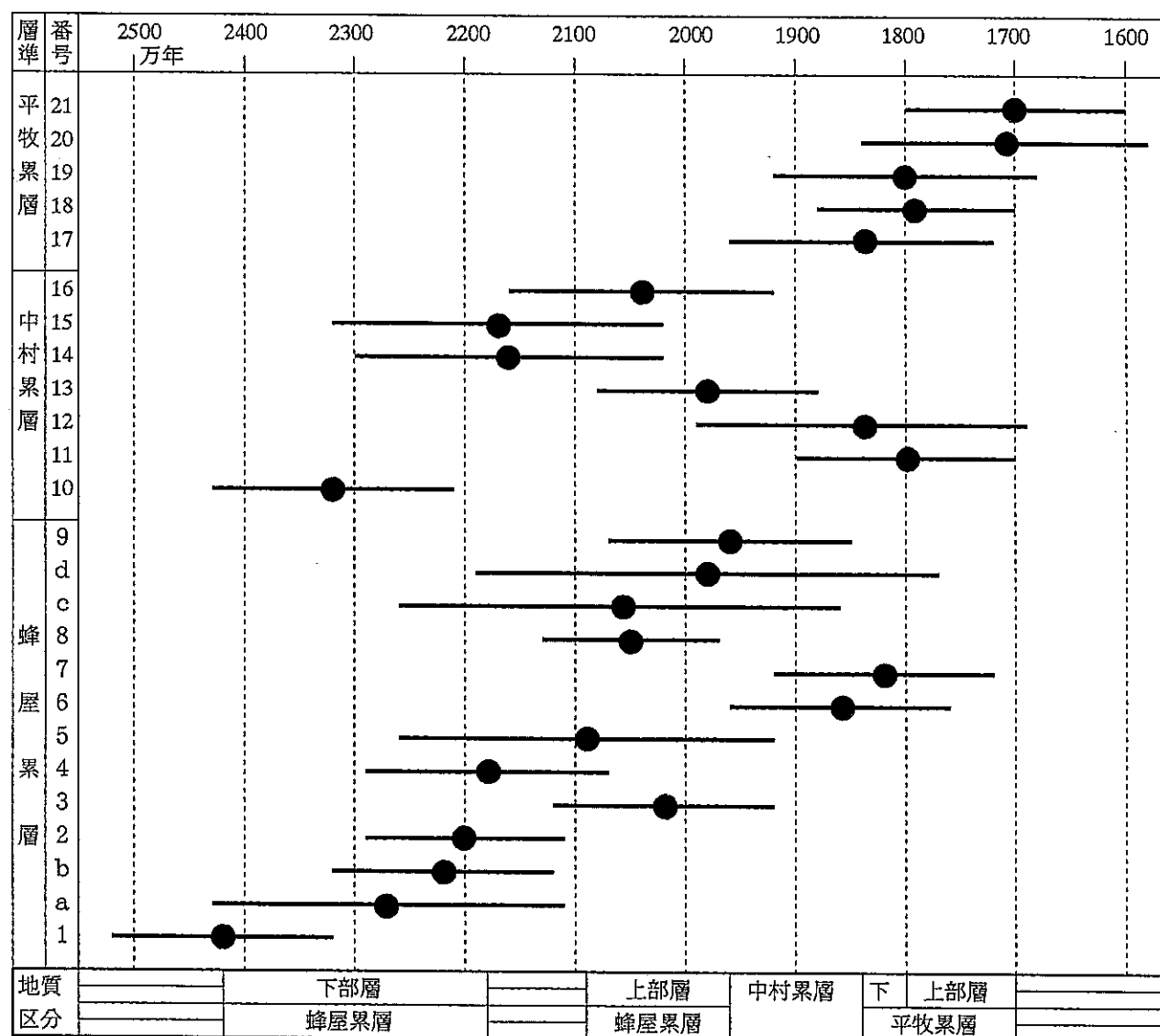
値は、従来報告された年代より2 Ma程度若いので、若返り等についての検討を要する。これらの年代値から蜂屋累層は下部層が24.2～21.8Maに相当し、上部層は20.9～19.6Maに相当すると考えられる。

中村累層の絶対年代は、 $23.2 \pm 1.1$ ・ $21.7 \pm 1.5$ ・ $21.7 \pm 1.4$ Maが蜂屋累層下部層に相当する年代を示し、 $20.4 \pm 1.2$ Maと $19.8 \pm 1.0$ Maが蜂屋累層上部層に相当する年代を示していることから、蜂屋累層に由来するジルコンを測定したことも考えられるので今後の検討を要する。また、 $18.0 \pm 1.0$ Maは年代の若返りが若干みられる。以上、中村累層の測定値は層序的に適正な値を示していないとい

う結果になり、適正な値は測定7試料中1試料だけである。

平牧累層の絶対年代は、測定結果から下部層が18.4～18.0Maに相当し、上部層が18.0～17.0Maに相当する。

前述のように中村累層の絶対年代は、測定試料に古いジルコンの混入等が考えられて決め手に欠けるが、蜂屋累層と平牧累層の絶対年代から類推すると19.6～18.4Maに位置するものと考えることができる。



第10図 美濃加茂盆地の瑞浪層群の絶対年代比較

1～21, a～dの試料名, 採取地点, 採取層準を第3図～第9図および第1表～第3表に示した。  
a・c・dは野村 (1992), bは鳥居 (1982) による。

## 謝 辞

本研究を行うにあたり、相模原市立博物館学芸員河尻清和氏には薄片製作と顕微鏡観察にご協力いただいた。新城設楽教育事務所主査鳥居孝氏から未公表資料を提供いただいた。また、名古屋大学名誉教授糸魚川淳二氏及び美濃加茂市自然史研究会には日頃からご助言を受けている。ここに感謝の意を表する。

(しかの かんじ 関市立関商工高等学校教頭)

## 文 献

糸魚川淳二 (1980) 瑞浪地域の地質。瑞浪市化石博物館専報, 1, 1-50.  
小林孝男 (1989) 岐阜県可児盆地東部の地質とウラン鉱化作用。鉱山地質, 39, 79~94.  
野村隆光 (1986) 岐阜県南東部, 中新統蜂屋累層の地質 (予報) と K-Ar 年代。地質学雑誌, 92, (1), 73-76.

野村隆光 (1992) 岐阜県南東部, 中新統蜂屋累層の層序ー瀬戸内区中新世初期の火山活動ー。瑞浪市化石博物館研究報告, 19, 75-101.  
鹿野勘次 (1995) 美濃加茂盆地における中村累層の地層と化石ー大型哺乳動物足跡化石と化石林調査報告書ー。美濃加茂市教育委員会, 51 p.  
鹿野勘次 (2002) 坂祝町史自然編, 坂祝町の大地。坂祝町教育委員会, 10-51.  
鹿野勘次 (2002) 岐阜県美濃加茂盆地, 中新統蜂屋累層下部層の地質とフィッシュン・トラック年代。日本地質学会第109年学術大会講演要旨, 55.  
鳥居 孝 (1982) 犬山市史 II, 地形・地質。犬山市教育委員会, 23-56.

# 加茂野地区における鈴木秀保氏採集資料の紹介

齊 藤 基 生

## はじめに

名古屋市名東区在住の鈴木秀保氏は、十代後半から愛知県内を中心に資料採集活動が続けられ、後に岐阜県内にもその活動範囲を広げられる。鈴木氏の関心が主に石器に注がれていたため、美濃加茂市内では加茂野地区が踏査の対象になる。

ところで、筆者は1980年代後半から美濃加茂市内の遺跡調査の手伝いをし始め、同時に市立博物館建設準備にも関わってきた。その一方、1994年からは愛知県史の編さん事業に携わり、そこで鈴木氏の知遇を得ることになる。

こうして三者の関係が深まる中、鈴木氏よりこれまで美濃加茂市内で採集してきた資料を新しくできる博物館の展示に活用してほしい、との申し出があった。市としても展示の充実は願ったり叶ったりであり、有り難くこれを受けることとなる。借り受けの際に鈴木氏から付けられた唯一の条件は、ただ展示室に並べるだけでなく、広く研究者が利用できるようにきちんと資料報告をしてほしい、とのことであった。

遅ればせながら、今回鈴木氏採集資料の一部と、あわせて名古屋市博物館に収められている加賀宣勝コレクションのうち、美濃加茂市民ミュージアムが借用している加茂郡富加町海老山遺跡の後期旧石器関係の資料を紹介する。

## 1 美濃加茂市の地形と遺跡立地

美濃加茂市の地勢は大きく、北部の長良川水系に属する丘陵地帯と南部の飛騨・木曽川が形成した河岸段丘地帯に分かれる。この河岸段丘地帯には後期旧石器時代から縄文、弥生、古墳、古代、中・近世まで、様々な時代の遺跡が数多く残されている。

市内では1975年に牧野小山遺跡の調査が行われて以降、大規模な発掘調査はしばらくなかった。1990年の川合川端遺跡の調査をきっかけに、毎年

発掘調査が続き、新たな情報と大きな成果が得られた。

これまで市内で遺跡といえば、飛騨・木曽川周辺と加茂野地区に目が向けられがちであったが、3段ある河岸段丘のうち従来注目されてこなかった高位段丘上にも遺跡が存在することが明らかになった。ここでは尾崎遺跡や木ノ下遺跡、佐口遺跡のような、古代や中世の大規模な生活址が確認された。また、北部の丘陵でも平地を望む場所から弥生時代の墳丘墓や古墳時代の古墳群が見つかるなど、これまで知られていなかった場所で思いもよらぬ性格の遺跡が次々に調査された。

これはすばらしい成果に違いないが、逆にそうした所まで開発が進んできたことの裏返しであり、もろ手をあげて喜んでばかりもいられない。

こうした発掘調査が続く一方で、鈴木氏の地道な表面採集活動が行われていた。

## 2 鈴木氏の採集遺跡

冒頭で触れたように、鈴木氏は石器に強い関心を持たれており、表面採集に訪れる遺跡も主に旧石器時代の遺跡に狙いが定められていた。そのため、美濃地方の後期旧石器時代を代表する富加町海老山遺跡、および隣接する美濃加茂市加茂野地区の北野遺跡、鷹之巣駅西遺跡が主な踏査対象となった(図1)。なお、この図に示された各遺跡の位置と範囲は美濃加茂市と富加町それぞれの遺跡台帳に記載されている情報であり、鈴木氏の採集地点と一致しない可能性もある。

### 海老山遺跡

遺跡の主体は加茂郡富加町にあり、美濃加茂市の北西端に隣接する。この付近の市町境は複雑に入り組んでおり、地元の人以外は両者の境を明確に認識することは難しい。

この付近では開析が進んでおり、チャートの岩体がふた瘤の独立丘陵状に残る。西をエビ(恵日)

山、東を神宮山と称する。丘陵頂部の標高は約100mで、比高差は約30m程。畑は南西方向にわずかに傾斜するものの、標高70m弱ではほぼ平坦である。丘陵北側を長良川の支流である津保川が西へ流れ、丘陵西端で南流する。遺物は、その丘陵南斜面や裾から続く黒ボクの畑一帯から採集される。東側に隣接する市橋北野遺跡との境界を含め遺跡の広がりには明確ではない。なお、遺跡名は「海老山」の表記が広く知られているが、地元の呼称を重視し「恵日山」と記される場合もある。

このエビ山周辺でナイフ形石器や細石器が採集できることはよく知られており、早くから多くの人々により表面採集活動が続けられてきた。ところで、この付近の市町の境界は大変複雑に入り組んでいる。そのため、一口に海老山遺跡採集資料といっても、採集者により採集地点や範囲が一致しない可能性が極めて高い。また、これまでにどれだけの人によりどんな石器がどれだけ採集されてきたか、その全体像は把握できていない。

1972年発行の『岐阜県史 通史編 原始』によれば、100点以上の細石核、数十点の細石刃、ナイフ形石器、搔器、尖頭器、有舌尖頭器、石鏃、打製石斧などが多数採集されている。1966年には南山大学による発掘も行われている。

#### 北野遺跡

美濃加茂市加茂野町市橋から富加町にまたがるふた瘤丘陵の東側、神宮山の南東に広がる。富加町海老山遺跡の東に位置しており、先に触れたように両者の境界は判然とせず、採集者により遺跡として認識されている範囲は微妙に異なるはずである。市教委は美濃加茂市内およびその東隣りの富加町内を一部含め、北野遺跡としている。遺跡位置図の海老山遺跡と北野遺跡のほぼ中央にある○印は、市教委により1996年に市橋北野遺跡として発掘された地点である。現在の行政区画上三遺跡に分かれているが、これらは本来一体の遺跡であったとみることができる。

標高70m前後の平坦地で、美濃加茂盆地の中位

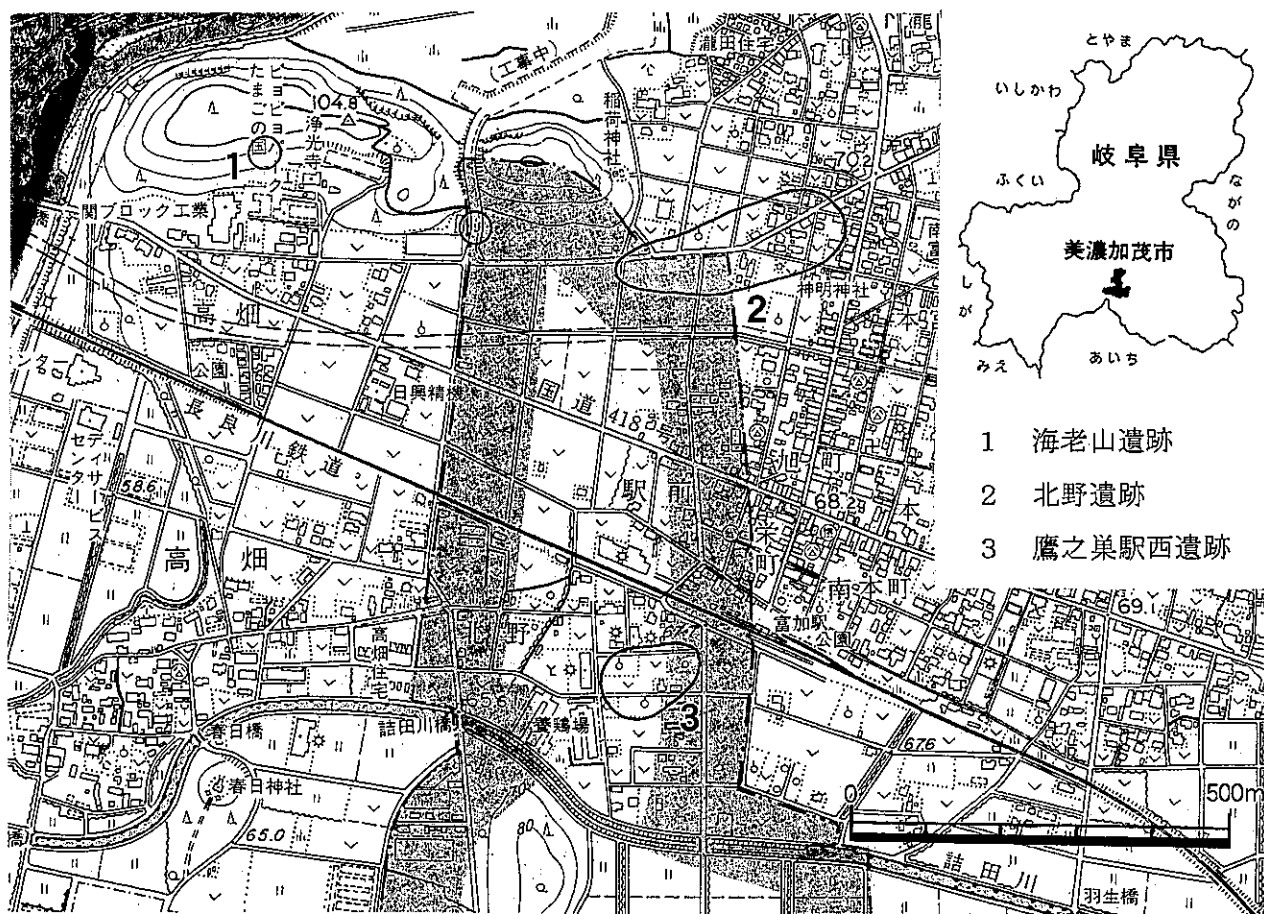


図1 遺跡位置図

富加町都市計画図 1:10,000より

段丘に相当する。通常の畑、スギやヒノキの苗畑、住宅がモザイク状に入り組む。近年道路整備が進み、今後周辺一帯で急速に開発が進む可能性が高く、注意を払う必要がある。

ここでも海老山遺跡同様早くから表面採集の対象地になっており、1980年発行の『美濃加茂市史 通史編』によれば、ナイフ形石器約50点、石刃、彫器、搔器、細石核約50点、細石刃約40点など、後期旧石器時代の遺物が多数採集されている。

1996年、美濃加茂市教育委員会により、遺跡の一部が市橋北野遺跡として発掘された。その結果、出土遺物は少なかったが、この付近の土層堆積状況を詳しく知ることができた(図2)。

基本層序は、Ⅰ：表土、Ⅱ：遺物包含層、Ⅲ～Ⅴ：地山とし、Ⅱはa～cに細分した。

Ⅰ層はいわゆる黒ボクで地味豊かであり、畑耕作土としての利用が進み、よく耕され軟らかく締まりはない。Ⅱa層も黒みが強いが、緻密でやや粘性がある。Ⅱb層は黒灰黄色を呈し、粘性があり締まりもやや良い。押型文土器1点、細石刃1点、スクレイパー4点が出土。Ⅱc層は暗灰橙褐色を呈し、緻密で粘性が強い。細石刃1点、ナイフ形石器1点、スクレイパー4点が出土している。Ⅲ層は、非常に硬く締まった黄色土の塊を含んだ灰白色土で、場所によってはほとんどが黄色土になる。Ⅳ層は黒色粘質土で、非常に硬く締まる。Ⅴ層は白色粘土で、非常に粘性が強く締まりもよく硬い。

細分されたⅡ層は各層の堆積が薄く、それぞれが厳密に時代差を表しているか断言できないが、Ⅱa・b層が縄文時代、Ⅱc層が後期旧石器時代に属する可能性が高い。

今回は市橋北野遺跡のごく一部の断面を紹介したが、堆積状況は安定しており、おそらく海老山遺跡、北野遺跡の平坦部全体の基本的な堆積状況として普遍化できると考えている。

#### 鷹之巣駅西遺跡

美濃加茂市加茂野町鷹之巣地内、第三セクター長良川鉄道富加駅の西にあたる。海老山遺跡・北野遺跡の南約500mに位置し、中位段丘上にある。標高は約65m。ほぼ平坦で地形変化に乏しいが、市史では付近に湧水が存在した可能性が指摘されている。現況は畑と一部宅地である。

1970年代から表面採集の対象地になっており、市史によれば、ナイフ形石器やスクレイパー、剥片類が少量採集されている。

### 3 鈴木氏採集の資料

鈴木氏の石器採集にける意気込みは大変強く、採集姿勢は徹底していた。美濃加茂市に持ち込まれた昆虫箱や各種のケース内には、普通の採集者なら見向きもしない小さな剥片類までびっしり納められていた。その結果、細石刃や石鏃の小破片まで見逃されることなく採集されている。もし氏が採集に出かけた直後にその畑を歩いたら、一かけらの石も落ちていないのではないかと、そう思わせる程である。

借り入れに際し、鈴木氏了解のもと筆者が器種判別を任された。以下、各遺跡ごとに数字を示す。

海老山遺跡：細石核2点、未成細石核1点、細石刃2点、エンドスクレイパー1点、有舌尖頭器1点、石鏃29点、スクレイパーⅠ類21点、スクレイパーⅡ類83点、スクレイパーⅢ類17点、石錐5点、石核・剥片類375点、滑石製垂飾り1点、縄文

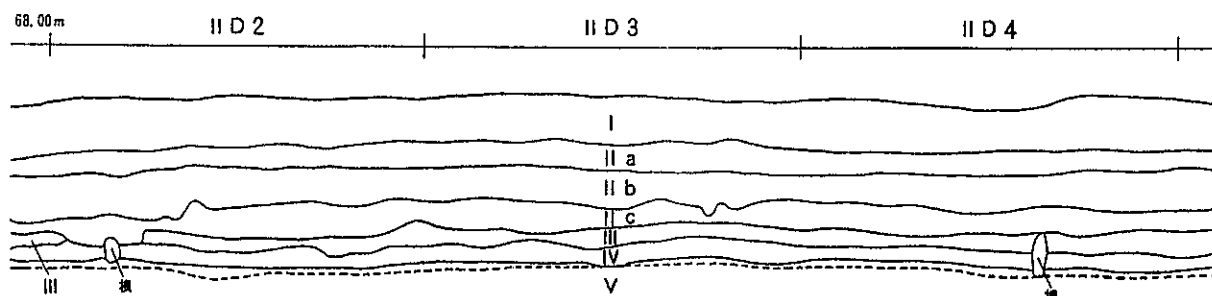


図2 市橋北野遺跡土層断面図 S: 1/40

れない。中段右端の1点を除き、すべて無柄型である。石質は下呂石が半数以上を占め、チャートが続く、その他の石材は少ない。

#### スクレイパー（写真3）

ここでは、従来から筆者が用いている分類基準を示すに留め、個別の遺物説明は省略する。

I類：調整による明瞭な刃部をもつもので、狭義のスクレイパー（写真3上段）。なお写真1上段左端は、当初ナイフ形石器としていた。II類：剝片を加工せずそのまま縁辺を適宜使用し、刃こぼれや摩痕を留めるもの（同3中段および下段左2点）。III類：平面形はおおむね四角形を呈し、側面観は菱形に近く、相対する辺に剝離面がつぶれたように集中するもので、ピエス・エス・キーユと呼ばれる一群（同下段右3点）。

写真の資料はいずれも縄文時代に属するものとみなす。チャートが多い。

#### 石錐（写真2下段、右端を除く）

スクレイパー同様、ここでも筆者の分類基準を示すに留める。

I類：つまみ部をもたず棒状を呈する（写真2下段左2点）。II類：つまみを部をもち、身は細長い。III類：大きなつまみ部に短い先端部をもつ（同下段左から3点目）。IV類：つまみ部と先端部の境が明瞭でなく、二等辺三角形を呈する（同下段左から4・5点目）。

写真に示したものの石質は、チャート4点、安山岩1点である。

#### 滑石製垂飾り（写真2下段右端）

全長2.4cm、現幅1.0cm、推定外径1cm、推定内径0.4cm。淡い黄土色を呈する滑石製。

本来は胴がくびれた管玉であったが、何らかの理由で縦長に半分に割れた後、胴部中程よりやや上に孔を開け、垂飾りとして転用している。

管玉としては、上下両方向から穿孔している。その際生じた横方向の線条痕が残るが、裏面上方寄りには垂飾りとして使用中に紐擦れにより条痕が消えている。割れ口も、全体に表面がよく擦れ滑らかである。縄文前期に属すると思われる。

#### 北野遺跡（図3-6・7、写真4）

#### 図3-6 細石刃

端部を欠いている。現長さ1.9cm、幅0.7cm、厚さ0.2cm。打面は角礫面と思われる。打面と剝離の軸は直交しない。図正面右側縁の刃こぼれは使用痕の可能性もある。チャート。

#### 同7 細石刃

上下両端を欠いている。現長さ0.8cm、現幅0.6cm、厚さ0.15cm。表の剝離痕から見て、真正の細石刃でない可能性もある。チャート。

#### 石鏃（写真4上段中程4点）

有柄はない。右から3点目が黒曜石で、この地方ではまれである。それ以外はチャート。全体に作りはあまりよくない。

#### スクレイパー（写真4中・下段）

I類（中段左端・左から3点目）、II類（I類以外の中段、下段左4点）、III類（下段右端）。縦長や横長の剝片を適宜利用している。写真の資料はすべてチャート。いずれも縄文時代に属すると見なす。

#### 石錐（写真4上段右端）

III類。チャートの小円礫を素材とし、調整はほんのわずかである。

#### 駅西遺跡（写真5）

#### 石鏃（写真5上段左端）

有柄形。身の長さ3.0cm、身の幅1.6cm、身の厚さ0.55cm、茎の長さ0.5cm、茎の幅0.5cm、茎の厚さ0.2cm。身の平面形は、細長い五角形を呈する。身の側縁は鋸刃状に仕上げられている。全体の作りはまとまっているが、個々の剝離面の大きさや剝離方向は不揃いである。チャート。

#### スクレイパー（写真5上段左端以外）

I類（上段中程2点）、II類（上段右2点、中段、下段左2点）、III類（下段右端）。様々な形態の剝片が素材として使われ、形に対するこだわりはみられない。写真の資料はすべてチャート。いずれも縄文時代に属するとみなす。

#### 小結

これまで鈴木氏採集の資料紹介をしてきたが、改めてその概要を述べる。後期旧石器より縄文時代の資料が多く、しかも非定型的なものが目立つ。これは、氏が典型的な作りの良いものだけに目を奪われず、あらゆる石器類に等しく価値を見出し

ていることの現れである。

なお、採集された石器の石材はチャートが多い。これは、この加茂野地区が長良川水系に属することと関係が深い。飛騨・木曽川水系であれ程目立つ下呂石が石礫以外少なく、その要因を探ることが石器石材の動きを考える上で重要になる。

#### 4 加賀宜勝コレクション

これまで鈴木氏採集資料の紹介を進めてきたが、氏以外にも多くの人が加茂野地区の遺跡で表面採集活動を行ってきた。それらの一部はすでに『岐阜県史』や『美濃加茂市史』などで紹介されている。今回ここでは、名古屋市博物館に寄贈された加賀宜勝コレクションに含まれる海老山遺跡の資料の中から、美濃加茂市が借用しているものの一部を紹介する。

##### 図4-1 ナイフ形石器

完形品で、全長4.6cm、幅0.7cm、厚さ0.6cm。チャート。縦長剥片を素材とし、打点は基部側にくる。打面および打瘤の大半が除去されている。刃潰しは図正面左側縁全体と、右側縁下半に及ぶ。いずれの刃潰しも鋭角的で、かつあまり剥離は深くない。基部の平面形は尖頭状に仕上げられており、全体の形状は片面尖頭器に似る。刃部には使用によるとと思われる刃こぼれがみられる。

##### 同-2 彫刻刀

完形品で、全長3.1cm、幅1.7cm、厚さ0.6cm。チャート。幅広の剥片を縦長に半割するようにして彫刻刀面を作り出している。縦方向に2回剥離し、その面と60度程の角度をなすように2回の剥離で面を作り出している。刃部にみられる階段状の細かな剥離は、使用痕の可能性はある。

素材の形状がやや気になるが、ひとまず後期旧石器時代に属するものとする。

##### 同-3 細石核

全体の形態は船底形に近い。打面の縦2.8cm、同横4.7cm、高さ3.0cm。チャート。

角礫を素材とし、底面に広く礫面を残す。甲板方向から剥離を加えて船底様に形を整えている。打面は凹面で、一面からなる。図正面に細石刃を剥いだ痕跡が3面程残るが、打面寄りが階段状に

潰れてしまい、これ以上細石刃の剥離ができなくなり、早い段階で放棄したものと思われる。

##### 同4 細石核

全体の形状は、縦長の船底形に近い。打面の縦1.0cm、同横1.9cm、最大幅2.1cm、厚さ1.1cm、高さ3.2cm。角礫素材の下呂石。

打面はかすかに凹み、一面からなる。図正面に細石刃を剥いだ痕跡が4面程残る。打面と細石刃剥離の軸は直交しない。図右側面にも2面細石刃を剥離しようとした痕跡があるが蝶番状になり、これが妨げとなり剥離作業を断念したと思われる。図裏面の一部に角礫面を残す。

板状の素材にあまり手を加えず、なし崩し的に剥離作業に入ったと思われる。

##### 同5 細石核

全体の形状は角錐形に近い。打面の縦1.1cm、同横1.2cm、高さ1.6cm。チャート。

打面はかすかに凹む節理面で、一面からなる。細石刃を剥いだ痕跡は全周におよび、その名残は11面程残る。図左側面で蝶番状になり、この段階で細石刃剥離を断念したと思われる。なお、最後に細石刃が剥離されたのは、図裏面中央である。

素材の質のよさに加え、当初の形作りがうまくいったのか、剥離作業はほぼ限界まで進められここまで小さくなっている。打面の頭部調整による突起の除去がなされていないことも、限界に到達していたことを示している。

##### 同6 細石核

全体は、円錐を押し潰したような形である。打面の縦1.9cm、同横2.3cm、高さ2.4cm。チャート。

打面は凹面の一面であったが、図左端へ一面剥離が入る。打面全体を平坦に近づけるための打面調整剥離の可能性はある。図正面に細石刃を剥いだ名残が4面程残るが、形が整った細石刃が剥離されたとは思えない。左右両側面からも真正の細石刃が剥離されたとは見えない。裏面には石核を形作った際の上下両方向からの剥離面が残る。

あらかじめ全体を円錐形に整えた後に細石刃剥離にかかるが、さほど作業が進まないうちに打面との角度が90度近くになり、剥離が困難で放棄したと思われる。

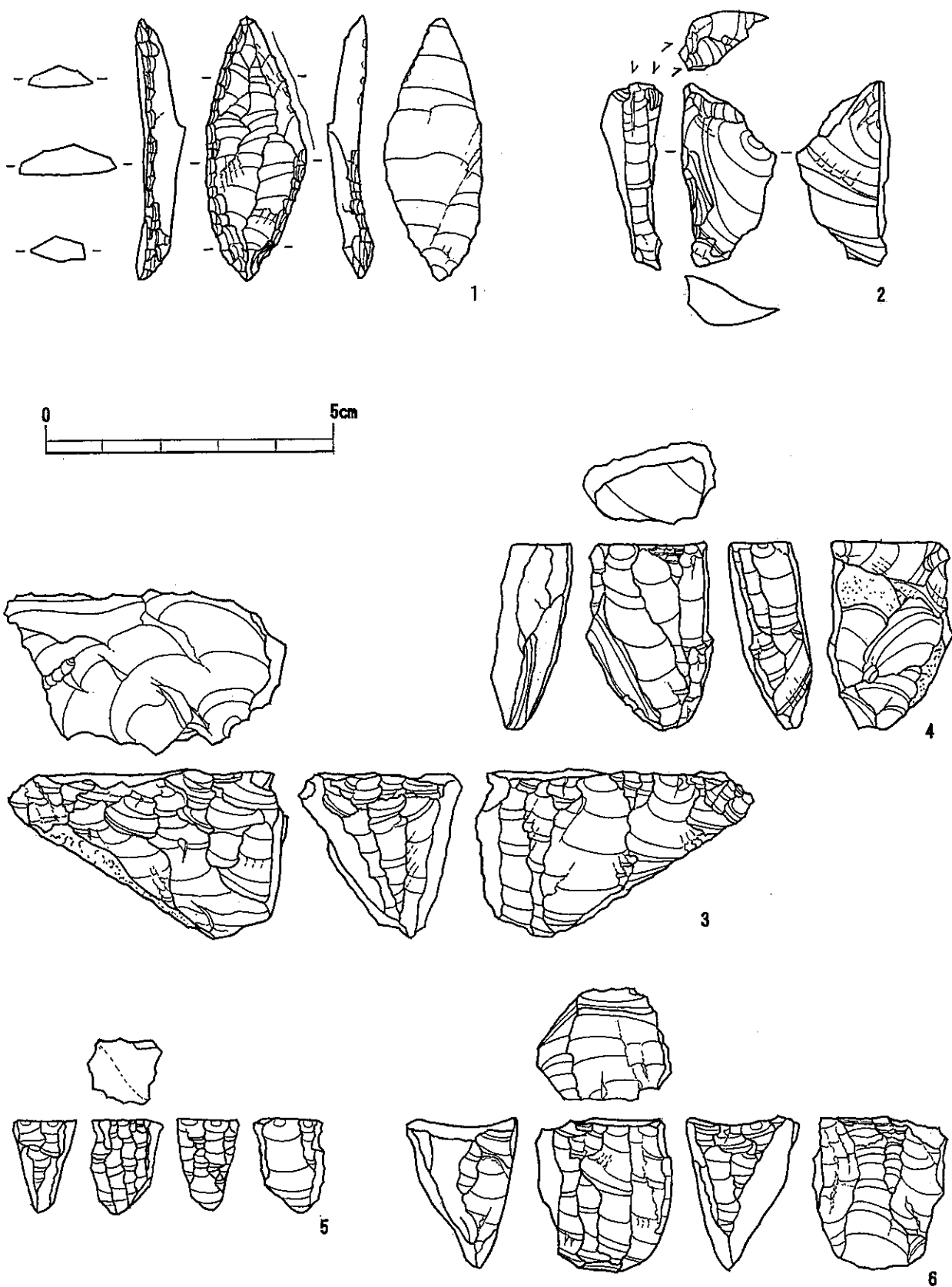


図4 加賀コレクション海老山遺跡遺物実測図（実大）

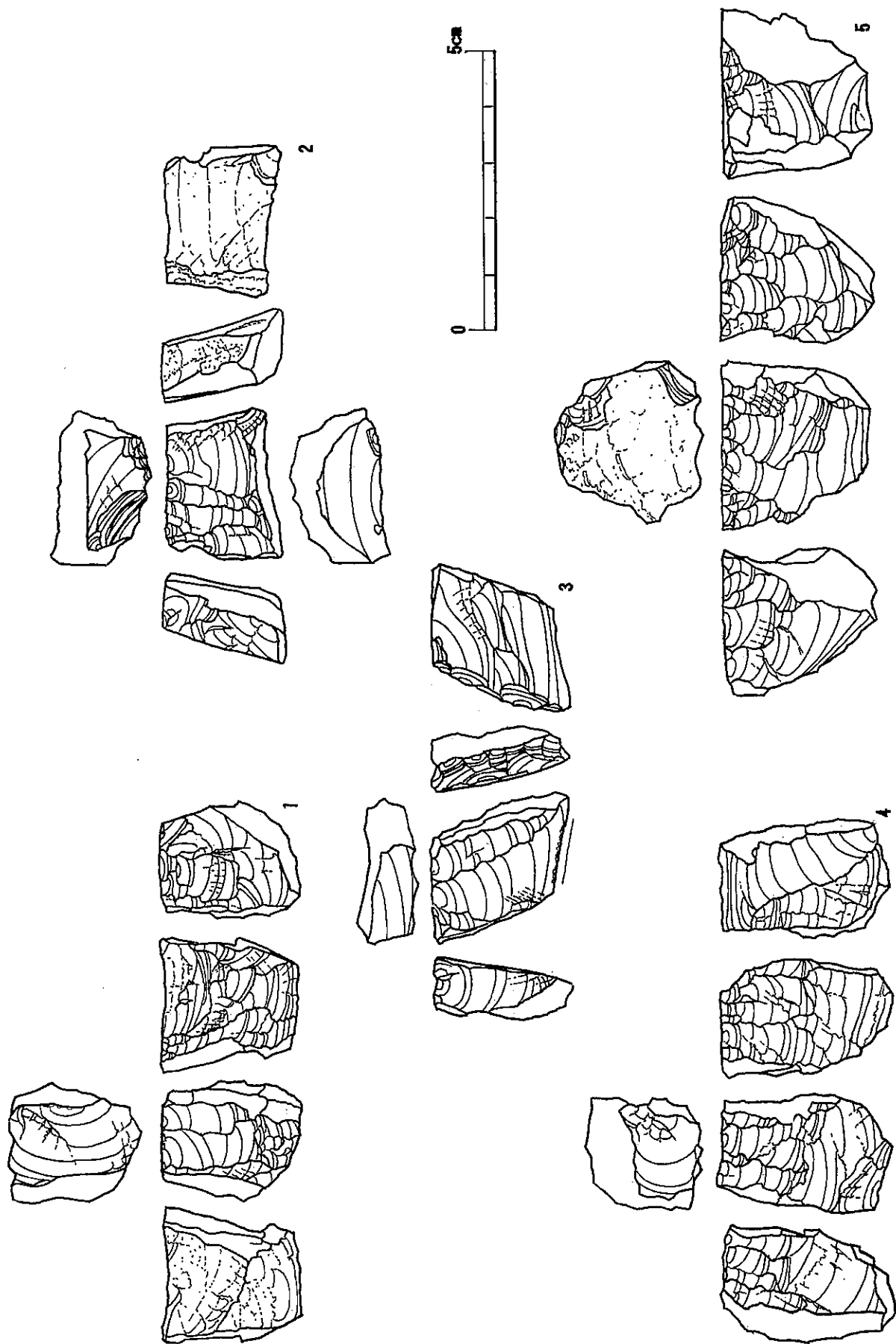


図5 加賀コレクション海老山遺跡遺物実測図 (実大)

#### 図5-1 細石核

全体の形状は角柱状に近い。打面の縦2.4cm、同横1.4cm、最大幅1.9cm、最大厚さ2.1cm、高さ2.5cm。チャート。

打面は凹面で、一面。図正面に3面細石刃を剥いだと思われる痕跡が残るが、いずれも石核の下端まで届いていない。図左側面は節理面で、剥離作業は行われていない。図右側面には1面細石刃を剥いだと思われる痕跡が残る。図裏面は石核を形作った際の剥離面のみである。

全体に比べ打面が狭く細長い。細石刃を数点剥離したものの、節理面が多く長い細石刃が剥離されたとは思えない。下端寄りが階段状になり、早い段階で剥離作業を断念したと思われる。

#### 同2 細石核

板状を呈し、打面の縦1.2cm、同横2.2cm、最大幅2.6cm、厚さ1.2cm、高さ2.2cm。チャート。

板状の剥片をほとんどそのまま利用している。打面は全体に比して小さい。凹面で、調整剥離を加え、より平坦になるよう仕上げている。図正面左半に4面細石刃を剥いだ痕跡が残る。いずれも剥離された細石刃の形はよくないと思われる。図右側面と裏面は節理面からなる。底面は凹面。

板状の剥片にほとんど手を加えることなく、なし崩し的に細石刃の剥離に入ったがうまくいかず、早い段階で作業を断念したと思われる。

#### 同3 細石核+スクレイパー

板状を呈し、打面の縦0.8cm、同横2.2cm、厚さ1.0cm、高さ2.4cm。チャート。

板状の剥片を素材としている。打面はかすかに凹むが、ほぼ平坦である。図正面には3面細石刃を剥いだ痕跡が残る。打面と剥離の軸は直交しない。図左側面には細石刃を剥いだ名残が1面あるが、これ以前にもう1・2点剥いでいた可能性がある。図右側面にはスクレイパーとしての刃部が作りだされている。また下端にも使用痕と思われる刃こぼれがみられる。

図正面と左側面で細石刃を剥離しているが、あまり作業が進まないうちにスクレイパーに転用した。ただし、その間にどの程度の時間差があったか判断できない。

#### 同4 未成細石核

角柱状を呈し、打面の縦1.4cm、同横1.7cm、最大幅2.6cm、厚さ1.9cm、高さ3.0cm。チャート。

打面は全体に比して小さく、凹面で一面。図正面と左右両側面で細石刃を剥離しようと試みたがいずれも節理面が絡み、真正の細石刃を剥ぐことなく放棄したと思われる。全体に対する打面の小ささからも分かるように、打面に対する細石刃の剥離角が鈍角で、作業が困難になった。

#### 同5 未成細石核

全体の形状は角錐状に近い。打面の縦2.8cm、同横2.7cm、高さ2.5cm。チャート。

打面はほぼ平坦な角礫面である。図上方寄りにパンチ痕を2ヶ所残す。全体を角錐状に仕上げながら、並行して細石刃の剥離を試みている。しかし、真正の細石刃が剥離された痕跡はない。早い段階で放棄されたものと思われる。

#### 小結

今回は名古屋市博物館加賀コレクションのうち、美濃加茂市が借用している後期旧石器関係の一部を紹介した。細石核には様々な形態が含まれており、他の人の採集品と一堂に会する機会があれば、海老山遺跡の性格がより明らかになると思われる。

鈴木氏のところでも触れたが、石材はチャートが下呂石など他を圧倒している。製作技法と石材の関係についても、今後の課題は多い。

### 5 ミノカモの後期旧石器時代

20世紀末、日本の考古学史上最悪の前・中期旧石器遺跡捏造事件が発覚した。幸か不幸か、これまで美濃加茂市内でそこまで遡る遺跡の存否が問題にされることはなかった。以下、平成の市町村大合併が起きる前に、美濃加茂市内の後期旧石器の様相の概略を述べる。

市内の現時点で確認されている後期旧石器時代の遺跡（資料）は、加茂野地区の北野遺跡（ナイフ形石器、細石核、細石刃、スクレイパー他）、鷹之巣駅西遺跡（ナイフ形石器他）、境松遺跡（細石核?）と、蜂屋町上蜂屋の尾崎遺跡（ナイフ形石器、未成細石核、細石刃、スクレイパー）と数少ない。

このうち後期旧石器に狙いを定めた正式な発掘調査が行われ報告書が出ているのは、北野遺跡の一部である市橋北野遺跡のみである。他は表面採集が主体で、尾崎遺跡は古代の遺跡調査に紛れ込んで出土したものである。

遺跡は、尾崎遺跡を除き、長良川水系に属する加茂野地区に集中している。飛騨・木曽川水系では、今のところ高位段丘にある尾崎遺跡以外、見つかっていない。しかも遺物量は少ない。このことは、現在中心市街地が広がる中位・低位段丘上は、当時はまだ生活に適さない環境であったことが想像される。一方、加茂野地区は美濃加茂盆地の中位段丘に相当しているが、海老山遺跡・北野遺跡のようにナイフ形石器や細石器が数多く見つかるなど、すでに後期旧石器段階で暮らしやすい環境にあったことがうかがえる。

長良川の一支流である津保川流域の加茂野地区と飛騨・木曽川流域の太田地区では、後背地から供給される水量に大きな違いがあり、洪水など自然環境の厳しさに差があったと考えられる。

出土遺物の内容について。本来一体であろう海老山遺跡と北野遺跡をあわせた遺物の質と量は、岐阜県内の同時期の遺跡を圧倒している。岐阜県を代表する拠点集落に間違いなく、愛知県を含めても屈指の規模になる。

両遺跡のナイフ形石器は、大部分がチャートの縦長剥片を素材とし、長さ2～4cm程の小型でずんぐりとした形態を呈する。中部から関東地方にかけて広がる、いわゆる「茂呂型ナイフ」の範疇に納まる。これまで多くの人に採集されてきたナイフ形石器を仔細に観察すれば、時期的な細分は可能であろうが、そこまでの分析は進んでいない。なお、ナイフ形石器に共伴するであろう他の器種についても、表採資料のため実態は不明である。

尾崎遺跡出土のナイフ形石器は、チャート製で小型であるが、横長剥片を利用している。一般的に剥片を横長に剥ぐ技法は、西日本の国府型ナイフ形石器の影響を受けているとされる。編年的には愛知の後期旧石器Ⅲ期段階が想定される。

細石器について。これまた海老山遺跡・北野遺跡の採集品を合わせれば、他の岐阜県内のすべて

を足しても届かない。

石核の大部分がチャートで、一部下呂石が加わり、地域性がよく現れている。形状は、いずれも円錐形ないし角錐形で、角柱形や円筒形に近いものもある。細石刃剥離が進んだものより、早い段階で廃棄されたものが目立つが、これは剥離が進まなかったことでこうした資料の残る可能性が高まっただけである。もし剥離作業が順調に進めば、小型の残核しか残らないはずである。

最後に後期旧石器時代のミノカモの景観について。ナイフ形石器が発達した今からおよそ2万数千年前はビュルム氷期の最寒冷期にあたり、氷河地形のなごりから推定される平均気温は現在より7℃程低かったとされる。氷河の増大は相対的に海水面の低下をもたらし、伊勢湾・三河湾の姿はなく、海岸線は現在の陸棚付近まで後退していた。

そうなると当時の加茂野界限は、現在の高根村日和田高原とはいわないまでも、東濃地方の岩村町や山岡町のような、海岸からは相当奥まった所にある高原だったといえる。

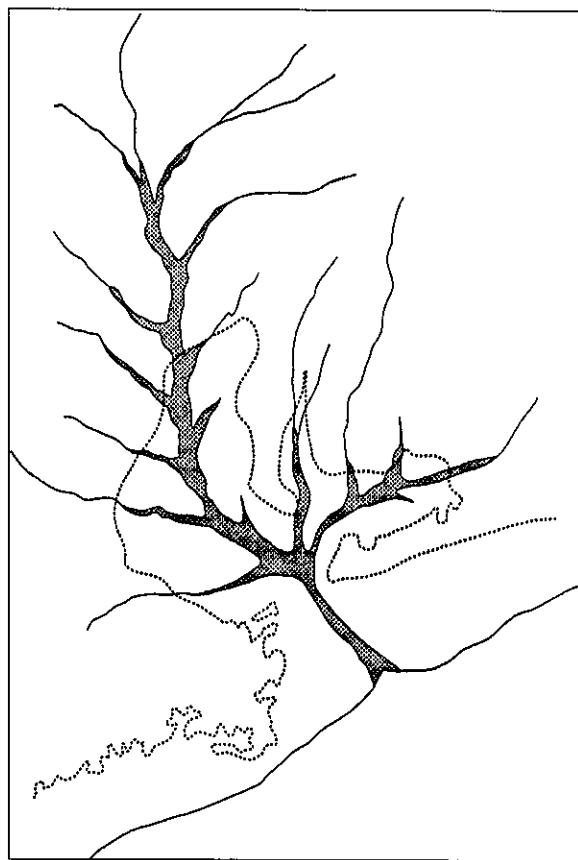


図6 ビュルム氷期最盛期の海岸線

その後徐々に気温が上昇していったが、愛知県南知多町の縄文早期の先茱貝塚が現海面下10数mに営まれていたことからわかるように、旧石器時代末の細石器が盛行した頃にはまだまだ冷涼で、海岸線も後退していた。

地元でこの時期の花粉分析はなされていないが、列島各地の分析例から、この界隈の植生は針葉樹が卓越した灌木がまばらに生える草原が広がっていたと思われる。そこに住む動物たちを狩る人々が海老山・北野に腰を落ち着け、加茂野一帯を広く活動の場としていた。

それはナイフ形石器から、細石器、有舌尖頭器を使用した人々まで、連綿と続いた。そして気温の上昇に伴う植生の変化、さらに動物相の変化が新たな縄文時代への幕開けとなっていく。

## おわりに

はじめにでも述べたように、鈴木秀保氏が加茂野地内で採集された資料が「みのかも文化の森 美濃加茂市民ミュージアム」に貸し出されることになるについて、筆者が深く関わってきた。そして速やかに資料化を図るという積年の約束を、今回遅ればせながらようやく果たすことができた。やっと肩の荷が一つ下りたが、この報文がより多くの人の目に触れ少しでも研究の一助になればと願っている。

まず鈴木氏にはこのように報告が遅くなり、その上、当方の怠慢から縄文時代関係は写真のみの

紹介となったこと、深くお詫び申し上げる。

また、名古屋市博物館川合剛さんには名古屋市から美濃加茂市への貸出資料についてご配慮頂き、中濃西高校の高井良夫さんには加茂野地区の遺跡全般について貴重な情報を頂いた。美濃加茂市民ミュージアム藤村俊さんには写真撮影や図版作成にお手を煩わせた。さらに、富加町島田崇正さんには遺跡位置図用の地図を手配して頂いた。

最後になりましたが、今回資料紹介の機会を与えて頂いた美濃加茂市民ミュージアム関係者に心よりお礼申し上げます。

(さいとう もとなり 名古屋外国語大学・名古屋学芸大学  
非常勤講師)

## 引用・参考文献

齊藤基生・磯谷祐子・可児光生・高井良夫『市橋北野遺跡発掘調査報告書』美濃加茂市教育委員会、1997。

美濃加茂市『美濃加茂市史 通史編』1980。

岐阜県『岐阜県史 通史編 原始』1972。

愛知県『愛知県史 資料編1 考古1 旧石器・縄文』2001。

## 挿図出典

図1 富加町都市計画図をもとに作成。

図2 『市橋北野遺跡発掘調査報告書』P5

図6 愛知県史より転載（原図は、庄子士郎編  
1978：『愛知県 地学のガイド』コロナ社）



海老山遺跡 鈴木採集資料 旧石器～縄文草創期



海老山遺跡 鈴木採集資料 石鏃・石錐・滑石製品



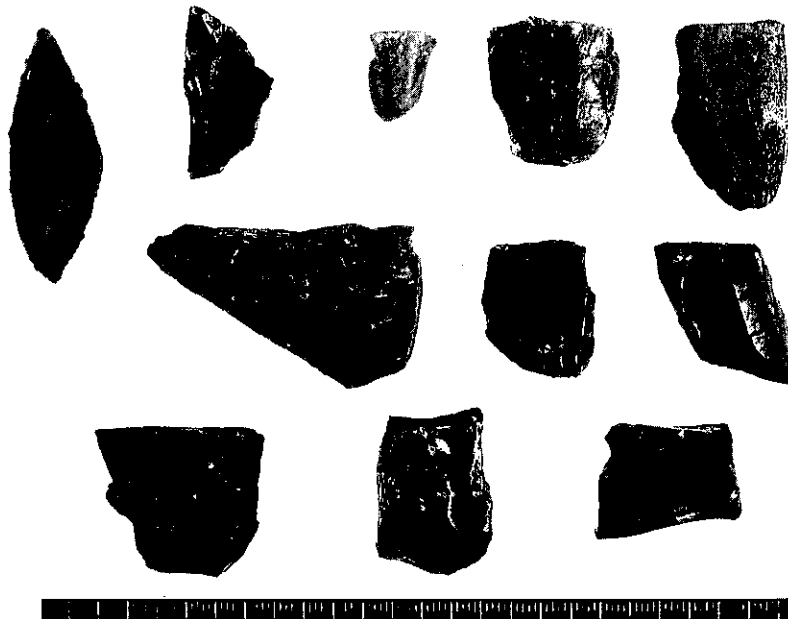
海老山遺跡 鈴木採集資料 スクレイパー



海老山遺跡 鈴木採集資料 スクレイパー



鷹之巣駅西遺跡 鈴木採集資料 石鏃・スクレイパー



海老山遺跡 名古屋市博物館蔵(加賀コレクション) ナイフ形石器・彫刻刀・細石核・未成細石核

未 八月 社人 栗山日向正（黒印）

吉田次郎吉殿

御陣屋

右栗山日向正御願被申上候通相違無御座候間、願之通相叶申候様被 仰上  
被下置候ハ、難有仕合可奉存候、已上

右村庄屋

安右衛門（黒印）

氏子惣代

友次郎（黒印）

右之通願出候付、御役所江罷出候様申渡候

吉田次郎吉

（付紙）

書面修復伐木之儀、当奉行所見分済之上承届候条、此段御代官江可相達  
候、伐木之儀ハ兼而触置候通、川並番所江相願改請可伐採候、

但、伐採追而為相改候間、本伐之境当奉行所江可相達候、

十一月十四日

六、明治四年二月加茂明神社領高取調帳

（表紙）

（異筆）

「美濃国加茂郡明神社領高取調帳」

美濃国加茂郡加茂明神社領高取調帳

美濃国加茂郡上蜂屋村社人

栗山加茂理

加茂大明神社領  
美濃国可茂郡  
上蜂屋村

村除地

一神田 田七反壹畝拾壹歩

此米四石五斗

此六ヶ年平均

米四石五斗

但、定納ニ而年々不同無之候、

此諸渡方

米三斗 庄屋給

米四石 神事入用

差引

米貳斗 現收納高

境内裏山社附林 但、松杉檜立老ヶ所

此木数 八拾本程 但、目通 貳尺廻方  
四尺廻迄

此払代金取相場凡貳拾兩程

右之通相違無御座候、以上

美濃国加茂郡上蜂屋村

明治四年 蜂屋村社人

未二月 栗山加茂理（黒印）

一年月不相知、父三郎大夫跡後職  
一文化元子三月隱居

十一代目

栗山三郎大夫

一文化元子三月父三郎大夫跡後職  
一同十一戌六月病死

十二代目當職

栗山三郎大夫

一文化十一年戌八月父三郎大夫跡後職

已上

文化十一年戌八月

為後代之印置申候、以上、是迄勘次郎殿書被下候  
是迄段々色々と書上候へ共相濟不申迷惑仕候と申候へ者、寺社手代并貝勘  
次郎下申人内証三而被申候ハ、私居宅へ今晚御出被成候、内証三而加筆致  
し可申ト被申候間、進物直紙三帖持參し頼候得者、右之通りニ書被下、夫  
方差図ニ任七書役へ參り為書歸り而、又々勘次郎殿江頼候へ者、此人請合  
役所を濟し被下候、右之通り之書代式百文書役取申候、夫方直ニ我々其日  
ニ歸り申候、

曆代書上相濟之通り

五、安政六年八月社頭屋根葺替等に付奉願家候御事

奉願上候御事

(付紙・割印)

一加茂大明神壹社 九尺四面

但、柿葺屋根裏平 葺替

同社内 長式間半 但、屋根葺替  
一鳥居 横式間

同断 東三間式尺 但、建替  
一玉垣 西三間六寸 但、建替  
高四尺

但、右玉垣裏七間半東西四間ツ、  
今般新規取建申候奉存候

一檜五本 但、目通 三尺廻方  
五尺廻迄

一松拾三本 但、目通 式尺廻方  
六尺廻迄

一ほうす拾本 但、目通 老尺五寸廻方  
四尺廻迄

木数式拾八本

右ハ私扣ニ御座候処、社頭屋根・鳥居并玉垣等大破相成候付、今般前頭之  
通夫々如元屋根葺替、玉垣裏之方、新規取建申度奉願上候、就夫右境内ニ  
生立罷在候右檜五本修復用にと仕、松・ほうす式拾三本伐採売払、入用差  
かヘニ仕度奉願上候、尤他領・他国之寄進奉加等不仕、氏子村中納得仕、  
何方ニ少も故障無御座候間、何卒願之通相叶候様 寺社御奉行所江宜被  
仰達被下候様仕度候、已上

加茂郡上峰屋村

四、文化八年閏二月御改に付書上仕候御事下書他

御勘定方々委しく御改之上、直ニ私方へ御状到来ゆへ御改之書上、左之如  
認差上ニ而相済申候、印置

書上仕候御事

下書

私扣

賀茂大明神社附御除地七反壹畝拾壹歩、前々御改之節々奉書上候、近頃  
去々文化六年巳之四月御改之節も奉書上置候、其以前老度之御改之節  
如何間違書違候哉、一向相知レ不申候得共、前々御根帳ニ御座候通り少  
茂相違無御座候、篤と吟味仕候故奉差上候

濃州加茂郡上峰屋村

加茂社人

文化八年未閏二月

栗山三郎太夫

寺社御奉行所

文化十一戌ノ八月曆代書上下書 かしや町三丁目

覚

△井貝勘次郎卜云寺社手代書被下候

加茂郡上峰屋村

加茂大明神社人 栗山三郎大夫

初代

山田源内

二代目

山田次大夫

三代目

山田佐久馬

四代目

栗山加茂大夫

右五代之間、社職之年月并病死等之年月共一向相分り不申候

五代目

栗山三郎大夫

六代目

栗山三郎大夫

一年月不相知、父三郎大夫跡後職

一享保十七子年月不相知、隠居

一貞享二丑二月病死

七代目

栗山三郎大夫

享保十七子年月不相知

一年月不相知、父三郎太夫跡後職

一延享三寅十月病死

八代目

栗山三郎大夫

延享三寅十一月

一年月不相知、父三郎大夫跡後職

一明和四年亥年月不相知、隠居

一宝曆十辰四月病死

九代目

栗山三郎大夫

明和四亥年月不相知

一年月不相知、父三郎大夫跡後職

一隠居之儀年月共不相知

一天明六年正月病死

十代目

栗山三郎大夫

之本伐をして細工小屋を作る計りニ御座候、

二度めに寺社へ願書之趣、前度とハ替へて普請之数を増して社木之願減（ウツ）して願ひ候、又者時ハ先年之小出半四郎殿之子息小出文蔵殿と云人、小出半四郎と名乗て本しげ町間ニ御座被成候処、此人を頼候へ者、其人之いとこ衆に高野孫兵衛と云人寺社吟味役相勤被居候間、此人へ橋をかけ貰ひ願書之内見を窺（ウツ）、下書を見せ役所罷出申候、吟味役之人日々被替候へ者、悉ク知る人無御座候へ者、又某を広間々影へ呼出被仰候ハ、此願書に下蒔柴伐採と有る所ハ如何と御尋被成候、答て其儀ハ伐と申ハ痛松之事、蒔と申ハしば之事ニ御座候と申候へ者、左様ならハ宜敷可申達とて奥へ被入候、又某ハ広間へ歸り申候、

先年小出半四郎殿吟味役三拾年も相勤被成候時節とハ殊外様子かわり、不入事迄細（コマ）ニ一々被尋候間、寺社役所へ出候ハ、前方ニ随分如様成書物ニ而も見置候様ニ印置候、

先年御建立之時節之慥成事ハ弘治三年に失焼失致、其後ハ御当代迄先規之通りニ而相済来り候と答こたへ可申候、

併（シテ）御尋なき事ヲ一言も不可申上候、被問候へ者慥ニ相答可申候、

伐採見分ニ御出と申事ニ聞候ゆへ、甚気毒ニ存候ゆへ、前方ニ土田神主ヲ頼、内証ニ而寺社手代之第一之はぎ々之人前田半左衛門と云へ頼入見分ニ不被来様ニ致貰ひ置候へ共、殊外氣遣ハ敷存候、今度之様ニ六ヶ敷候へ者、後々ハたいいてい之普請ハ内証ニ而可致事肝要也、附林杯ハ不願ニ売払、若後ニ境内御見分ニ而有事御座候而、御改メ御座候ハ、此所ハ私從先年持来り候と答可申候、然らハなんぞ慥成義御座候かと被尋候ハ、イマ別而之印ハ無御座候へ共、先年御年貢ニ差詰り候者家財山屋敷等迄庄屋引受売払候時ニ買置申候、只今ニ而も庄屋仕払仕候時ハ、田地ニ而も山ニ而も手形証文ハ不仕候間、印ハ無御座候、其時々請取相極申事ニ而御座候と可答也、

△右書置候神主号之義ハ、よく／＼思へ者一度も二度も寺社御奉行衆迄相済通り来候事ヲ差とめられてハ甚氣の毒ニ候間、マタ私金錢さへ有なれハ、つてを以て御奉行様迄内証ニ而窺（ウツ）ひ、右色々と書上候様子ヲ申上、神主と二度迄御済し被下候訳を申上、神主と仕度存候へ共、此節何事も不都合ゆへニ御座候、何れ者二度迄御奉行衆迄相済候事なれば可願上と存居候、并能ク勸進候へ者、吟味役ニ近付之人無御座ゆへ彼是と差支申候、兎角折節ハ役人へ近付可置也、吟味役幾人か御座候間、皆々へハ不行共一人二人へ者出入可置物也

#### 寺社役所々御尋答之事

一御供田燈明田御朱印・御墨印有之候哉と御尋被成候事、享保六年之年も御改メ御座候、答て先々度々御改メ被成候へ共、御建立之時之慥成証文御座候へ共、弘治三年ニ不残焼失仕候而其後慥成証文ハ無御座候へ共、殿様御代々御改之節右訳申上候へ者、寺社御役人衆被仰候者、此田地者御除地ニ而殿様御領地之外ニ候間、重而如様之改メニハ出さつしやるに及ず候と被仰候と先祖申伝へ候間、印置候、

併寺社之心ニよつて時々六ヶ敷改メ尋御座候、勘へべし

一作事ニ而大工之取可定り之物

(地杭) 水縄（ツ） 尺杖 二本 指図板

石つき棒（ツ） 石つき棒ハ家作りニ別而大役之道具成ゆへ、其家ニ而ハ必不遺物也と聞ク

右是等之物者大工之式法ニ而取物と承り申候、次ニ宮社棟祭之時、棟祭（ツ）済候迄之神前之散錢ハ大工之取ル物也、同日ニ而棟祭過て御遷宮之散錢ハ神職之人取物也、併散錢杯之義、彼是と申物ニ而ハ無之候、印置、

(裏表紙)

「蜂屋加茂神社」

被成、答コタヘ而此儀者雜木ニ而細成コマカゆへ木数ハ早束相知不申ト申候へ者、左様ニ而ハ濟不申、何尺廻マワり何尺廻マワる目通ニ而長ハ老之枝迄何間マ何間ト訊ケ無ク候而ハ相濟不申ト之事也、次ニ神主と書出し候事御改被成、神主と書事ハ熱田アツタか津嶋か、或ハ一之宮・二之宮又ハ洲原か格別之大社か、或ハ慥成先年サシマシノ神主と云証文無御座候而ハ相濟不申、右之外ハ皆々通例社家イヘカ社人とニ而無クテハ相濟不申候と被申候ゆへ、答テ申、私義先年ハ幡太郎義家公御建立之時サシマシノ神主と相定り、社職相勤慥成書付等も御座候へ共、二百年以前弘治三年ニに焼失仕、慥成事ハ無御座候得共、御当イヘ家康公様イヘノ御当代迄も社職ハ相務来り候へ共、明神修覆私繼目之願之節ツギメ杯ハ神主、若年之時又ハ名代杯ニ而御願申時ハ、願書杯も庄屋役人任セに認真マコトニひ候事も段々御座候而、夫ゆへ禰宜ネギとも祠官クラシとも神司カンシとも神官とも社家とも社人とも様々に書上来り候處、吟味役小出半四郎殿先年之様子委細御尋被成候ゆへ、御建立時節サシマシノ其後右之訳申上候へ者、左候へ者其方者神主と以後ハ書上候而不苦と被仰おほせられ候ゆへ、明和三年修覆之願杯神主と書上候、次之年明和四年繼目ノ節サシマシノ弥々神主ニ而御濟し被成候と答候、其節御奉行者高橋司書様とと覺居申候ゆへ、此度も神主と書上申候と答候へ者、吟味役被仰候者、夫者半四郎如成了簡ニ而相濟し候事か候へ共、只今ハ一流ニ社家・社人ニ而無ク候而ハ相濟不申と被申候ゆへ、答て左様なれば無是悲事ニ御座候間、私家名サシマシ者何れ共此度修覆之願相叶候様御願申上候と申候、次ニ又私名之義三郎太夫と出し候へ者、又御改被成、八年程以前に殿様若君様御誕生之時、五郎左衛門。何五郎。五郎八。九郎太。次郎。太郎。杯ハ御若君五郎太様之御名に障サハり候と触状ニ而出置候ニ、其元御氣が付不申哉と被仰、郎太とつゞき候ゆへ相濟不申候間、今度一ツしよに改名之願被出候と被仰候様、右色々差支候ゆへ相濟不申歸り申候而、先ツ拾間通り雜木下ササキ下、神主ト書く事と、郎太之名之事三品差支候相濟不申候、

吟味役衆私を脇之間呼出し御尋之事、一々先ツ修覆に金子入程社木を売払被成候かと被仰候、答て左様ニ御座候、先年ノ寄進奉加等不仕候へ者、先々々社木ニ而葺替等仕来り候と申候へ者、役人衆被仰候ハ、夫レハ尤ニ無御座候、修覆に入程社木を伐キル事ハ不レ宜、氏子も少々ハ寄進を可致答、又其元も常々神之影ニ而御暮候へ者、少々ハ金子も貯て其たらぬ所之差かへに社木を売払被成候等と被仰候、返答難致候、又売払之木どこへ被出候杯と不入事迄御改メ被成候、答而其儀ハ氏子を集メ入札ニ致候へ者、氏子買取新ニ致、又ハ太田宿杯へ売出し思ひく伐取仕候と答候、又先年ノ社木之願多クハ相叶不申候ゆへ、木数少ク願、此方ニ而普請ニ入程伐採キ致来候へ共、今度近年段々呼を所々之社家衆ニ聞合候ニ、伐採之木を御見分ニ寺社役人衆御出と承り居候へ者、今度ハ金子入用程願ひ売払ふと存候へ共、中々多クハ相叶不申候、夫ゆへ某役所ニ而如様ニ申候、此相叶不申ハ、先年之境内之間敷之外力を伐取申事ハ如何と尋候へ者、夫レハ先年之間敷之外ハ何ぞ慥成御答御座候か、先々之間敷之外ハ皆殿様之地ニ御座候間、左様被成候へ者、間敷之外ハ御年貢地ニ相成候が、社家之身として社地を滅ヘ様なる事ハ不宣と被仰候間、返答難致候、又重而被仰候ハ、何れニ而も社地ハ先年之間敷サシマシノ何れ茂は系出サシマシ成る物、殊ニ附林杯とて後ニ附候所も数多有事ニ候へ共、少茂社地と相成罷有候所、不願ニ伐取事相成不申と被仰候、夫ゆへ歸て思案いろく致候へ共、中々金子拾兩とも拵る思案出来不申候処ニ、庄屋浅右衛門・同役惣治郎相談被致、是迄ハ氏子ノ格別之寄進も不致候へ共、氏子之かへにハ鳥居建替之入用程我等兩人取持、氏子中奉加致、何か其元御世話少キ様可致候間、願之社木ニ而瓦葺替、本社之棟所々破損ハ其方可被成候と被申候間、殊外心易相成候、私大工木挽雇ニ而致候へ者、悉く物入多ク御座候ニ、村中寄進之金ニ而致事ニ候へ者、兩庄屋衆吞込ニ而氏子之中テ之大工を皆寄て入札ニして、一切棟祭り迄渡シニして被下候へ者、此方ハ木

三、天明八年八月秘書当家末世教訓書

(表紙)

古手鎚成御書付八弘治三年ニ焼失致し

本文ハ知不申候

天明八戊申八月

秘書

当家末世教訓書

願書違書等役所へ書出事ハ

加茂明神一社之儀ニ付而ハ、私扣へと始メニ書べし、先々ハ何とも訳を  
書不申候へ共、寺社役人小出半四郎様御間被成候、是ハ村扣へか其方之  
扣成かと御尋被成候時、答へて先年方修覆等祭祀其外一切私相極申候と  
申上候へ者、然らハ私扣と書上候様ニと被仰候間、急度私扣へと書上グ  
べし、後代之者能々心得有べし、

抑近年寺社役所之様子を所々尋問候処、廿ヶ年以前とハ殊外六ヶ敷相成  
候と承り候へ者、今度鳥居建替之願ニ付、土田丹波守殿を頼、寺社手代  
前田半左衛門殿へ窺内見ヲ受、願書を認願出し候へ共、不相叶、其願  
書之趣如此

奉願上候御事

当村氏神

一加茂大明神

宍社 境内八町四面

長式間 鳥居 南北三百〇間  
梁式間 東西貳百間

右ハ私扣ニ御座候処、鳥居大損仕候ニ付、如元建替仕度奉願上候、就夫  
右境内ニ而痛松拾本長四間六間迄  
目通四尺廻六尺廻り迄、并御田地影拾間通り雜木下荳九  
尺縄メ式百束程伐採売払、右修覆之差かヘニ仕度奉願上候、尤他国・他  
領之寄進奉加等少茂不仕候故、氏子村中納得仕、何方ニ少も故障無御座  
候間、願之通相叶候様寺社御奉行所へ宜敷被仰達被下候ハ、忝可  
奉存候、以上

加茂郡上蜂屋村

加茂大明神主

天明八戊申八月

栗山三郎太夫

庄屋奥書

右三郎太夫御願被申上候通少も無御相違無御座候間、願之通相叶候様寺  
社御奉行所へ被仰上被下置被候ハ、難有仕合ニ可奉存候、以上

右村庄屋 印

与頭 印

氏子惣代 印

如此之願書ニ而出し候へ者、太田役所御代官井田忠右衛門殿無故障奥書被  
致相済申候ゆへ、寺社役所へ参り候へ者、御広間ニ所々之社家・寺方数  
多被居候所、何れ成共あきたる所ニ居候時に、寺社手代前田半左衛門殿  
某ヲ脇へ呼出、まつ此之境内八町四面ハ願書に不用事也、あまり太キ成  
境内間違ハなきかと早束先規之帳面を出し、吟味役衆大勢ニ而被見候処、  
百間に三百間とやら書付有之事也、是違ひニ而申訳難致候へ共、先年寛文  
六年午ノ十一月御改御座候時、大方に八町四方ト書上候下書御座候而如  
此仕候と申候へ者、半左衛門殿被申候ハ、なんぞ吟味なれば境内之町間  
も入申事願之筋ニハ不用之事也ト被申候、次ニ又吟味役之人某を奥之間  
ノ口へ呼出し、一チ／＼被問候処、右拾間ノ通之内本数何程有やと御問

川と賀茂川と合処に立坐給ひ、賀茂川を見巡して宜く狭く少也と云とも、石川の清流也とて石川瀬見小川と号く、川上に宮所を定給て北山の禁に住給り、其時此処を賀茂と云也

按建角身者隱語也、詳賀茂ノ氏成力私記

山城国風土記云、賀茂建身命娶丹波国神野伊賀古夜姬生子名玉依子、次曰玉依姫、玉依姫遊於石川ノ瀬見ノ小川ニ、今賀茂川時ニ丹塗、矢自川上流レ下ル、乃取来置之ヲ床ノ辺ニ、忽成麗夫ト、遂ニ孕テ生子、至成人祖父建角身命欲知其父造ハ尋屋堅八戸ノ扉釀ハ醴酒、而神集スル「七日七夜遊ヒ樂ム、謂其子曰、汝飲此酒將杯ヲ与ヨ汝父ニ、其子即拳テ杯ヲ置矢前向天ニ穿屋簷、而升於天、乃因外祖父之名号賀茂別雷神

或問賀茂為別雷神、所謂八色雷公是也、且旧書所載鴨矢為雷之說其言揭焉、何為不記焉、答曰、以賀茂為「雷公神ト非吾所聞、後世好事者為此也、所伝賀茂神詠曰、千早振別雷山に住居して天降事神代より先別雷者賀茂山名也雷公作土、是以為別雷神耶、為之別雷ノ神可也、為之雷公神否也、問旧書所載以鴨箭為賀茂氏之說奈何、答曰、賀茂固地名、而人以為氏也、為取義於鴨箭之說吾未聞焉、

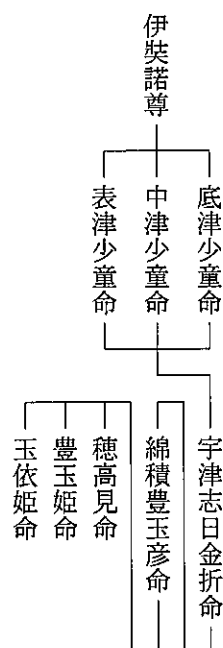
問賀茂者大社也、其不載神紀何也、答曰、予聞諸神代兩卷者所以審諦スル乎伊勢与賀茂之由也、不可以輕語焉

鴨御祖皇太神宮 下賀茂社 二座

玉依姫 非高皇魂并海童女、別有一神、

大己貴命 一説神日本磐余彦尊廟也、故御祖神申是也

案依玉依姫之名伝非説系図本説如左



玉依姫者神日本磐余彦尊母也、故合祭、而奉号御祖皇太神者也、如斯なるか故に、美濃国賀茂郡に祭ところの賀茂縣主大明神と京都の賀茂皇太神とハ別神たる事明成か故、是を筆して以て是正す者也、後の識者予か罪を糺し給へ

皆天明六年壬月吉日

蜂屋村の逸民堀部吉加謹而記之

二、天明六年閏十月賀茂縣主神鎮座考

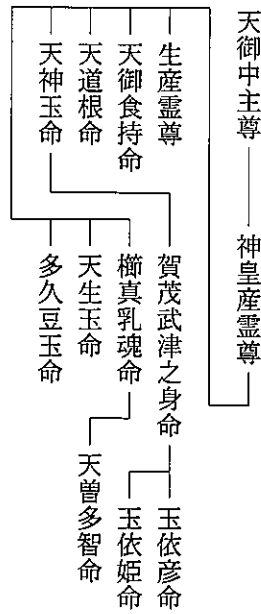
(表紙)

「賀茂縣主神鎮座考 全」

賀茂縣主大明神鎮座考記

奉祭神 玉依彥命

御系図



美濃國賀茂郡富太庄蜂屋村に鎮り座す縣主神社賀茂大明神者、延喜式の中に相載らるゝ所の賀茂郡九座之其一にして、御鎮座の始ハ遼古之事故詳記失在して事実不詳、然るに往古木曾路之古道ハ、此社地之前を通りける旨里人の諺に相伝侍る、人皇七十三代堀河天皇寛治年中、武衡・家衡奥州に於て反逆を企候節、征伐の大將とし陸奥守義家関東に在陣して数年対陣有之ニ付、舍弟賀茂次郎義綱ハ大内ニ宿直して御座しけるか、義家加勢の願ひに依て御暇賜ハリ、関東下向之節、東山道を下り此所の駅に旅宿ありけるが、北に當りて神社の見へける故、里人に尋問ハれけるに、賀茂明神なりと答けるにより、義綱思惟ありけるハ、我賤も清和の裔たりといへ共、京都賀茂の神前ニ元服しける故、賀茂次郎と名乗ける由緒もありとて此社に通夜あり、今度奥州事故なく征伐の功をなさし

め給へと祈願ありて、翌日東へ下り為ふに、程なく朝敵家衡亡ひけれハ、是賀茂大明神の寄瑞也と感嘆不浅ぞ思召けるか、其後美濃國司に補任ありて当國に在番之節、疇昔祈願にて奥州の事切有ける事を思召被出、京都の賀茂に准へ上下と両社に分つて造営し給ふ、蜂屋村ニ属する社ハ川上なれハ上賀茂と号し、太田宿ニ属する社ハ川下なれハ下賀茂と申伝ける、然共京都に鎮座ならん神ハ鴨皇太神宮と申て皇の太祖の神の御鎮座にして、伊勢兩皇太神宮と同様ニ齋院を立給ふ、此里に祭るハ賀茂縣主の神社と号して、皇祖太神の御鎮座にハあらず、賀茂縣主の遠祖の神靈を祭りしものなれ共、義綱の經營の頃はそ神の別もなく賀茂の名にめて、同神と思ひ給ふなるへし、夫賀茂と号する神社当郡にハ村々ニ数多是あり、義綱神祇の事を知り弁へざるの弊也、先賀茂の神社有之村々ハ

一肥田瀬村 一市平賀村是太平賀と兩村にハたる 一瀧田村

一羽生村 一夕田村 一今泉村 一

一東田原村 一深萱村 一酒倉村 一古井村

一山之上村 一伊深村ふしの社 一上川辺村縣の神社ハ是六ヶ村の也

一下麻生村縣大明神 一福嶋村是米田庄

一神名帳頭註云、賀茂建角命ノ婦、伊賀古弥日女命ハ玉依彥・玉依姫ノ母也、玉依姫ハ鴨御祖ノ神也、玉依彥ハ可茂縣主等ノ遠祖也云云

旧事紀曰、天神魂命ハ葛野鴨縣主等祖也云云

一山城國愛宕郡賀茂別雷皇太神

一説曰、皇孫瓊々杵尊之御鎮座也案ニ此説可用、二十二社註式曰、日向國天降坐す神を賀茂建角身命と申す、神日本磐余彦天皇の御前に立坐て大和國葛木に宿す、彼より漸ニ山背國岡太の賀茂に遷幸、山代川に下坐て葛

春見市郎右衛門

酒向次郎右衛門

春見八郎右衛門

同 惣左衛門

木挽 栗山勘右衛門

取持 惣氏子中

寛保三癸亥二月 本社葺替社木売

庄屋 春見嘉右衛門

組頭 尾石安右衛門

同 水川次左衛門

大工 酒向次郎右衛門

取持 惣氏子中

延享三丙寅正月 鳥居再建社木三拾本 売申候

拝殿瓦葺ニ替り申候

宝曆二年壬申十二月 本社葺替社木拾本売申候

大工 栗山藤右衛門

庄屋 酒向七右衛門

組頭 中嶋四郎兵衛

同 水川治左衛門

同 尾石安右衛門

取持 惣氏子中

宝曆四甲戌とし修覆雜木枯松共ニかげ切り式拾五兩程が売申候

庄屋 酒向七右衛門時

宝曆八戊寅年瓦葺

鳥居大板葺 大破仕候時枯松廿五本売申候

庄屋 春見小兵衛

同 尾石安右衛門

組頭 春見次郎左衛門

同 酒向 忠八

明和四丁亥本社始メ而波指葺ニ仕候

波葺八寺社奉行所不叶候故、如元柿葺ト願ひ申候、尤差板致置也

枯松三拾本あゑ九尺縄ニ七十束程売申候

庄屋 春見嘉右衛門

同 酒向又右衛門

組頭 日江浅右衛門

同 尾石清右衛門

此時本社峯ニ紋五ツ

酒向勘三郎取持ニて 惣氏子中寄進

後に休安ト申

古井村

助兵衛

同

孫助

寛永十五戌九月社木三拾五本売替仕候

大工古井住藤原朝宣

孫助

承応三年甲午雪月

本社 拜殿葺替仕候、社木五拾本売払申候

取持

村瀬市左衛門

同 平作

同 六左衛門

長瀬忠兵衛

日江傳右衛門

川合九兵衛

大工 藤原朝宣 喜兵衛

寛文九年鳥居葺替社木売申候

取持

延宝四丙辰

三月ふきかへ本社

日江傳兵衛

村瀬善八郎

大工 春見儀兵衛

同 平作

同 小兵衛

同 清左衛門

尾石彦三郎

同 又左衛門

元禄十四年巳十二月拜殿神樂殿葺替社木 売払

大工 藤原朝宣 春見惣左衛門

同 栗山藤右衛門

同 日比野六之助

取持 日江傳兵衛

同 村瀬又左衛門

長瀬甚右衛門

惣氏子中

享保七年寅ノ二月 本社葺替社木売

大工

藤原朝宣

同 春見紋兵衛

同 栗山藤右衛門

取持 日江權右衛門

村瀬伝八郎

酒向庄兵衛

尾石市郎右衛門

惣氏子中

享保十八年癸丑十一月本社ふきかへ社木売申候

庄屋 中嶋市右衛門

組頭 酒向庄兵衛

同 川合彦左衛門

大工 藤原朝宣

村瀬新八郎

|    |           |    |            |       |                                                                                       |                                |                      |       |
|----|-----------|----|------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|----------------------|-------|
| 15 | 63.0×7.4  | 江戸 | 1796(寛政8)  | 九月吉祥日 | 栗山三之太夫光方、日江淺右衛門、酒向佐左衛門、春見三右衛門、水川次左衛門                                                  | 神主、庄屋、組頭、惣氏子中                  | 「奉修葺賀茂大明神本社」         | 賀茂大明神 |
| 16 | 65.0×15.0 | 江戸 | 1804(文化元)  | 十二月吉日 | 栗山三之太夫光方、春見八郎右衛門高貞、同次郎左衛門好山、日江淺右衛門、酒向佐左衛門、水川次左衛門、春見嘉右衛門                               | 神主、大工、庄屋、組頭、惣氏子中               | 「奉葺替賀茂大明神本社」         | 賀茂大明神 |
| 17 | 59.5×12.5 | 江戸 | 1822(文政5)  | 二月十日  | 栗山三郎太夫、村瀬周助、酒向忠八、藤原朝臣                                                                 | 神主、大工、惣氏子中                     | 「奉修復賀茂大明神、拜殿、鳥居、神樂殿」 | 賀茂大明神 |
| 18 | 53.5×13.3 | 江戸 | 1829(文政12) | 二月廿七日 | 栗山三郎太夫口口、長瀬久助、小笠原増藏、同茂治右門、尾石安右衛門、春見嘉右衛門、酒向勘三郎、三之輪兵九郎                                  | 神主、大工、庄屋、組頭、惣氏子中               | 「奉葺替賀茂大明神本社裏」        | 賀茂大明神 |
| 19 | 53.5×11.8 | 江戸 | 1833(天保4)  | 九月吉日  | 栗山日向正光寛、春見小兵衛、林与吉、三之輪兵九郎、酒向佐左衛門、日江友吉、水川弥三郎                                            | 神主、大工、庄屋、組頭、惣氏子                | 「奉修復御神樂殿」            |       |
| 20 | 25.0×8.0  | 江戸 | 1836(天保7)  | 六月吉日  | 栗山氏、村勢九助                                                                              | 大工、惣氏子                         | 「奉建立天幡大自在天神本社」       | 天神    |
| 21 | 50.0×12.0 | 江戸 | 1837(天保8)  | 四月吉日  | 栗山三良太夫、増藏、酒向佐左衛門、三之和兵九郎、酒向勘三郎、日江友吉                                                    | 神主、葺師、庄屋、組頭、惣氏子                | 「奉葺替賀茂大明神本社表平」       | 賀茂大明神 |
| 22 | 62.0×12.0 | 江戸 | 1837(天保8)  | 四月吉日  | 栗山三郎太夫、春見儀兵衛、酒向佐左衛門、三之和兵九郎、酒向勘三郎、日江友吉                                                 | 神主、大工、庄屋、組頭、惣氏子中               | 「奉葺替賀茂大明神鳥居」         | 賀茂大明神 |
| 23 | 54.0×10.5 | 江戸 | 1842(天保13) | 二月十二日 | 栗山日向正 藤原光寛、日江俊藏、林与吉、三之輪兵九郎、酒向佐左衛門、日江友吉、水川弥三郎                                          | 大工、庄屋、組頭                       | 「奉修復加茂大明神本社」         | 加茂大明神 |
| 24 | 28.5×10.3 | 明治 | 1875(明治8)  | 八月吉祥日 |                                                                                       | 加勢田組同心                         | 「奉再建天神神社頭一字」         | 天神社   |
| 25 | 57.5×16.5 | 明治 | 1892(明治25) | 八月    | 日江井鍛次郎、天野金十郎、酒向総五郎、酒向福三郎、森藤兵衛、長谷五郎市、山田安五郎                                             | 氏子中同心、人民總代、葺師、大工、使丁            | 「奉修理加茂神社屋根」          | 加茂神社  |
| 26 | 52.7×8.3  | 明治 | 1898(明治31) | 二月吉日  | 栗山外二郎、天野金十郎、酒向惣五郎、酒向初次郎、栗山嘉毛利、村瀬興市、春見半次郎、酒向金五郎、尾石小市、酒向牛太郎、井戸久松                        | 社掌、氏子、惣代、組惣代、大工                | 「奉葺替村社加茂神社翠表」        | 加茂神社  |
| 27 | 99.5×14.0 | 昭和 | 1960(昭和35) | 十月吉祥  | 杉本源徳、渡辺 茂、川合秋一、森 政一、日江井京一、酒向福一、酒向椿一、日江 次、美濃輪勝、酒向康男、春見三市、日江 次、右嶋 勝、村瀬三一、長瀬 銭、加納 拔、天野 薫 | 宮司、大工、屋根師、葺師、左官、責任役員、氏子總代、自治会長 | 「奉修葺 賀茂大明神本社」        | 賀茂大明神 |
| 28 | 83.0×27.0 | 昭和 | 1964(昭和39) | 十月八日  | 杉本 章、渡辺 茂、長谷部勇、日江井義雄、酒向康男、春見 実、美濃和泰夫、尾石孔三、春見武雄、春見習二、川合庄一、木下銀一、酒向作平、酒向正義、天野芳文          | 神職、大工、葺師、責任役員、氏子總代、自治会長        | 「奉修本殿改築修理」           | 賀茂大明神 |

# 〈加茂神社棟札一覧〉

| 番号 | 法量[㎡] (タテ×ヨコ) | 時代 | 年号         | 月日         | 人名                                                                                                               | 役職                        | 棟札の目的・備考                  | 神・神社名称 |
|----|---------------|----|------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|---------------------------|--------|
| 1  | 79.5×10.4     | 江戸 | 1603(慶長8)  |            | 栗山、古井 助兵衛、□<br>□久□□                                                                                              | 神主                        | (奉)<br>「□□□[ ]賀茂郡<br>蜂屋荘」 |        |
| 2  | 66.5×12.0     | 江戸 | 1632(寛永9)  | 3月初5日      | 三郎大夫、古井 助兵衛、<br>同 総助                                                                                             | 神主、大工                     | 「奉再興御本地釋迦<br>願主」          |        |
| 3  | 58.5×8.5      | 江戸 | 1638(寛永15) | 9月初9日      | 栗山三郎大夫、河合又左<br>衛門、総助                                                                                             | 神主、本願、<br>大工              | 「奉建立賀茂大明神<br>宮拝殿」         | 賀茂大明神  |
| 4  | 85.0×10.0     | 江戸 | 1654(承応3)  | 雪月吉日       | 栗山三郎大夫、村瀬市左<br>衛門、同六左衛門、同平<br>作、阿闍梨祐憲、長瀬忠<br>兵衛、日江傳右衛門、川合九<br>兵衛、藤原喜兵衛、理助                                        | 神主、氏子、<br>大工、小工           | 「奉修造賀茂大明神<br>齋宝殿」         | 賀茂大明神  |
| 5  | 85.0×10.0     | 江戸 | 1654(承応3)  | 十二月吉<br>祥日 | 栗山三郎大夫、村瀬市左<br>衛門、同六左衛門、同平<br>作、阿闍梨祐憲、長瀬忠<br>兵衛、日江傳右衛門、河<br>合九兵衛、藤原喜兵衛、<br>理助                                    | 神主、氏子、<br>大工、小工           | 「奉重修造賀茂大明<br>神拝殿」         | 賀茂大明神  |
| 6  | 75.0×15.0     | 江戸 | 1676(延宝4)  | 3月吉祥<br>日  | 栗山三郎大夫、日江傳兵<br>衛、村瀬善八郎、同 平<br>作、同 清左衛門、同<br>又左衛門、尾石彦三郎、<br>春見義兵衛、同 小兵衛                                           | 神主、氏子、<br>大工              | 「奉建立賀茂大明神」                | 賀茂大明神  |
| 7  | 95.0×15.5     | 江戸 | 1682(天和2)  | 三月吉日       | 栗山三郎大夫、春見義兵<br>衛、日江傳兵衛、河合吉<br>之助、村瀬六左衛門、春<br>見善右衛門、長谷部彦三郎                                                        | 神主、大工、<br>取持、惣氏<br>子中     | 「奉建立拝殿」                   |        |
| 8  | 91.5×15.5     | 江戸 | 1701(元禄14) | 十二月吉<br>日  | 栗山三郎大夫、春見惣右<br>衛門、栗山藤右衛門、日比<br>野六之助、日江傳兵衛、村<br>瀬又右衛門、長瀬甚衛門                                                       | 神主、大工、<br>取持、惣氏<br>子中     | 「奉建立賀茂大明神<br>御拝舞堂」        | 賀茂大明神  |
| 9  | 102.0×14.0    | 江戸 | 1722(享保7)  | 二月吉日       | 栗山三郎大夫、春見紋兵<br>衛、栗山藤衛門、日江権<br>衛門、村瀬傳八郎、酒向<br>庄兵衛、尾石市郎右衛門                                                         | 神主、大工、<br>取持、惣氏<br>子中     | 「奉建立賀茂大明神<br>本堂舞堂」        | 賀茂大明神  |
| 10 | 75.5×8.3      | 江戸 | 1733(享保18) | 霜月吉祥<br>日  | 栗山三郎大夫安光、中嶋<br>市右衛門、酒向庄兵衛、<br>川合彦左衛門、村瀬新八<br>郎、酒向次郎右衛門、春<br>見八郎右衛門、同 善右<br>衛門、同 宗左衛門、<br>同 助次郎、春見市郎兵<br>衛、栗山助右衛門 | 神主、庄屋、<br>組頭、同断、<br>大工、木引 | 「奉修葺賀茂大明神<br>社御本社」        | 賀茂大明神  |
| 11 | 77.0×6.8      | 江戸 | 1743(寛保3)  | 二月吉祥<br>日  | 栗山三郎太輔光長、春見<br>嘉右衛門、尾石安右衛門、<br>水川治左衛門、酒向次郎<br>右衛門                                                                | 神主、庄屋、<br>組頭、大工、<br>惣氏子中  | 「奉修葺賀茂大明神<br>本社」          | 賀茂大明神  |
| 12 | 70.8×10.2     | 江戸 | 1746(延享3)  | 正月吉祥<br>日  | 栗山三郎太輔□□、尾石<br>三左衛門、春見善右衛門、<br>春見□左衛門□□、河合<br>藤左衛門、中嶋四郎兵衛、<br>□□□□□衛門                                            | 神主、工匠、<br>庄屋、組頭、<br>惣氏子中  | 「奉再建賀茂大明神<br>萃表」          | 賀茂大明神  |
| 13 | 52.5×16.0     | 江戸 | 1752(宝暦2)  | 十二月        | 栗山三郎大輔、栗山藤右<br>衛門、酒向七右衛門、中<br>嶋四郎兵衛、水川治左衛<br>門、尾石安右衛門                                                            | 神主、大工、<br>庄屋、組頭、<br>惣氏子中  | 「奉修葺賀茂大明神<br>本社」          | 賀茂大明神  |
| 14 | 77.0×13.5     | 江戸 | 1767(明和4)  | 二月吉祥<br>日  | 栗山三郎大輔、栗山藤右<br>衛門、春見嘉右衛門、酒<br>向又右衛門、日江淺右衛<br>門、尾石清右衛門                                                            | 神主、大工、<br>庄屋、組頭、<br>惣氏子中  | 「奉葺替賀茂大明神<br>本社」          | 賀茂大明神  |

十二月太晦  
 〆五度  
 寛政十戌 文金卷分上ル  
 上方イ  
 春見圓平  
 〆五度  
 享和二壬 文金卷分上ル  
 春見嘉右門  
 同五度  
 享和二壬 文金卷両  
 神納仕  
 廣橋  
 三之輪忠右門  
 金貳分八  
 永代 元日御膳獻上  
 金貳分八御燈明  
 正月元日 九月祭礼  
 同十五日 十月十二日  
 三月節句 十二月晦日  
 五月節句  
 八月節句 〆十度



平成13年8月 加茂神社の棟札を調査するカモ地域史研究会会員

33 【表面】

棟梁 多治見市大原町住人  
前田克利 藤原昭義  
副棟梁 多治見市大原町住人  
前田克己 藤原昭成

奉齋 加茂神社 手水舎建立 氏子中

大工 多治見市平和町住人

西尾和夫

大工 可児市大森町住人

古山義照

【裏面】

総代

役員

建設委員

春見千尋

酒向勝典

吉田道夫

酒向岸男

長瀬泰幸

酒向 等

川合洋平

酒向 桂

岩田節三

日江洋二

春見秋芳

川合憲和

木下幸一

美濃輪孝男

村瀬路男

天野淳治

春見義則

石原吉紀

吉田雅之

尾石英征

春見弘行

34 【表面】

茂口

神主 三郎太夫 古井

【裏面】  
記載なし

35 【表面】

酒向佐左門

永代御燈明覚

天明四甲 菅分  
辰 神納

右八正月元日

二月御祭禮

九月同

十月御神迎

十二月太晦り

五度

寛政二庚

湯釜寄進

文金 菅分 酒向佐左門

寛政三辛 菅の竹 藤掛善平

文金 菅分

五度

寛政三辛 文金貳分寄附

正月元日 十月十二日 美濃輪六左門

同十五日

二月祭礼 十二月晦

三月節句 十度

五月節句

七月六日

八月朔日

九月祭禮

【裏面】

寛政八丙

文金壹分上ケ  
日江浅右衛門

正月元日

二月祭禮

九月祭礼

十月十二日

昭和五十年十月九日

## 加茂神社神興修理並内陣 調度品新調之標

宮司 杉本章 岐阜市美園町三丁目

唐箕屋本店

責任役員

氏子総代

自治会長

木下悦太郎

吉田甲子夫

山田三好

大竹不二夫

美濃和道夫

水川益夫

酒向芳弘

村瀬辰夫

酒向富二

長瀬 錢

酒向貞夫

吉田道夫

山田利昭

安田重太郎

維持 平成七年十月吉日

設計者

株式会社

馬場建築事務所

代表取締役 馬場博一

## 奉齋 加茂神社本殿 再建 氏子中

請負業者

株式会社

栗山組

宮司 杉本章

唐箕屋

大工棟梁

高崎寛也

高崎勝則

総代

役員

建設委員

春見千尋

酒向勝典

吉田道夫

酒向岸男

長瀬泰幸

酒向 等

川合洋平

酒向 桂

岩田節三

日江洋二

春見秋芳

川合憲和

木下幸一

美濃輪孝男

村瀬路男

天野淳治

春見義則

石原吉紀

吉田雅之

尾石英征

春見弘行

棟梁

多治見市大原町住人

副棟梁

前田克己 藤原昭成

多治見市大原町住人

前田克己

## 奉齋

加茂神社拝殿再建 氏子中

大工

多治見市平和町住人

大工

西尾和夫

大工

可児市大森町住人

古山義照

総代

役員

建設委員

春見千尋

酒向勝典

吉田道夫

酒向岸男

長瀬泰幸

酒向 等

川合洋平

酒向 桂

岩田節三

日江洋二

春見秋芳

川合憲和

木下幸一

美濃輪孝男

村瀬路男

天野淳治

春見義則

石原吉紀

吉田雅之

尾石英征

春見弘行

水川建設

大工頭梁 鵜飼 守

## 奉齋

加茂神社 社務所建立 氏子中

総代

役員

建設委員

春見千尋

酒向勝典

吉田道夫

酒向岸男

長瀬泰幸

酒向 等

川合洋平

酒向 桂

岩田節三

日江洋二

春見秋芳

川合憲和

木下幸一

美濃輪孝男

村瀬路男

天野淳治

春見義則

石原吉紀

吉田雅之

尾石英征

春見弘行

23 【表面】

天保十三年

奉修復加茂大明神本社敬白

寅二月十二日 栗山日向正 藤原光寛

【裏面】

大工 日江俊藏 庄屋

林 与吉 三之輪兵九郎

酒向佐左衛門

組頭

日江友吉

水川弥三郎

24 【表面】

奉再建天神社頭一字

【裏面】

美濃國賀茂郡上峰屋村天満宮社頭星霜已久

雨蝕露敗清宮既廢禮典有闕故再造營

輝其舊儀焉兼神明垂感應里民艾安

康樂風雨順序梁穀豐登矣 敬白

維時明治八乙亥年八月吉祥日

上峰屋村 加勢田組同心協力

25 【表面】

明治二十有五年

奉修理加茂神社屋根氏子中同心協力

八月 權中誠義前田利為謹書

【裏面】

美濃國加茂郡蜂屋村大字上峰屋

人民總代 日江井次郎

天野金十郎

酒向総五郎

酒向福三郎

武儀郡吉田村

葺師 森藤兵衛

加茂郡和知村

大工 長谷五郎市

使丁 山田安五郎

26 【表面】

明治三十一年 氏子 天野金十郎 酒向惣五郎

惣代 酒向初次郎 栗山嘉毛利

奉葺替村社加茂神社葺表

社掌 栗山外二郎 敬書 大 酒向牛太郎

工 井戸久松

組惣代 村瀬興市 春見半次郎

酒向金五郎 尾石小市

【裏面】

奉葺替加茂神社

27 【表面】

十月吉祥

奉修復 賀茂大明神本社 敬白

宮司 杉本源徳

大工 渡辺 茂

葺師 川合秋一

森 政一

左官 日江井京一

【裏面】

昭和三十四年九月二十六日伊勢湾台風により未曾有の大災害を蒙り、本神社も建造物を始め境内外神社林の大部分を倒伏折損し、公費処分金四百萬余を得、茲に氏子一同 謹んで本神社の修復を行うものである

責任役員 酒向福一 氏子総代 酒向康男 自治会長 村瀬三二

同 酒向併一 同 春見三市 同 長瀬 錢

同 日江 次 同 日江 次 同 加納 拔

同 美濃輪勝 同 右嶋 勝 同 天野 薫

28 【表面】

昭和三十九年十月八日

神職 杉本 章

大工 渡辺 茂

葺師 長谷部男

奉修本殿改築修理 (銅板葺 腰板張替外)

責任役員 氏子総代

日江井義雄 尾石孔三

酒向康男 春見武雄

春見 実 春見晋二

美濃和泰夫 川合庄一

自治会長

木下銀一

酒向作平

酒向正義

天野芳文

【裏面】 記載なし

白川両家による各地の中小神社の組織化が進められ、吉田家や白川家から許状を受けることで在野の社家等は神職としての身分を一段と確立させることになった<sup>⑥</sup>。栗山家が吉田家や白川家より許状を受けたという事実は確認できないが、少なくとも天保十二年（一八四一）段階で、当主栗山日向正光寛は、特権でもある蜂屋四郷の祭礼等での袴の着用を許される頭分であったことは紛れもない事実である。「日向正」という官名を名乗るのはこの代からであり、許状を受けていたとしても不思議ではない。先に述べた加茂明神社の祭神を京都の鴨皇太神宮に結びつけ神社の権威を高めようとしたであろうことも神職身分の問題とけっして無関係ではなく、それは栗山家の村内における地位とも深く関わっていた。

（すずき しげき 正眼短期大学 神・人間学科助教授）

① 拙稿「名古屋藩による神社改訂調査と加茂県主社」（『美濃加茂市民ミュージアム紀要』第一集、二〇〇二年、以下『紀要』と略称）。

② 本紀要四八頁。堀部自身は、その祭神について義綱の頃は蜂屋・太田とも同神としながら、その名については断定を避けている。彼は、古事記にたびたびあらわれる玉依姫命は神日本磐余彦（神武天皇）の尊母であり、そのような神が美濃国県主の神であるはずがないといい、栗山家側の主張と大きく異なる。

③ 本紀要四五頁。

④ 『美濃国式内国史見在神社明細取調書』（『紀要』第一集、二七頁）。栗山光方については、同史料では「安永頃ノ人ナリ」とし、寛政八年九月の所蔵棟札にもその名がみられる。また、源義綱が美濃守に任ぜられたのは嘉保二年（一〇九五）正月のことであり（『岐阜県史』通史編古代、一九七一年）、その事実からすれば、延久四年の義綱による再建は疑わしい。

⑤ 網野善彦「賀茂社領荘園」（『岐阜県史』通史編中世、一九六九年）五七七頁、『美濃大仙寺史』（中日出版社、一九八一年）第九章史料編 二九〇四

二号文書。その神田は、永正年間（一五〇四―一二）には米田細目郷の大仙寺の支配となる。

⑥ 配流の地とされる新潟県佐渡畑野町栗畑江の加茂神社は、源義綱の開基であると伝えられている（和田耕作『源義綱とその末裔たち』（株）ナテック、二〇〇二年）。

⑦ 本紀要五三頁。

⑧ 元文元年四月加茂明神社役隠居願并跡役相統願状」（『美濃加茂市史』史料編、一九七七年、五六二号文書）

⑨ 本紀要五〇頁。

⑩ 天明六年六月の蝕には以下にある（『新編一宮市史』資料編七、一九六七年、七五二号文書）。

社家之輩、他国往来之節、御国銘ヲ記候給符相用候ハ、姓名者勿論何宮神社人等之境を必認加ヘ可相用候、右之趣、社家之輩一統申通  
辞候事

六月

高橋 司書

荒川三郎次郎

⑪ 寛政八年（一七九六）および文化元年（一八〇四）の所蔵棟札には、「神主栗山三之太夫光方」とあり、一時期にしろ改名が行われた事実が確かめられる（本紀要三九頁）。

⑫ 『新編一宮市史』資料編七、五九四号文書。

⑬ 高埜利彦「民間に活きる宗教者」（『シリーズ近世の身分的周辺』、吉川弘文館、二〇〇〇年）

⑭ 「天保十三年二月差上申一札之事」（『日江井家文書目録番号31・美濃加茂市民ミュージアム寄託史料』）。

月に寺社奉行所より領内村々に先の事件と直接に関わる触を流している。内容をまとめれば以下のようになる。

ア、領内の村々で社家控・寺控・村控の社頭の相続のために付けてきた修理田等は、控主の社家または庄屋どもが預かって作回しをし、社の修復や神事祭礼等の入用にあてることになっているが、近頃若き者が我意にまかせて社家や庄屋どもの作回しを奪い取り、心のままに行い、神事祭礼に託けて、不益の物入り等をも惜しまず、遊び道具を拵え、もっぱら遊興とも思える行為のみを企て、宮の修復等はなれあいになっている。

イ、社頭についての諸願は、控主の社人を願主に立て、村控の分は納得の上、庄屋が奥印をし当役所（寺社奉行所）へ願ひ、どんなことでも指図を受けることになっているが、近頃ものごとをみだりに心得、若き者どもが恣にして、神事祭礼の時も社人へその連絡もせず、神事等を行う村々もあると聞いている。

ウ、社地森林のうちに不浄の肥土、またはこもく（小木）等を多く積み置き、社地を穢し、諸木・藁・枯草等を多く詰め置き、あるいは拝殿社あたりに乞食を寝かせている類もあると聞いている。

エ、社木を無断で勝手に伐採し、あるいは神号をしてみだりに諸神を勧請させる村々もあると聞いている。

藩ではあく工に背くことがないように注意を呼びかけ、村役人にくれぐれも間違いのないようにと促している。一見して村々の神事祭礼等への若者どもの関わりと身勝手な振る舞いを戒める内容であるが、その実はそれらの行為を見逃しにする社家や村役人の行為に歯止めをかける厳しいものである。栗山家にとって天明八年の事件は社家を継続するうえでの大きな問題であり、その教訓書では、先の奉行所の尋問について子孫に向けて次のようなメッセージが残されている。

寺社奉行所では先年の小出半四郎が三十年も吟味役を勤めた時とは変わ

り、必要のないことまで細かに尋ねられるので、奉行所へ出る時は以前に書物でもみたかのように記し、建立の時のたしかなことは弘治三年に焼失し、その後は当代まで前のとおりすませてきたと答えること。尋ねられたことだけを正確に答えること。伐採の検分においてというので、はなはだ気の毒に思い土田神主を通して内緒で寺社手代の第一の前田半左衛門に頼み、来ないようにしてもらったが、かえって気遣わしくなった。今度のようにはやつかいなることになるので、後々はたいいてい普請は内緒で行うのが肝要である。附林等は奉行所に願わず売り払い、もし後に境内検分があり改めがあれば、この場所は自分が先年から所持してきたと答えること。今別にその証拠はないけれども、先年年貢に困ったものの家財山屋敷等を庄屋が引受け、売り払った時に買ったものであると。また、その時から受取り所持していると答えること。神主号については、すでに寺社奉行衆へもすましてきたことを止められ、たいへん気の毒であり、また金銭さえあればつてをたどり奉行へ内緒で窺い、神主としたい。しかし、よく考えれば吟味役に近づきの人がないのでこのように差し支えたのであり、時々は役人へ近づき一人か二人へは出入りすべきである。

御供田燈明田の朱印・黒印があるかについては、享保六年にも改めがあった。これについては、前々からたびたび改めがあり、建立の時の確かな証文があったが、弘治三年にすべて焼失してしまった。その後確かな証文はないが、藩主代々の改めの時にそのように申し上げると、寺社役人衆がいうには、この田地は除地であり藩領の外であるので、どのような改めにも出向く必要はないとの先祖の申し伝えであるので記しておく。しかし、寺社役人の考えにより時々やつかいな改め尋問があるので注意するようにとある。

栗山家がこのような教訓書を残しあくまでも神主号に拘ったのは、神職身分の確立の問題とけつして無関係ではない。十八世紀半ば以降には吉田・

味役衆が大勢で先規の帳面を確認したところ、二百間に三百間と書かれていたためである。それに関連して吟味役が奥の間の口へ三郎太夫呼び、拾間通の下効りの木数について尋ねた。これに対して雑木であり細かな木数はすぐにはわからないと答えると、そのようなことではすまされないとい、細かなる木の太さや長さまで答えるよう求めた。すなわち、これは藩領と境内地の境界が不明確なまま、境内地を明らかに以前とは異なつて書き上げた三郎太夫への藩側の追求であつた。

第二には、三郎太夫自身の肩書きを「神主」としたことについて改めがあつた。それについては、神主とするのは熱田か津嶋か一之宮・二之宮または洲原か格別の大社かあるいは先年より神主という証文がなくてはすまされないとい、そのほかは通例社家か社人とするようにとのことであつた。これに対して三郎太夫は、先年八幡太郎義家の建立の時より神主と定まり、社職を勤めたというたしかかな書付等があつた。弘治三年に焼失したためにわからなくなつたが、家康の代より当代まで社職は勤めてきたとし、明神の修復や継ぎ目願の時などは神主であり、若年の時または名代などで願ひ出る時は願書なども庄屋役人任せに認めてもらうこともあり、禰宜・祠官・神司・社家・社人と様々に書き上げてきた。以前に吟味役小出半四郎がその様子を詳しく尋ねたので、その訳を話したところ神主と以後書き上げてよいとのことであり、明和三年（一七六六）修復の願などは神主と書き上げた。次いで明和四年継ぎ目の時も神主で通し、その時の奉行は高橋司書ともう一人は林又左衛門であつたと覚えていたので、今回も神主と書き上げたと答えた。吟味役は、これについて半四郎の時は了見でそうしたかもしれないが、今回は一統に社家・社人でなくてはならぬとい張つたため、三郎太夫は家名はともかくとして修復の願が叶うよう求めた。すなわち、ここである神職である神主・禰宜と社家・社人とは身分上異なり、藩がこのような改めを行ったのは、農民身分で神社の祭祀を行つてい

る在野の神職と専業神主とを明らかに区別しようとしたためであつた。<sup>⑩</sup>

第三には、名を三郎太夫としたことについて改めがあり、尾張藩主や若君の誕生の時には五郎左衛門・何五郎・五郎八・九郎太・次郎・太郎などは、若君五郎太の名に障るというものであり、改名願をするようにというものであつた。これも藩の權威に関わる問題であり、遠慮改名の慣習の押しつけである。<sup>⑪</sup>

さらに、吟味役衆は、修復ごとに社木を伐採することはよくないので、氏子も少々は寄進をし、社家も少々は貯えをしてその足りない分に対し社木を売却した代金であてるようにと申し渡した。そこで帰村した後、三郎太夫は思案のすえ庄屋の浅右衛門と惣治郎に相談した。その結果、鳥居建て替えの代金についてはこの二名が負担し、本社棟の所々の破損については願の社木にて社家が執り行うこととなり、大工・木挽きの雇いの代金は村中の寄進で賄えるよう両庄屋が氏子中の大工を入札で選び、棟祭りまですべて行うように準備することとなつた。実際のところ社家側では、木の本伐りをして細工小屋をつくるだけの負担ですむこととなつた。これをもつて三郎太夫は、再度寺社方吟味役の高野孫兵衛に橋渡しをしてもらい、普請の数を増し、社木の数を減らした願書の下書きを見せ、完成した願書を奉行所まで持参し許可を得た。その後この普請工事がすぐに行われた形跡はみあたらない。所蔵の棟札では、寛政八年（一七九六）九月の栗山光方の代に本社修復とあることから、おそらく十年の年月を要したものと考えられる。

#### 四、尾張藩の社家統制と栗山家―結びにかえて―

藩は、この時期に何故在野の社家に対して強硬な姿勢で臨んだのであろうか。それには、八代宗勝の政策を受け継ぐ九代藩主宗睦の儉約政策が大きく関係していた。藩では儉約を促すとともに、安永七年（一七七八）三

玉依姫命を時期は不明であるが式内賀茂県主神社において勧請したとし、賀茂次郎源義綱が国司在府の時の延久四年（一〇七二）には神社を再建したと伝えられているとする<sup>④</sup>。

いずれの由緒も源義家・義綱兄弟に神社との関わりを求めているが、堀部吉加によれば後三年の役の時期とするのに対し、栗山家では前九年の役の時期とし両者にはくいちがいが見られる。また神社再建の年代についても、源義綱が美濃国司に補任され奥州の功が叶ったことから、神社を造営したとするものや、戦に向かう時点で神社の再建が始まったという叙述もみられ、これは栗山家側の史料でも内容が一致しない。しかし、両者に共通していえることは、この神社が加茂明神社と呼ばれるいわれを京都の賀茂の神前で元服し、賀茂次郎と名乗った義綱に求めようとしたことである。堀部はその祭神を京都の鴨皇太神宮とは別神の美濃国賀茂県主の遠祖の神霊を祭ったものであるとするのに対し、栗山家では京都の武角身命につながる鴨県主としている。おそらく、もともとこの地域に伝承として存在した源義綱伝説に、栗山家が神社の権威を高めるために、祭神を考証により鴨皇太神宮に結びつけた可能性が高い。その根拠は、蜂屋・太田郷内にいくつかの所から賀茂神社神田が設定されていた事実と符号しよう<sup>⑤</sup>。この義綱伝説ともいえる事例は他の地域でも確認される<sup>⑥</sup>。

## 二、社家栗山家のこと

先にあげた「賀茂様御普請之事」によれば、伝としながらもその後山田圓才の子孫の家来である萩原左久間が代々社人を勤め、設楽茂郎太夫・同治郎太夫が勤めたが、没落したために慶長期（一五九六—一六一五）に栗山半十郎が勤めることになったとする。一方「文化十一戊八月曆代書上下書」なるものが存在する。これは、文化十一年（一八一四）尾張藩の改めに対して神社附除地とともに書き上げ藩へ提出した下書であるが、井貝勘

次郎なる寺社方手代が書いたものであるという。ここでは社人を初代山田源内、二代山田次大夫、三代山田佐久間、四代栗山加茂大夫、五代栗山三郎大夫の順であげ、この五代の間は社職の年月ならびに病死等の年月は明かではないとし、「賀茂様御普請之事」の記事とは大きく異なっている。それどころか六代栗山三郎大夫の履歴についても、

一年月不相知、父三郎大夫跡後職

一享保十七子年月不相知、隱居

一貞享二丑二月病死

とあり、履歴に不確かな点が見受けられる<sup>⑦</sup>。実際この下書で六代目とされる栗山三郎大夫は病身のため社役が勤められなくなり、享保二十一年（元文元年・一七三六）に隱居願を尾張藩寺社奉行所へ提出しており、その願書には、弟理兵衛への社役ならびに家相続の願が親である栗山左内と理兵衛の連名で書かれ添えられている<sup>⑧</sup>。蜂屋加茂明神社所蔵の棟札からすれば、慶長八年（一六〇四）のものにはじめてその氏がみられるが、代々の履歴についてはほとんど多くを知り得ない。

## 三、天明八年鳥居建て替え一件

栗山家にとつて社家を継続する上での大事件がおこった。天明八年（一七八八）の鳥居建て替えについての一件がそれである。その模様は「天明八戊申八月秘書 当家末世教訓書」に詳しい<sup>⑨</sup>。栗山家では境内の鳥居を建て替えるため、神主土田丹波守を通じて尾張藩の寺社方手代前田半左衛門へ窺い願書を認めた。この願書には庄屋・組頭・氏子総代と太田代官井田忠右衛門の奥書が添えられ、それを寺社奉行所へ持参した。それについての寺社方の尋問は以下の三点であった。まず手代の前田半左衛門が脇へ栗山三郎太夫を呼び、願書に記載された「境内八町四面」について書き入れは不用であるといった。これは、あまりにも境内が広大であると思つた吟

八によつてなされたのは、幕末から明治初頭にかけてであつた。また、「弘化二年太田村家並絵図」をみると、「巾上」は人家も少なく、一面に樹木が描かれている。弘化二年（一八四五）は、『濃州徇行記』の成立したとされる寛政年間（一七八九～一八〇一）よりも後なので、「巾上」には、すでに広い耕地はあつたはずであり、絵図の記載は正確とは言えないが、「巾上」に人家が少ない点は、この地が新たに開発された土地であることを示すと思う。恐らく、江戸時代に新田開発が進む以前の「巾上」はかなりの面積が荒地であつたと思われる。

室町時代から江戸時代にかけての状況がこのようなものであるとすると、古代の「巾上」に条里を想定した『岐阜県史』の指摘は、再検討の必要があるものと思われる。『岐阜県史』が条里の復元をするにあつては、終戦前後の航空写真や、明治期の字絵図・地籍図を参考にしていると思われるが、「巾上」の本格的な開発は幕末・明治頃と思われ、方形の区画も古代にかかわらず全時代的に用いられるものであるから、一見条里と思われるものは、実は幕末・明治頃の造成による可能性が高いのである。

### おわりに

以上、太田地区の支配の変遷と土地利用についての整理を試みた。史料的な制約から、焦点をこの二点に絞らざるをえなかったが、今後の進展が期待できる考古学的な発掘調査の成果を組み合わせ考察すれば、さらなる事実を明らかにすることができるであろう。

また、時間的な制約から、応仁の乱以降の支配の変遷には言及できなかった。これは、今後の課題とさせていただきたい。

（はやし ひでお 美濃加茂市民ミュージアム学芸員）

### 註

（1）『美濃加茂市史』史料編 一 古代中世 一九「賀茂社造宮銭請取状案」

（2）奈良県立橿原考古学研究所編『飛鳥京苑池遺構発掘調査概報』学生社 二〇〇二年

（3）『史籍集覽』卷二十七に収録される。ここに列挙された荘園のうち、位置が判明する荘園だけみれば、揖深・貝小野・神野・山上というように、加茂・武義両郡に集中していることがわかる。ここに列挙された荘園が加茂・武義両郡とその周辺に位置していると仮定して、他の荘園名を考えると、中家は、美濃国の荘園には名がみえないが、古代加茂郡の郷名には存在している。藤原忠実の時代には、令制の郷である中家郷の名を継ぐ荘園があつた可能性もある。

（4）『平安遺文』三二七四号文書をもとに、原本の写真と対照して訂正した。「□田」と記されている部分は、『平安遺文』では、「□」部分を「大」と読むかとしているが、写真からみえる残画からは、確証が得られない。この文書に列挙されている荘園をみると、美濃国の他に、河曲・野代といった伊勢国にある荘園も記されている。このことから、後代摂関家領であることが知られる美濃国と伊勢国所在の荘園の名称を調べると、いくつか「田」の字が付く荘園が存在することがわかる。なかでも、伊勢国の益田荘が、残画の形からして、この「□田」に当てはまる可能性が高いものと思われる。

（5）『鎌倉遺文』七六三二号文書

（6）『長講堂領目録』（『鎌倉遺文』五五六号文書）に、蜂屋北庄・蜂屋南庄の名がみえる。

（7）『公卿補任』文応二年（弘長元年）条

（8）『鎌倉遺文』一七五一三号文書

（9）『岐阜県史』史料篇 古代中世四 内閣文庫所蔵文書 朽木家文書

（10）『大日本古文書』大徳寺文書之六 二三〇一号文書

（11）この山本郷は、現在的美濃加茂市下米田町山本地区に比定されているが、私見では、現在の坂祝町酒倉字山本周辺に比定されると考えている。

（12）『岐阜県史』通史篇古代 第二〇章「古代の条里」

（13）『美濃加茂市史』史料編 一 古代中世 一八「太田郷賀茂社領年貢注文案」



若石斗本斗代 此内式斗免

若宮後 小作大郎右衛門尉

若石斗本斗代 此内斗免

加多嶋 小作上地又二郎

六斗本斗代 此内斗五斗免

雨川 小作平塚九郎右衛門尉

七斗本斗代 此内斗五斗免

あつミ 池畠 弥九郎

六斗五升本斗代 此内式斗免

ゆわい ふかた 助五郎

若石斗本斗代 此内三斗免

小作 大多助二郎

若石斗本斗代 此内四斗免

ふかた 與五郎

参斗五升本斗代 此内斗免

いまたけさへもん九郎

以上八石本斗代之分 此内若石六斗免

已上六石四斗 当小作年貢定納

七斗本斗代 并分錢参百文

これハ、小作付不申候間、私之手作二仕候而、秋

納所之時、可申上候、

三斗本斗代

まつをにし洞 これも小作付不申候間、手作二仕候而、秋納

所二可申上候、

正月廿日

この史料は、賀茂社の神田について、その場所と年貢額と耕作に当たる農民の名前を書き記したものである。耕作者の名前には、居住地と思われる地名が冠されている。まず、神田の場所であるが、小字地図と照らし合

わすと、あつミ(蛙住)・ゆわい(磐井)・やたみそい(矢田)・まつを道

こし(松尾)・松尾東洞・とめき(トドメキ)・まつをにし洞(松尾)が

「巾上」に位置し、若宮後・加多嶋(片嶋)は段丘下に位置することが判

明する。面積的には「巾上」に多いのだが、これは、神田の分布を示して

いるのであつて、太田地区全体の耕地の分布を示すものではない。注目し

たいのは、「本斗代」と記されている神田ごとの年貢高と思われる記載であ

る。段丘下の神田からは、一反あたり九斗の年貢を徴収しているが、「巾上」

からは、一反あたり五斗前後の年貢しか徴収していない。これは、耕地の

生産力の違いを示していると考えられる。これは『濃州徇行記』の記載と

も合致する。このことから、「巾上」が極めて生産力の低い土地であつたこ

とがわかる。ただ、先述のように賀茂社の神田の場所は、「巾上」に多く存

在し、なかでも蜂屋村境の山際に比較的多い。これは、賀茂社が「巾上」

に立地していることが理由として考えられる。また、その神田の場所は、

湧水や谷水の得やすく、かろうじて耕作が成り立つ場所であつたと考えら

れる。

一方、耕作者の居住地に注目すると、場所がわかるものだけみれば、「上

地又二郎」(上地)といった段丘直上に住む者や、「平塚九郎右衛門尉」(平

塚)、「いまたけさへもん九郎」(今竹)といった段丘下に住む者がみえる。

また、「ふかた助五郎」や「ふかた與五郎」は、太田郷に隣接する深田郷の

在住の可能性が高い。そうすると、段丘上に住む耕作者がいるとしても、

耕作者の多くは、段丘下から「巾上」へと段丘崖を越えて耕作しに行つて

いることが言えると思う。これは、太田地区の土地利用は基本的には段丘

下中心であることを示すものであろう。このように、「巾上」は農業に不向

きであつて、わずかに存する農地も、段丘下の農民によつて担われていた

と考えられる。

このように「巾上」の生産力が低い理由は、水の便が悪い土地であり、

土壌も酸性だったからである。「巾上」の開発のために、蜂屋村との境の太

郎洞池・矢田池・御手洗池・加賀池の拡張工事が太田宿本陣当主福田太郎

丘崖の上の部分を通称「巾上<sup>はづう</sup>」と称している。これに対する段丘下には、古くからの太田の家並みが存在する(図1参照)。

また、太田地区には、隣接する山之上地区から木曾川に向けて、北東から南西へと斜めに加茂川が流れている。また、東側の古井地区から、西へ向かつて鵜飼道川<sup>うかいど</sup>が流れており、加茂川に合流していた。江戸時代の太田村は、この二つの河川の水を利用する権利を有していた。

『岐阜県史』通史篇古代では、「巾上」の矢田周辺に条里の存在を指摘している。<sup>12)</sup>『岐阜県史』の該当箇所に掲載の図版を見る限り、「巾上」にかなりの広さの耕地を想定しているようである。この記述からは、「巾上」が古代から農業開発の進んだ土地であると想像されてくる。しかし、実際にはどうだったであろうか。

時代は下って江戸時代の史料になるが、近代以前の土地利用をよく示しているのが、『濃州徇行記』の太田村の項である。少々長くなるが次に引用する。

此村田面は多く村北にあり。字サケソ田六反二畝四歩、田中より関道まで田二町二反廿八歩、関道より若宮後まで田四町一畝六歩、是は用水を加茂川より引、又出水をも用ゆる也。関道まで酒倉境まで田五町八反六畝十九歩、是は加茂川かゝりにて上地もよく上坪を荳る処也。若宮後より竹越まで田二町五反五畝廿二歩、これ巾前よりウカヒ道まで田二町四反四畝十三歩、これは加茂川とウカヒ道の溝より水かゝれり。即下古井の方より出る万場の北の溝也、大縄手より井口まで田二町五反一歩、これは加茂川と新堤池の水にかゝりにて下古井境也。前田二町六反七畝、これも加茂川かゝりにて大縄手つゞき也、これまで九力処は皆段下にて上田也。

此以下段上の田面は元野起の地とみへて土地あしく旱燥の地なり。

ハセコより上地浦まで田二十町五反は上峰屋村太郎洞池の水かゝれり、是は上峰屋村境まで通じて大田面なり。茶屋浦田八反五畝一歩、是はハセコに並び太郎洞池水かゝり也。北カブト田三町一反二畝は上峰屋の南矢田池かゝり也。矢田より関道まで田八町一反五畝廿歩、是は矢田池・カバノ池・御手洗池三ツにて水かゝれり。トゞメキより天王後まで田九町一反五畝六歩、矢田池かゝりのみにて旱損処也。関道より大針村界まで田十一町五反五畝十二歩は矢田池・御手洗池・カバノ池よりかゝれども井末にて水かゝりあしく旱損処也。

『濃州徇行記』では、段丘下を「段下」、「巾上」を「段上」と記している。「段下」にある耕地は、加茂川と鵜飼道川からの水に恵まれ、生産力の高い「上田」とされている。これに対し「段上」は、耕地の面積としては「段下」にひけをとらないが、「土地あしく旱燥の地」とされ、用水を溜池に頼った「旱損」の地であつたとされていたことがわかる。このことから、江戸時代における「巾上」は、広い耕地は存在しても、生産力の低い土地であることがわかる。

#### 大仙寺文書にみえる土地利用

太田地区の土地利用に関しては、江戸時代から遡って、室町時代の永正年間(一五〇四～一五二一)の史料が存在する。これは、先にも利用した大仙寺文書の賀茂社関係文書である。この内の一つを次に掲げてみたい。<sup>13)</sup>

永正二乙丑□□当□前嶋申付時勘定状

賀茂神田当作申付候年貢之事

壹段 本斗代 壹石 はちや田 小作彦三郎

中心的役割を担っていた人物と思われる。この「渡」の意味であるが、記された位置が「祐川庵」と記された位置に対応することから、施設名、または地名と解せるであろう。そして、次の理由から、地名と解する方がよいと思われる。後に取り上げるが、大仙寺の賀茂社関係文書にみえる社有地の耕作者の名前には、明治以降の小字名と一致する名称が冠せられている。これと同じように考えれば「渡」も現在は残っていないが、小字程度の区域をもった地名であったと考えられる。小字程度の広さではあるが、「渡」という地名が室町時代には存在したことは、太田地区を含む区域を曰理郷と比定する説を補強するものであろう。

現在発見されている中で、加茂郡関係の最古の木簡は、戊子年（六八八）に、度里（曰理郷）から都に送られた飛鳥京苑池遺構出土木簡である。

・「戊子年四月三野国加毛評」  
・「度里石ア加奈見六斗」

181・22・5

というものである。これは、荷札木簡と考えられ、度里の石部加奈見なる人物が、六斗の物品を送った際の荷札である。石部は「イソベ」と読むと考えられ、大宝二年御野国加毛郡半布里戸籍にもみられる氏族名である。「六斗」とあるのは、米が六斗という意味と思われる。ただ、この戊子年、つまり持統二年は飛鳥浄御原令施行以前であり、その頃にどのような課税項目があるか不明であるので、この木簡の米がどのような目的で送られたのかの判断できない。

このように確実な証拠はないのだが、飛鳥（白鳳）から平安前期にかけての太田地区は、一貫して度里（曰理郷）として編成されていたと考えられる。

#### 平安後期～応仁の乱

平安時代も、摂関期になると、太田地区を含む加茂郡西部と武義郡の一部に荘園として蜂屋荘が成立する。成立当初の蜂屋荘は、摂関家の当主やその女子を荘園領主とする荘園であった。近世以降の行政区画からすると、蜂屋と太田は別個の区域であるのだが、室町時代までは「蜂屋太田」または「蜂屋庄内太田郷」などと記されていることから、太田地区は蜂屋荘の一部であることがわかる。

それでは、平安時代後期の蜂屋荘の史料を見ていきたい。蜂屋の初見は『執政所抄』二月の項である。

八日法性寺修二月事

仏供飯三石 富田御庄

餅三百枚

□深具小野神野以辺中家山上蜂屋 已上各五十枚 但近年被減而歟

『執政所抄』とは、摂関家内での儀式と、その執行に必要な物品及び調達先を書き連ねたものである。これは、藤原忠実の家政機構を示しており、ここに見える荘園名は忠実時代の摂関家領を示している。右記の部分には、餅三百枚を納めるとされた荘園名が記されており、その中に蜂屋の名がみえる。

次いで、長寛元年（一一六三）における摂関家領の荘園からの未進を注記した文書が残されている。

長寛元年未進

（氣力）

□良 八十七疋

蜂屋本庄 廿八疋

## 美濃加茂市太田地区の支配の変遷と土地利用

林 英雄

### はじめに

美濃加茂市太田地区は、美濃加茂市の中核施設が置かれる地区である。太田地区は、美濃加茂市誕生以前の旧太田町に相当する。近世においては、太田村及び深田村の一部がその範囲である。太田地区は、文献史料に恵まれないこともあって、中世以前の状況は詳しくわからないのが現状である。本稿では、現在断片的ではあるが、残っている史料から、古代中世の支配の変遷と土地利用の状況を考察していきたい。なお、本稿で太田地区という場合には、深田地区を含む広義の太田地区ではなく、深田地区を除いた狭義の太田地区を指すものとする。

### 一 支配の変遷

飛鳥・奈良・平安初期

律令制が施行されると、現在の美濃加茂市域もその影響下におかれた。美濃加茂市の南部は、美濃国加毛評として編成される。加毛評は、大宝令段階までには、郡制施行により、加毛郡となり、さらに賀茂（加茂）郡と改称された。

また、評（郡）の下部組織として、「里」（七十五年以降は「郷」と記される地方行政区画が誕生する。平安時代中期に編集された『和名類聚抄』には、賀茂郡（加茂郡）の郷として、埴生、美和、生部、井門、小山、米田、日理、神田、中家、川辺、志麻、駅家の十二郷が記されている。それ

では、太田地区がいずれの郷に比定されるかであるが、日理郷に比定される説が有力である。日理とは、「わたり」と読み、木曽川の渡しであって、木曽川を挟んで可児郡の日理郷と向かい合っていると考えられる。可児郡の日理郷は、現在の可児市今渡周辺に位置していたと考えられる。従って、その対岸であるから、美濃加茂市太田地区から古井地区にかけての区域を日理郷に比定できる。しかし、この比定案については、現在、「わたり」と呼ばれる地名が残っていないことが疑問点として挙げられよう。ここで、注目されるのが、時代は下るが、現在、八百津町の大仙寺の所有する永正四年（一五〇七）の「賀茂社造営銭請取状案」という文書である。<sup>①</sup>

請取申 大田郷賀茂御造営銭之事

合九貫五百廿文者、此内四百文、地下より此方へ被返候也、

右為神主方分、所請取申如件。

永正第四

十月三日

渡の

右衛門太郎 在判

祐川庵

梵

信 在判

これは、太田郷の賀茂社（現在の美濃加茂市西町の県主神社）の造営に關して、その建築費を、当時賀茂社の社有地を領有していた大仙寺が支出したときの領収書である。その支出先は、「神主方」であるが、実際の受取人は、「渡の右衛門太郎」と「祐川庵 梵信」である。祐川庵は、現在の太田本町にある祐泉寺であり、当時は大仙寺の末寺であった。その祐川庵が、賀茂社の神田、つまり社有地からの年貢の取り立てを行っていたのであり、實質的に賀茂社の管理を行っていたとみられる。その祐川庵梵信と連署している「渡の右衛門太郎」であるが、他の史料には現れないので、決め手はないが、賀茂社造営費用を受け取っているものであるから、太田郷住人の

れます。そういう意味で、「歩梓取」というのがたくさん出てくるのは、「梓」が特に尾張と美濃の両国に関係の深い武器でもある、ということになって、ただ戦うというだけの関係ではなくて、広い意味での天皇を守護するとか、そういう役割をシンボリックに持つて登場してきているのではないかと思っています。

大変時間をオーバーして、とくに最後の方は端折ってお話しして、大変わかりにくいところもあったかと思いますが、これで終わらせていただきます。長時間のご清聴ありがとうございました。

(しんかわ ときお 早稲田大学教授)

## 註

- ・本稿は、二〇〇二年十月六日に行われた美濃加茂市民ミュージアム主催ミュージアムフォーラム「戸籍が語る702年の『ミノ』と『カモ』」(講師 新川登亀男氏)の講演録です。
- ・掲載されている写真や図表の図版番号は、本誌に掲載するにあたって新たに付し直したものであり、講演会当日に配布された資料に付された番号とは相違するものであります。
- ・掲載されている写真は全て正倉院古文書(複製)であり、原本は宮内庁正倉院事務所蔵、複製は国立歴史民俗博物館所蔵のものです。
- ・掲載されている図表は、新川登亀男・早川万年編『美濃国戸籍の総合的研究』(東京堂出版 二〇〇三年刊)から転載しました。

里では下政戸がかなり多い、というふうに、里によって全然違う。ということは、里の実情をふまえた可能性もある。

それに対して、九等戸というのは、もちろん住んでいる集団は里によって全然違うのですが、それを画一的に九ランクに分けた、戸数を限定してピラミッド型に序列化したのに対して、三政戸の場合はどうもそうではない。現実に対応した形跡がある。その現実の中からどういうふうに兵隊を取っていくか、税を上げていくかという苦心がどうも行われた節があるということになります。

特に徴兵の場合は、男三人の中から一人の兵士を選ぶのが法的な基準であります。言い換えるならば、中政戸のランクの働き盛りの男四人ないし三人の中から兵士一人を選ぶという基準にぴったり合う訳であります。この中政戸を基準として、そこから一人の兵士を取ることが基準であったようであります。言い換えれば、より下の下政戸というのは徴兵しないというのが一応の原則であったようであります。逆に言えば、徴兵に値しない戸であるという言い方も成り立つかもしれませんが。そして、上政戸ですが、ここは働き盛りの男は多いのですが、これも原則はこの戸から一人の兵隊を取ることであつたようであります。ただし下政戸から兵士は原則として取れませんので、その分だけ上政戸に上乘せをする必要が出てくるというので、二人まで兵士を取れるようにしておくというのが限界であつたと思われます。それが成人男子三人に兵士一人という法的な徴兵基準とかかわってきます。上政戸の働き盛りの男が八人でとまっているのは、従って、意味があることでありまして、これがもし九人になった場合には兵士が三人取れることになります。しかし、三人取つた例はないのであります。また働き盛りの男が九人いる戸は今のところ発見されておりませんので、九人になったら戸を分けるのかなというふうに推測できます。ある意味では、きめの細かい行政を行っていたことがわかります。

## (十一)

最後に一点だけお話ししますが、この中で、兵士がたくさん取られているわけがありますが、その兵士の中に最初にお話ししました「歩卒取」、つまり歩兵で卒を持つて歩く兵士というのが非常に多いのであります。これは何かと言いますと、この「卒」は木扇で書いてありますから、金属製の鉾ではなくて、木製の卒と考えられます。これについて、大変おもしろい問題が出てまいります。『続日本紀』文武天皇二年十一月己卯条によると、六九八年のことですが、文武天皇が即位したときに大嘗祭を行います。そのときに、大楯及び楯卒を立てる行事があります。そして、その大嘗祭に仕えた国が尾張と美濃であります。美濃国からたくさんの方が参加したのもと思います。そして、その翌年のことですが、同じ『続日本紀』文武天皇三年九月辛未条によると、「正大武已下無位已上」の人らに対して、つまり位を持つている最高の人から下の多くの人までということですが、「人別に弓・矢・甲・卒と兵馬とを備ふる」ことを命じたとあります。これらは武器ないし武具であります。弓・矢は前から出てくるのでありますが、その中に卒というのが初めて登場するのです。これは木扇の「卒」であります。

これは私の推測であります。この大嘗祭を契機として、大嘗祭は天皇の即位に関係すること、天皇を守ると言いますか、一種セレモニー的なところもあるかと思いますが、そのために木製の卒をたくさん持たせて、実際の戦争をするという意味では必ずしもなくて、国司を護衛してもいいでしょう、あるいは天皇が行幸してきたときに護衛してもいいでしょう、そういう特別な卒を持つようなシステムがこの段階で整備されたものと思っております。事実、この直後に、持統太上天皇がこの地域に行幸します。おそらく、そのときには、この戸籍に出てくる「歩卒取」がたくさん動員されてこの木製の卒を持つて、天皇の一行を守護したのではないかと思わ

ランクの下中戸に県造と県主族・秦人・神人・不破勝族というのが戸主として登場いたします。さらに、その下の下下戸に「く部」というのが出てくるのであります。こういうランク分けをしております。結論だけ申しますと、この美濃の戸籍は、九等戸あるのですが、実際には中下戸までしか登場いたしません。四ランクだけ登場して、上位のランクは登場いたしません。そして、非常に画一的な配分の仕方がされていて、それは、全体が判明する山方郡三井田里の表をみてもらうとよくわかります（本誌16頁図版(12)に掲載）。そこに数字が書いてあるのですが、中下戸というのが一戸だけであります。そして、下上戸が二戸、下中戸が七戸、下下戸が四十戸とというのが原則であります。全部足してもらおうと、一と二と七と四十を足すと五十となるので、これが一つの里になる。こういうランクをまことに機械的に作っていることがわかります。それから、言葉を換えて言えば、明確なピラミッド型を形成しております。そして、おそらく中下戸というのはオンリー・ワンでありまして、これが里の最大勢力、唯一の勢力でありまして、その下にずっと広がっていくことが想定されます。半布里でいうならば、県造を戸主とする、実は一番最初に挙げました吉事という、これがここに位置するのですけど、これが中下戸の唯一であります。その下に、県主族と秦人が一戸ずつバランス良く配置されます。そして、さらにその下の中下戸に、上位の県造・県主族・秦人も当然加わるのですが、そして、さらに神人と不破勝族という新しい集団が三段階目に追加されます。そして、一番下のランクに「く部」というのがオンパレードで列ぶ、というのが明瞭な構成の仕方であるというふうに思われます。おそらく、他の里においても、そういう、それぞれの勢力圏で伝統的な氏族集団の勢力分布があらたに序列化されて出てくるということになるかと思えます。そして、一方の三政戸として三ランクにわかれるのは、どうも兵隊を取る、あるいは、その兵隊を取ることに絡んでさまざまな労働力とかの負担

| 三井田里(完) | 半布里(残) | 春部里(残) | 栗栖太里(残) | 屑々里(残) | 未詳里II(残) | 未詳里III(残) | 上政戸数 | 中政戸数 | 下政戸数 |
|---------|--------|--------|---------|--------|----------|-----------|------|------|------|
| 0       | 0      | 1      | 4       | 13     | 10       | 11        | 0    | 0    | 1    |
| 0       | 1      | 0      | 6       | 12     | 39       | 21        | 0    | 1    | 0    |
| 3       | 0      | 2      | 11      | 3      | 5        | 18        | 3    | 0    | 2    |

(13) 政戸比率

を負わせるためのランク、つまり、「この戸はだいぶん税が取れるぞ」とかですね、「これだけ兵隊を取っても大丈夫だ」という目安の戸表記であるらしい。これについては五枚目の政戸比率という図表があります（本誌17頁図版(13)に掲載）。この中で、例えば、二番目の半布里でいうと、上政戸というのが十戸あって、中政戸というのが三十九戸あって、下政戸というのが五戸ある、ということなのであります。では、上政戸・中政戸・下政戸の基準は何をもってしているのかといえますと、おそらく働き盛りの男、二十一歳から六十歳くらいまでの男子が何人いるかということによって、ランクを決めたと考えられます。最もランクが上がっているもの、つまり上政戸はこの働き盛りの男が八人から五人、それから中間層である中政戸が四人から三人、一番下の下政戸が二人から一人ということで区分したと考えられます。

そういうことで、もう一回、政戸の比率表をみていただきますと、先程、九等戸でみた明瞭なピラミッド型とは全く違っているのですね。里によって大いに配分にバラツキがあるということです。例えば、半布里では非常に中政戸が多くて、下政戸が少ない。あるいは、一番最初の三井田

国であるというのがすぐわかるのであります。だから、当時の中央政府にとって極めて重要な国であったということがすぐわかるのであります。ただ、残念ながら、しばらくすると上国へとひとつランクが落ちるのであります。

それから、その大國と対応するのであります。国司の長官である国守が直従五位上なのです。これはやや変則的な位階なのですが、この中で従五位上というのを中心に考えてもらえばいいのですけど、当時の国守で五位の国守はそういうものではない。五位に入るということは、貴族に入ることですから、六位と五位は雲泥の差があるのであります。七世紀終わりにおいて、地方の国守は、後で言う六位以下の人を任命しないという事になっていく。しかし、美濃国は例外であるとして、畿内に近いということもあります。しかし、重要な地区ということで、国守が別格の位をもらっているということがすぐわかります。

# (十)

そういうことで、あとちょっとプリントの五枚目の話をしていきます。この戸籍には、戸の区別がしてあります。これは全国の戸籍の中でこの戸籍にしか残っていないのですが、一つは九等戸、もう一つは三政戸です。九等戸といいますのは、「上上・上中・上下・中上・中中・中下・下上・下中・下下」の九つ、という区分の仕方をしてあります。これに対して三政戸は「上政戸・中政戸・下政戸」という三種類に分かれています。

これは一ページ目をみていただければわかるかと思いますが、一つの戸が二種類同時に合わせて決められています。例えば、この戸は中下戸で上政戸である、というように二つが常に組み合わさって決定されているという非常に複雑な仕組みになっております。

いったいなぜ、そのようなことが行われているのかということが、前々

| 中下戸(戸主)  | 下上戸(戸主)               | 下中戸(戸主)                                                         | 下下戸(戸主)                                                                                                                                                                        |
|----------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 縣造1(上政戸) | 縣主族1(上政戸)<br>秦人1(中政戸) | 縣造1(中政戸)<br>縣主族3(上・中政戸)<br>秦人3(上・中政戸)<br>神人1(中政戸)<br>不破勝族1(中政戸) | 縣造1(中政戸)<br>縣主族11(上・中・下政戸)<br>秦人16(上・中・下政戸)<br>神人3(中・下政戸)<br>不破勝族1(中政戸)<br>縣主2(中政戸)<br>秦人部2(上・中政戸)<br>物部1(中政戸)<br>守部1(中政戸)<br>生部1(中政戸)<br>穂積部1(中政戸)<br>石部1(下政戸)<br>敗臣族岸臣1(中政戸) |

(11) 九等戸制 加毛郡半布里

| 中下戸(1) | 下上戸(2) | 下中戸(7) 戸主              | 下下戸(40) 戸主                                                |
|--------|--------|------------------------|-----------------------------------------------------------|
|        |        | 他田1(中政戸)<br>五百木部1(中政戸) | 五百木部3(上・中・下政戸)<br>五百木部君2(中・下政戸)<br>伊福部1(下政戸)<br>穂積部1(上政戸) |

(12) 九等戸制 山方郡三井田里

から疑問なのですが、それについて五枚目の資料をみていただきたいのですが、こつこつに整理できます。

例えば加毛郡の半布里を例にとってお話しますと(本誌16頁図版(1))に掲載、中下戸の中に入る戸主に県造というのがおります。その下のランクの下上戸に県主族と秦人が戸主として一戸ずつ入っております。その下の

(九)

さて、それでは、この大宝二年十一月と書かれている戸籍の作成責任者についてです。だいたい戸籍というのは基本的に十一月から作れということになっているので合うのでありますけど、四枚目を見ていただきたいと思えます。

四枚目の上の段に三つほどコピーを付けています(本誌14頁図版(8)(9)(10)に掲載)。これは、それぞれの巻の一番最後のところに、当時の国司と郡司の責任者の名前が書いてある部分であります。右端の(8)が加毛郡の半布里、真ん中の(9)が味峰間郡春部里、左端の(10)が各牟郡中里の巻物の最後の部分であります。国司・郡司の署名が残っているのはこの三つだけですが、本来なら全部の巻物に書いてあったはずなんです。

ざっと見てみましょう。(8)の加毛郡半布里を例にとるならば、「太寶二年十一月」、その次に「目」という字があります。これは「さかん」、国司の四等官の一番下、四番目の役人であります。「追正八位下五百井造豊国」という名前が書いてあります。そして、その左の行の一番上が「守」、これこそいわゆる国守、国司の長官であります。つまり、七〇二年の国司の全員がここに署名をしております。

国守は、「直従五位上少治田當麻朝臣」という人物であります。五位以上のもものは、「朝臣」というような姓を一番最後に書くという考えが古くはあります。それにならったものと思いますが、そして、その左側が「介」、次官ですね。「勤従六位上許勢朝臣真弓」という人です。「許勢」という字が書いてありますが、一般的には「巨勢」と書く、有力豪族です。それから、下の段の右にいきまして、「大掾務従七位上津嶋連堅三石」という人の名前があります。そして、左に「少掾追正八位上紀朝臣宮麻呂」という人がおります。そして、左の最後のところに「少目追従八位上矢集宿祢宿奈麻呂」とあります。「奈」の字を書き落としたのでしょうか、後から付け足

しております。これが国司の全員であります。ということは、他の巻物も同じ年月ですので、左にずつと書いてある国司も同じメンバーであります。この中で、一人は五百井造という人物が出てまいりますけど、五百井造という氏族はかつて壬申の乱で近江朝に加担した氏族であります。ですから、天武側にやられた方です。近江国の出身でありまして、今の草津あたりを本拠とする氏族であります。その一人が国司の下の方の役人として美濃国に赴任した、ということになります。

それから、もう一人、一番最後に書かれている矢集宿祢宿奈麻呂という人ですが、矢集というのには、実は美濃矢集連というよく知られた集団があったようでありまして、これは可児郡に矢集郷があるのですけど、この出身であろうと考えられます。ですから、国司というのは基本的には中央から派遣されてくるのですが、中央からその土地にご縁のない人が派遣されてくる場合もありますけれど、こういうふうには何らかの関係者が派遣される場合も実はあります。その方が、郷に入っては郷に従えではありませんが、非常にやりやすいということでありましょう。

そして、そのあと、少し行を空けて担当の郡司、一番最後の行に「主帳」というような郡司が、郡ごとに当然、人が違いますが、ならんでいるということになります。もう、それぞれの郡司の説明をすることはできないのですが、とにかく全体から言えば七〇二年の美濃国というのは「大国」であります。国には等級がありました。最も大きい国が「大国」、そして「上国」、「中国」、「下国」と、こうランクがあります。そのランクのトップが「大国」であります。別格扱いです。これが七〇二年の美濃国とわかります。

なぜ、わかるかというと、国司の編成の仕方によってでありまして、編成メンバーというのは人ではなくて役職で、大国にはこの役職につくのは何人とか、この役職は必ず必要だとかというのを見てみますと、これが大

ら戸籍の中身が始まりますが、これが一里の戸籍の全体を要約したところ  
であります。つまり、この戸はいくつあるのか、最初のところをみますと、  
三井田里の戸の数が五十戸あると書いてあります。一里五十戸というのが  
きちつと守られているということがよくわかる。五十戸が原則であります  
から。ただ、半布里は原則から外れておりまして、五十八戸ぐらいあった  
と推測をされております。あと、さらに男が何人とか、働き盛りの男が何  
人とか、女が何人とかという集計がずつとここに出てくる、こういう体裁  
になっております。

それで、その行の四行目の真ん中あたりに「兵士参拾貳」というふう  
に書かれています。この御野国戸籍において、やはり兵隊を取るとい  
うことが重要な役割であつたらしい、ということが非常によくわかるとい  
うこととあります。

|              |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| <p>大膳印島邸</p> | <p>八十八</p> | <p>三十一</p> | <p>三十一</p> | <p>三十一</p> | <p>三十一</p> | <p>三十一</p> | <p>三十一</p> | <p>三十一</p> | <p>三十一</p> | <p>三十一</p> |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|

(8) 御野国加毛郡半布里戸籍 (正倉院古文書 正集24) 複製

|              |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| <p>大膳印島邸</p> | <p>八十八</p> | <p>三十一</p> | <p>三十一</p> | <p>三十一</p> | <p>三十一</p> | <p>三十一</p> | <p>三十一</p> | <p>三十一</p> | <p>三十一</p> | <p>三十一</p> |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|

(10) 御野国各牟郡中里戸籍 (正倉院古文書 正集26) 複製

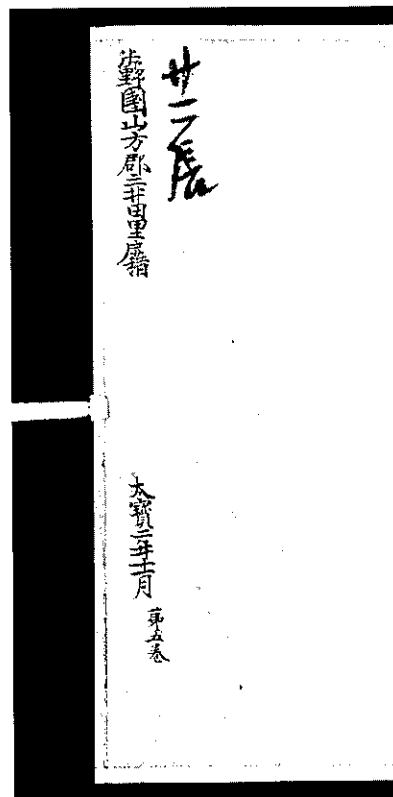
|              |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| <p>大膳印島邸</p> | <p>八十八</p> | <p>三十一</p> | <p>三十一</p> | <p>三十一</p> | <p>三十一</p> | <p>三十一</p> | <p>三十一</p> | <p>三十一</p> | <p>三十一</p> | <p>三十一</p> |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|

(9) 御野国味蜂間郡春部里 (正倉院古文書 正集22) 複製

るのです。

そして、「皮帯」とありますが、左をみてもらいますと巻物の端から帯がまっすぐ伸びている写真がわずかに写っております（本誌13頁図版(6)に掲載）が、これが皮紐であります。ですから、皮紐で戸籍を巻くわけでありす。そして、この皮は鹿の皮だと言われております。

(6) 御野国山方郡三井田里戸籍原標紙（正倉院古文書正集25）複製



そして、「具存」、全部ちゃんと残っているぞということが書いてあって、必ず意を加えて巻を開くべし、全部残っているのだからよく注意してこれを開きなさいよ、ということの後の人に伝達しているわけであります。

それで、先ほどの原標紙をふたたびみてもらいますと、「御野国山方郡三井田里戸籍」と書いてあります。その下に、「太寶二年十一月」、下に「第五巻」というふうにあります。一番上の方に、筆跡を異にして「井二張」というふうにあります。この「井二張」というのは、二十二枚の紙を使つて一巻にしている、というメモであります。これで、一里一巻であるということがよくわかって、開けるのは大変ですから、中を全部開けなくても、表だけ見れば、たくさんある巻物の中でも、これは何の巻物かすぐわかるように作つてあるということです。「第五巻」とあるのは、おそらく

山方郡の中で第五番目の巻物という意味でありましょうから、山方郡の中にたくさんある里があり、その里の順番が第五番目の里となる三井田里であるという記号なんだろうと思われます。こういう形で全て作られていたのがあります。

そして、その左側に「太寶貳年十一月御野国山方郡戸籍」とあって、ずっと三段書きになっているのがありますが（本誌13頁図版(7)に掲載）、ここか

太寶貳年十一月御野国山方郡戸籍

|            |         |         |
|------------|---------|---------|
| 三井田里戸籍拾伍拾戸 | 上段戸拾壹   | 中下段戸    |
| 中下段戸拾壹     | 下段戸拾伍   | 下中下段戸   |
| 戸數捌拾伍拾伍    | 男肆拾伍拾伍  | 有伍拾     |
| 正丁壹拾伍拾伍之中  | 兵士叁拾伍   | 遺壹拾伍拾伍  |
| 次丁拾        | 次丁肆拾伍之中 | 兵士叁     |
| 遺壹拾伍       | 小丁壹拾伍拾伍 | 練伍拾伍    |
| 廢疾伍        | 舊疾貳     | 耆老柒     |
| 女肆拾伍拾伍     | 有伍次女壹   | 云女貳拾伍   |
| 次女拾伍       | 少女肆拾    | 小女壹拾伍拾伍 |
| 練女肆拾伍      | 耆女貳拾伍   | 奴柒      |
| 云奴叁        | 次奴壹     | 次奴壹     |
| 小奴貳        | 婢柒      | 云婢肆     |
| 小婢叁        |         |         |

(7) 御野国山方郡三井田里戸籍總集計部分（正倉院古文書正集25）複製

(5) 御野国味蜂間郡春部里戸籍 (正倉院古文書正集22) 複製

上政戶國造檉曾麻呂名冊六

丁五 小子七 并廿 次女 孫女一 并廿三 正婢  
 兵士一 孫媳八 正女八 小女十 考女三 正奴一

下中屋阿佐麻呂  
正丁

嬌子黑麻呂  
正丁

決一國  
字十一

次百國  
綠兒

黑麻呂子千代

次五百代  
小子 年十四

物代子太文麻呂  
三三  
緑児

必乎多久

屋第得麻呂  
正丁

嬌子安倍  
小子年十四

次吉安  
小子

次稻東  
珠第  
二

屋第事曰  
兵主安祥取

嬌子廣山  
小子

次人主  
小子 第五

次人足  
年二  
銀兒

梁代  
錄

実は、この人ではないかという記事が『続日本紀』和銅元年三月庚申条

に出てまいります。七〇八年のことなのですが、「美濃国安八郡人、国造千代妻、如是女」という人が三つ子を産んだ、三人の男子を産んだので、よくやったということで、稲四百束と、乳母一人を支給するという特別保護策をとる、という『続日本紀』の記事であります。可能性としては、ここに出てくる「国造千代」が、戸籍に出てくる「黒麻呂子千代」、この人ではないかと推測されます。そうであるならば、七〇二年に十五歳であります。ですから、七〇八年、三つ子を儲けたときはおそらく二十一歳ぐらいでしょうが、父親になるにはふさわしい、当時としては年齢であろうと思われる。そして、奥さんが如是女という女性。如是女というのは、現在残っている戸籍には登場しないのでありますが、おそらく美濃国内の女性であろうと思われる。ただ、この名前は非常に不思議な名前でありまして、「如是」とは、お経を読まれる方はよくおわかりと思いますが、「如是我聞」によぜ

がもん」というのがありまして、お経で必ず出てくる文言ですね、頭のところに出てくる。おそらくこれは仏教に関わるような、お経に関わるような何らかのヒントを得て付けた名前であろうと思うのであります。と申しますのは、味蜂間郡の春部里の戸籍をみてみますと、「无量寿」とか「阿弥多」という名前の人がいるのです。ですから、仏教の經典からとか、經典を詳しく読まなくても耳学問ですね、そういう名前を付けたというふう

に思われます。

それから、三つ子を産んだということではありますが、これは実は戸にとって大事なことでありまして、さきの戦争の時期と同じ事かもしれません。男子をたくさん産むというのは奨励されたのであります。男子をたくさん産むというのはどういふことかという、たくさん兵隊に取ることもできるし、いろんな税を負担させることもできるし、労働に徴発することもできるといふわけで、大変国にとつてはおめでたいことなのです。ですから、そこで奨励策というか、保護策が採られるということでもあります。そういう状況がわかつてまいります。

 $\hat{\Lambda}$ 

そこで、三枚目に移っていただきますと、戸籍の作り方の問題とも関係いたしますが、このプリントではわかりにくいのですが、はじめに巻物になつていましてというお話をいたしました。これは後に修復をしたりしているとところもあるのでありますが、基本的にはこういうふうに一巻ずつになっています。この巻物の「正倉院文書第廿五巻」という字が読めると思うのですが、一番巻いた外側の新しく作つた標紙の上に書いてあるのですけれども、その標紙の下の部分に「古標皮帯具存、要加意展卷」と記されています。その中に「古標」と書かれているのは、古い標、「標」というのは表紙なんです、古い表紙がこの下にあるんだぞという意味ですね。実際あ

指摘されていることでありますけれども、再び歴史の史料に登場してくるのではないかと言われている人物であります。

それは奈良時代の後半でありますけれども、『続日本紀』神護景雲二年閏六月庚戌条によりますと、七六八年の段階なのですが、「国造雄万」という人に外従五位下を授けるという記事があります。これは『続日本紀』という歴史書の中に出てくるのでありますが、同様の記事が少しあとの七七〇年段階の記事として、『続日本紀』宝龜元年四月癸巳朔条にですね、「美濃国方県郡少領外従六位下国造雄万」という人が自分の蓄えた稲を二万束ほど美濃国分寺に寄付をしたので、よくやったということで、位を上げてもらったという記事があります。前者と後者の記事にはちよつと位の数字に矛盾がありますけれども、前者と後者は別のことを言っているのではなくて、同じことを言っていると考えられますが、ここに登場する美濃国方県郡少領の国造雄万という人が、さっきお話ししました大庭の次男、七〇二年に御歳七歳であつたところの「小万」その人ではないかと前から言われているところでもあります。仮にそうだとするならば、この人が国分寺に多額の寄付をして、位をもらったという歳は、だいたい七〇代の半ばのおじいさんになっているところでもあります。しかも、方県郡の少領といえますと郡の次官でありますから、郡の最大勢力を誇る一員であることは間違いない。とするならば、七〇二年の戸籍にですね、大庭の次男として現れ、この大庭の戸が九十六人という最大勢力を誇っているわけですが、その次男としてはふさわしい人生をおそらくは歩んだであろうと、こういうことになります。ただ、長男ではなく次男なのですけれども、長男はどうなつたかはわかりません。そういうことが推測できるのであります。

しかも、おもしろいのは雄万と同時に物部孫足、六人部四千代、この人たちも同じように稲を国分寺に寄付した可能性があつて、雄万と一緒に位をもらったということでもあります。もちろん、この物部孫足とか六人部四

千代といった人がどういった人物であるのかはわからないのでありますが、先ほどの大庭の戸に「寄人物部古売」という女性が出てまいります。歳は五十なので、当時ではおばあさんですが、この方県郡の国造をみてみますと、この物部とか六人部を抱え込んでいる戸がありまして、おそらく、より古くはこの地域の大豪族の中に、物部とか六人部なんか編入されると思いますか、逆にその大勢力の中から物部とか六人部といった特別の集団を中央が割譲しまして、「く部」という集団を都へ上番させたり、いろいろ働かせたりするための役割を負わせていたのだと思われるのであります。そういう物部とか六人部を国造が抱えていたということがわかるのですが、おそらく当時の支配関係にあるグループがこぞつて資産を蓄えて、一緒になつて国分寺に寄進をしたという経緯があるのであると、こう思われます。

それから、この戸籍からもう一人のちにわかる人物があります。これは、二枚目の上の左の方の味蜂間郡都部里の戸籍であります（本誌12頁図版(5)に掲載）。この戸主は上政戸国造族皆麻呂という人です。「皆麻呂」とは変な字ですが、「皆麻呂」と「阿佐麻呂」と両方の表記で書いてあると思います。その人の「戸主阿佐麻呂」と書いてある行の次の行の下とところに「黒麻呂子千代」という人物がおります。千代に八千代にの「千代」ですが、「ちよ」ではなく「ちしろ」と読んだかと思えます。「代」というのは世の中の代という意味だけではなくて、水田耕作の単位でもあるわけですね。後になると何町とか何反とかになります。より古い段階を「代（しろ）」と言いまして、「尻」と書いたりする場合もあります。ですから、大きな土地を持てるようにとか、今の我々が子供の名前を付ける場合にいろいろ期待を込めて付けますが、そういう期待が込められている名前だと思えますけれど、この「千代」という人が七〇二年に十五歳であります。この人はどういう続柄かと言いますと、戸主皆麻呂の嫡子黒麻呂の子にあたるわけですから、戸主から見れば孫にあたります。

りますが、その嫡子の下に「次」という字がありまして、「大麻呂」とあります。これは弟になるわけですが、弟は十二歳。次の行にいつてさらに「次」とあつて「黒麻呂 三歳」、というふうにつながつてまいります。

それで、お父さんは「目太」、不思議な名前なんです。男の子の方は、何とか麻呂、何とか麻呂というふうにだいたい統一されていますね。男の名前で麻呂というのは結構あるのですが、しかし、ざっとみましても麻呂という名前は私たちが思うほど多くはないですね。たまたま、ここは兄弟が一貫して麻呂という名前になっておりますけれども、ただ、女性は全部「売」というのがついております。売り買いの「売」という字が全部下に付いております。これは、まず例外なく、「売」がついております。これに対して、男の名前はやや多様である、ということが言えます。

ただ不思議なのは、この少人数の戸の中で、嫡子小麻呂が小さい麻呂とあつて、弟の方が大きい麻呂とあるのですが、これはあるのですね、ときどきこういう事が。それでは、全てお兄さんが小さいかといえ、そうでない場合もあるのですが、結構お兄さんが小さい場合もあります。

それから、現在ですとお父さんの名前の一字をとつて子供に付けるという、通字というのがありますが、そういうふうにして命名する場合もありますが、この戸籍に関して言えば、お父さんの名前のどつかを取つてですね、子供へとつけていく例はそんなに多くはないですね。

それから、最後の行のところには、やや不思議なことが書いてあります。『寄人』とあります。この『寄人』についてはさまざまな考え方がありますが、要するに寄つてきた人なんですけれど、『勝』という字で、『かつ』と読むのか、『すぐり』と読むのか、とにかく『勝安麻呂』という人がいて、歳が五十三歳と書かれております。そして、左の方には『閩人』というふうにあります。『閩人』というのはあまり登場しないのですが、要するに去勢された人なんです。日本において宮刑というのは中国と違って存在し

ませんから、人為的にそうなったとは考えにくいので、何かの病気だとか事故であろうかと考えられます。極めて例外的な記述であります。その人がこの戸に寄つてきている、身を寄せているということになります。しかも氏が違います。『勝』という氏姓ですから、戸主の氏姓とは違いますが、直接的な同族といえますか、同じ氏姓の集団ではないということが一応言えると思います。

ただ、敢臣という珍しい氏姓、しかも敢臣族岸臣という変な氏姓なのですが、この敢臣というのは伊賀国に敢郡というのがありまして、三重県伊賀上野周辺にあたるところなのですが、おそらくそこに関係した集団であろうと思われます。一方では、岸臣というのが続くので、もしかしたら父方の姓と母方の姓をそのままくつつけたのか、という憶測も成り立つわけです。尾張国の中島郡というのがありますけれども、そこに敢臣が住んでいたことが知られておりますので、伊賀国の方から北へ入つてきて、美濃国のあたりまで入つてきていた可能性はある。この周辺で、美濃国とは限りませんが尾張国まで含めて、何らかの婚姻関係があつて、定住をしてきた例外的な集団であつたと、従つてそんなに規模も大きくない、ということとで八人という形になっているのではないかと思います。そういう例を紹介致しました。

## (七)

一方、資料の二枚目の方(9頁図版③)へ移つていただきまして、先ほど九十六人を擁しているというお話をしたのでありますが、この戸の戸主大庭という人は、『中下戸主大庭』と二・三行目あとに書かれています。その下に嫡子虫奈という息子がいるのです。『虫』というのは当時よく名前の中に出てくるんですね。嫡子虫奈というのがいて、その弟「小万」という子供が出てまいります。この小万という人につきましては、以前から

政家國造太連居六  
 中下居大連  
 安子大再呂  
 廣達死都良  
 屋岡堂廣  
 見古与  
 寄人國造様熊馬  
 嫡子田々麻呂  
 屋岡國造白駱賣  
 次小方賣  
 次小方賣  
 寄人服部止巳賣  
 寄人粉部古賣  
 朝占方自賣  
 奴小同  
 次名人  
 子觀世  
 次男生  
 屋岡國造  
 嫡子中泰  
 屋岡國造  
 嫡子大八  
 次國益  
 寄人國造様次  
 次男  
 寄人交部羊  
 次男  
 寄人全部居朝占  
 次男  
 屋岡國造屋賣  
 次男  
 次男方賣  
 廣達車國造様  
 寄人泰人稻賣  
 見守部收利賣  
 朝占母屋部後賣  
 屋岡奴名井  
 次男都支  
 子足  
 次男足  
 次男富知  
 次男足  
 次男足

(3) 御野国肩県郡肩々里戸籍 (正倉院古文書 正集26) 複製

はなかったということになります。

そのことを逆に証明するのかどうか、資料の一枚目の中に（本誌9頁図版(4)に掲載）、中政戸とあつて敢臣族岸臣目太という人の名前があります。敢臣族岸臣という氏姓は私が見た範囲では、ここにしか残っていないのでありまして、それほど珍しいのだろうと思います。

(4) 御野国加毛郡半布里戸籍 (正倉院古文書 正集24) 複製

政家國造太連居六  
 下居大連  
 次男麻呂  
 寄人服部止巳賣  
 屋岡國造  
 嫡子小麻呂  
 屋岡國造  
 次男麻呂  
 寄人全部居朝占  
 次男

これを紹介したのは、これは半布里の戸なのですが、現在残っている美濃国の戸の人数のなかで最も少ないのであります。八人家族、実際同じ所に住んでいたかどうか、二軒ぐらいの家に住んでいたかどうかわかりませんが、一番小さいものですね。

そして、戸主目太というのが四十四歳でおりますが、そして「正丁」とありまして、左の方に「工」とあります。これは、工匠としての特殊技能を持つている人という意味だと思えます。美濃国の戸籍にはときどき特殊技能の種類が書いてあります。これは他に例がないのであります。

そして、その嫡子が小麻呂という人で二十三歳。この数字をずっと信用していくならば、何歳のときの子供かということはいわかつてくるわけでありまして、何歳頃結婚したのかということもわかつてくるわけであ

は御年一歳で、まだ「緑児」である、ということになります。そしてその下に、「戸主弟」、戸主の弟がこの戸にいまして、「麻呂」という名前で、十歳です。十歳の年齢区分は「小子」、法律上の年齢幅が「小子」と書くのは、十六歳から四歳までの人を言います。とくに、「子」と書いてある場合は、これは男であります。それから、左の行へ行きますと「戸主同党」と書いてありまして、これは一般的に戸主のいとこだと考えられています。歳が五十四歳というふうになっております。その左に「正丁」とあります。これは二十一歳から六十歳までの男を指します。これは最も働き盛りの男で、さまざまな税がかかってくる年齢対象であります。そして、その嫡子があります。これは不思議な名前ですが、読み方はわかりませんが、「知依」という字なんです。これは歳が二十八歳である。左に、変なことが書いてありますが、「兵士」とありますね、兵隊なんです。兵隊で「歩卒取」、歩くという字に「ほこ」という字に、取るという字であります。「卒」は盾矛の「ほこ」だと思われれますが、「かちほことり」と多分言うと思われれます。歩兵で卒を持っているということのようであります。このことはあとで述べると思いますが、このようにずっと名前が書いてあります。

それで、九州の方と比較してみますと、例えば、美濃国の方であれば三段で書いてありますけど、九州の方は二段、横にずっと並べて書いてあります。という書き方の違いがあります。

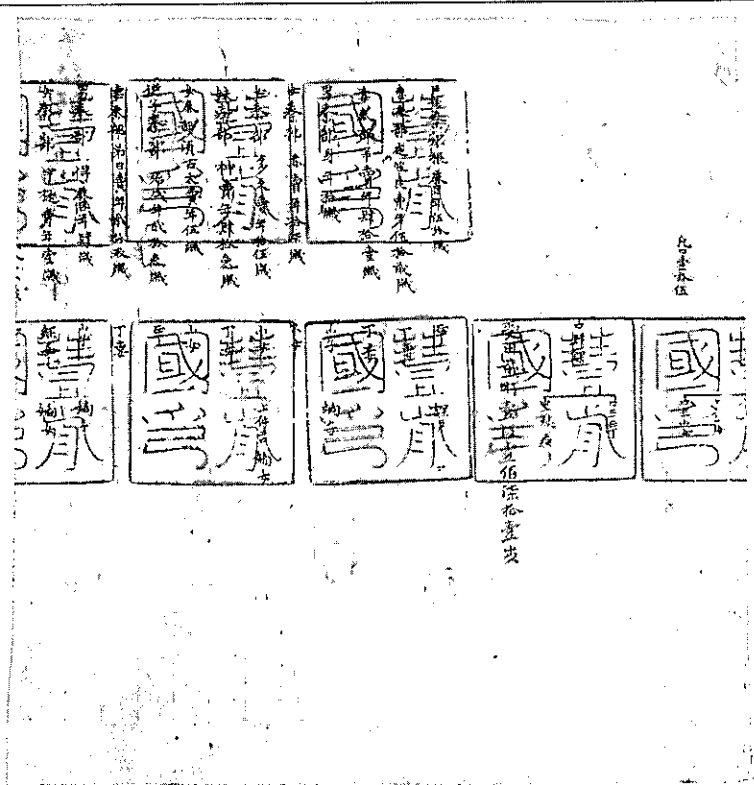
そして、さらに大きいのは、美濃国の場合は最初に全部、男を書く。そして最後に女をまとめて書く。男グループを最初に書いて、女グループを最後に書くという大きな違いがあります。これは大変問題でありまして、御野の国の戸籍からは、単純に親子関係といえますか、特に母親と息子の関係というのがよくわかりません。実の母親がどれなのかという問題を含めて、家族の関係がわかりにくいとされてきたのであります。一説によりますと、最初は男だけの戸籍があったのではないかと、あとになって女を

付け足したのではないかという意見もあります。もしかしたら、女を付け足した戸籍のスタートはこの御野国戸籍のこの段階かもしれないという人もいます。あるいは、その六年前という人もいますが、要するに女の戸籍だけで付け足したという意見は根強くある訳であります。

## (六)

今、県造吉事の戸を紹介しましたのは、実は、御野国加毛郡半布里戸籍においては最大勢力を誇る戸であつたからであります。ですから、たまたま展示してあります吉事の戸四十四人といえますのは、半布里においては最大の人員を持つ戸であります。ただ、最大と申しましたが、二枚目のところをめくっていただきますと、(3)のところではありますが(本誌9頁図版(3)に掲載)、これは、美濃国の肩栗郡の肩々里の戸籍なのであります。これは図録にも書いてあるかと思うのですが、岐阜市の長良福光などの説があると図録には説明がしてあります。この戸籍はほとんど残っていないのであります。珍しくですね、そのわずかな中に、この断片が残っております。これはもつと続くのですが、端折って載せてしまいましたが、「上政戸国造大庭戸口九十六」とあります。要するに、国造大庭という人を戸主とした九十六人の戸があるわけです。かなりの数であります。実は現在残っている範囲でいうと、肩栗郡肩々里の国造大庭の戸が最大規模の戸であります。ですから、長良福光あたりに七〇二年の最大勢力があつたということになります。もつと他の戸籍が残っていればそれを凌ぐ戸があるかもしれませんが、しかし少なくとも最大のグループの中に入ることは間違いない、こう思います。

そうしますと、九十六という数字と比較した場合に、半布里の場合の四十四というのはそれほど大きくはない、ということになりまして、半布里の規模といえますか、勢力といえますか、大きさはそれほど大きなもので



(2) 豊前国仲津郡丁里戸籍（正倉院古文書 続修8）複製

それから、右の方の九州の戸籍は見えにくいのですが、右の端の方に、線が引いてありまして、「受田」、田んぼを受けるといふ文字があります。あるいは、田んぼを授けるといふ意味にもなります。これは、みなさんよくご存知の口分田、班田収授の口分田をもらったとか、さずけたという部分であります。その後に数字があります。「貳町壹段」という数字が書いてあります、ここに一つの戸の口分田の総数が書いてある、という特徴があります。ところが、美濃国にはそういうことが一切書いてない。そういう意味でいくと、班田収授の台帳としては使われていないのかという問題

がでてまいりますね。

それから、たまたま数字が出てまいりましたが、右の方の九州の数字はですね、いわゆる、大字、今日流に言えば旧漢字のようなものですが、画数の多い数字がありますね。今でもたまに使っている場合がありますけれど、それに対して美濃国の数字は普通の略数字といえますか、普通の数字が書かれています。こういう違いがあります。

あるいは、もつと全体的な書き方を見ましても、九州の方は戸主というのが最初に書かれるのですが、それはいいんですけど、そのあとすぐ「妻」が出てきます。その妻のあとに「妾」、近代的に言えば「めかけ」という字であります。近代の妾とは意味が違うと考えられております。そして、その次に「男」という字がありますが、これは息子。その次に「女」という字がありますが、これは娘という意味で、別の言い方をすれば、お父さんがいて、お母さんがいて、まあ、お母さんが二人、奥さんが二人いるわけですが、そこに男の子がいて、女の子がいて、こういう順番で書かれています。

ですから家族が、そういう意味ではわかりやすいのでありますけど、この美濃国の場合はですね、先ほどの県造吉事という人は戸主としてトツプに書かれますが、その吉事という人が、もう少し左の方に「中下」とありまして「戸主 吉事」とある。同一人物のくりかえしなんですけど、氏姓が省略されているわけですが、この人をトツプにしまして、その次に「嫡子」とありますね。そして、ちよつと字が欠けて見えにくいのですが、数字の「五」という字です。これはおわかりだと思います。その次がちよつと見えませんが、これは「百」です。数字の百であります。その下が「国」です。多分、「五百国（いおくに）」という名前だと思えますが、年齢が一歳と書いてあるんです。そして、左の方に、これまたよく見えませんが、「緑児」と書いてあります。ですから、戸主は二十八歳であつて、嫡子、長男

いるのか関係していないのか、あるいは戸籍自体が中国の制度とか朝鮮半島諸国の制度と全く無関係なのかどうか、というふうな大変広い視野を持つと同時に、日本列島のなかでも、あるいは同じ美濃国のなかでも、戸籍のなかでジャンルが分かれるかもしれない、地域性が出てくるのかもしれない、というふうなさまざまな観点から考えてみましょうというような動きが、少し出始めている、というのが実情であります。

#### (四)

だいぶ前置きが長くなったのでありますけれども、ここで、少し中身のお話、私たちが戸籍を見る場合にどんな手掛かりがあるのだろうかというところを、少し資料を見ていただきながら、お話しできればと思います。現在残っている美濃国の戸籍には、このパンフレット（注：新川登亀男・早川万年編『美濃国戸籍の総合的研究』東京堂出版の刊行案内）にも書きましたけれども、少なくとも二千七百人以上の名前があります。ほとんどの人が無名の人です。ここ以外では記録されたことのないような一般の庶民です。これほどまとまった記録は、庶民に関する記録としては珍しいのであります。さて、そこでこの図録にも書いておきましたけれど、たとえば半布里という一つの里にいったい何人くらい住んでいたのかということでありますが、当時一つの里はですね、五十戸、つまり五十の戸から成り立つというのが原則であります。一つの戸は何人くらいのまとまりを持っていたのか、あるいはまとまりを持つとされたのかといいますと、実はこれはさまざまでありまして、一番多いのはですね、九十六人なんです。逆に、現在わかっている美濃国のなかで、一番少ないのが八人です。ですから天と地の差です。まったくバラバラであります。だいたい平均値を出しますと二十人台くらいとか、二十人台前後というのがだいたい平均になるのかなというふうには思います。それで、半布里の人口を逆算して

いきますと、だいたい千百二十人の数字が出てまいります。今の人口はよく知りませんが（注：平成一二年現在の富加町の人口は、五八三五人）、とにかく千百二十人が登録をされている。これは里としての規模としてはどうなのかとなりますと、だいたい平均に近いかなと思います。平均よりやや少な目かもしれませんが、だいたい平均の幅にはいるであろうと思われる。

というのは、だいたい千百人から千二百人台くらいが一里の人口と考えられます。少なくとも美濃国においてはですね。これは、完全には残っていないわけですが、逆算して机の上で計算しますとだいたい数字が一致します。ぶれが大きければ疑ってみなければなりません。だいたい平均はそのくらいかなと思います。ただ、一部ですね、九百人を切るような小規模なところもあります。たとえば、山方郡三井田里などです。事実、そこは地形が狭いといいますが、比較的小さなところかなという感じを持つわけがあります。

#### (五)

ここで、プリントをもう一回みていただきたいのでありますが、まず七〇二年の戸籍がですね、西の方は九州が一部残っているとお話ししたわけでありますが、この一ページの右上の写真が、豊前国仲津郡の戸籍であります（本誌7頁図版(2)に掲載）。左が先ほどお話しした御野国加毛郡の半布里の戸籍であります。

これは、詳しく読まなくても、目で見ただけで全然書式が違うことがおわかりになるだろうと思います。見てわかりますのは、右の方がハンコがベタベタと押してあります。大きなハンコが全部押してありますが、左の美濃国にはハンコが小さい押しでない、という歴然とした違いがあります。

同生活が、いわば同じ釜の飯を食うようなシステムがこのまま戸籍に表現されている訳ではないんじゃないか、という疑問が当然出てくるわけですね。

特に古い時代でありますと、万葉集をはじめとして古い文献に、例えば、男の方が女の家の方に通っていく婚姻形態、というものがちょこちょこ出てまいります。そうすると同じ屋根の下に夫婦で住んでいないのではないかと、というふうな素朴な疑問が出てまいります。それにあわせて、当時の旧民法の規定によると、やはり家族的なのですが、実際には、たとえば次男以下が、外へ出ていって個別に所帯を持っているのだけれども、戸籍上はみんな一緒になっている、というのが旧民法の記載方法であります。すると、それ自体がこの戸籍に做つたのではないかという一面があるので、すけども、そうなってくると台帳に書かれていることと実際とが、どういう関係にあるのだろうか、ということは、特に明治以降の人にとつて、実際その人たちが生きてきた民法と自分たちの生活との関係とをオーバーラップさせながら、より親しみを持ってみてきた訳なんですね。そういう時代があります。

だんだん戦争の時期に入つてまいりますと、産めよ増やせよではありませんが、殖産政策が注目されるようになって、子供の数とか、男子の数とかという人口政策が関心を持たれるようになってきます。また、これに合わせてこの戸籍も、どのくらいの子供を儲けているのかとか、どのくらいの規模だとか、ということに関心を持たれるようになります。それと平行して、家族国家と申しますか、日本の国家が家族主義で成り立っている。みんな一つの家みたいなものだ、それが日本の良いところである、ということ、その基盤になるのはやはり戸籍だということで、また、この戸籍が非常に注目を集めることになります。

戦後も、先ほど申しました通り、しばらくの間、熱心な議論、あるいは

関心のもたれ方が六〇年代くらいまで続きました。それは、戦争に負けたら負けたで、民族を、日本の国をどういうふうに再生するか、ということの関心と重なり合つて、当時の家族の形態はどうだったか、家族が国を支えるとするならばですね、どういう支え方があるのか、ということを含めてしばらく関心があったのでありますが、一九六〇年代を過ぎて七〇年代以降になりますと、どうもみんなの関心が急速に薄れてきて今日に至っているというのが実情であります。

ただ、それには様々な理由があるとは思いますが、あまりに近代の家族に重ねすぎ、家族というものを考えすぎたのかもしれませんが。確かに夫が出てきたり、妻が出てきたり、子供が出てきたりします。戸籍とはそんなもんだろうと思う訳であります。あまりに近代の家族というものを考えすぎて、行き詰まってしまったということもあるのかと思います。

それから、もう一つは、逆なことになります。昔の家族の形態と現在は違う訳で、実に様々な問題が起きてくる訳ですね。ですから、戸籍に対する見方というのも、クエスチョンといえます。保留せざるをえないという状況が出てきているというふうなことで、だんだん敬遠してしまうところもあるのかもしれない。

ところが、昨日のここで行われましたシンポジウムの趣旨とも重なるのですが、もつと戸籍は様々な観点からもう一回見直すことができるらしい材料である、というふうに考えた人たちが集まって研究会を行った訳です。それはどういうことかと申しますと、さまざまにありますけれども、今から少しお話をしよう。戸の問題であるとか、あるいは中の男女、あるいは夫婦・親子の関係であるとか、当時の戸主とはどんな性格だったとか、たくさんの方が出てまいります。当時の人は文字をどんな使い方をしたのか、その中にどんな意味を込めていたのか、それは日本だけの問題ではなくて、朝鮮半島とか中国の漢字の問題とどういうふうに関係して



ありますが、相当に長い。十五メートルというものをそのまま再利用するわけにもいかなないのでありますから、細かく切つて、メモにするのにふさわしいようにノート状に切つてしまふ。そして、しかも表ではなく裏側をつかう、表は戸籍が書いてありますから使えない。裏側をというふうにより利用いたしました。そういう形で現在バラバラに残つたもの、それが東大寺の正倉院に伝わつたわけであります。

ところが考えてみますとブツブツに切つたわけでありまして、元がどうつながつていたかわからない訳でありますね。例えば、みなさんのお宅でそういうことがあるかもしれませんけれども、江戸時代にはよくあつたようでありますけれども、自分の家の巻物や書き物などを切つて障子に貼るとかですね、そうすると、どこがどう切られて、元がどのようにつながつていたのかわからない、という状況になつてしまふ訳ですね。そこで、元はどうつながつていたかという作業が、明治以降、あるいはそれ以前から、現在まで続いてきた訳であります。それで、わかるところはわかるけれども、わからないところはわからない、という状況なんですね。それで、どうつながつていたのかわからないものがたくさんあります。その中でも、富加町の加毛郡の半布里の戸籍は、九〇パーセント残つてるといいます。ぶつ切れにはなつていますが、それでも続き具合はだいたい復元されております。そういう意味で完成度は高いと言いますか、十分安心して使えるということで希有な状態なんですね。こんな貴重なものはない、ということになつて、その一つの里の七〇二年の実態というものが、一三〇〇年後の現在になつても垣間見ることができるといふことになります。

### (三)

そういうふうにして、現在残つてゐる、たまたまではありませんけれども残つてゐるのです。そこで、実は、昨日、この場所である学術シンポジウ

ムを行つたわけでありまして（注：美濃国戸籍研究会主催シンポジウム「大宝二年度美濃国戸籍をひらく」）。これはこの戸籍に関するシンポジウムなのですけど、一九七〇年代ぐらいから御野国戸籍を含む大宝二年戸籍に関する研究はバツタリなりを潜めてしまつたのであります。もちろん一部では、研究をされてゐる方がいらつしやいます。優れた本を出していらつしやる方が間違ひなくいらつしやるのであります。全体の流れから言つと、大変関心が薄れてきてゐるというのが実は実情であります。

ですから今日お集まりの方は、御野国戸籍というものについて、地元だから一応知つてはゐるけれども、どんなものなのか聴いたことも見たこともないという方が案外いらつしやるのではないか、もしそうでなければ大変失礼な言い方になりますが、仮にそうだとにしてもそれは不思議ではないのであつて、研究者自体がそれほどここ数十年研究していないのが実情なのですから、ごもつともなことであります。

なぜ、これほど関心が持たれなくなつたのかといふのは、いろいろな原因があるのかもしれませんが、逆に少しさかのぼつて考えてみますと、実は、ほぼ一世紀にわたつて、つまり一〇〇年以上にわたつて、戸籍に対して非常に強い関心を持ち続けた時期がありました。それは、明治から先ほど言いました一九七〇年代ぐらいまでなんですね。ほぼ百年。その間に敗戦があつて、しかもそれをこえて、しばらくの間、ずっと持続して関心が持たれてゐたわけです。百年近くどういふ関心を我々の先輩たちは持つたのか、顔も見たこともない古い世界の人たちのことをですね。そこには、いくつかの条件といひますか要素があります。

一つは明治になりました。民法を作らねばならない。新しい現代国家を作らなければならぬ。新しい国民を組織しなければならぬ。世界の列強の中でですね、近代国家をうち立てて行くにはどうしたらいいか、ということから、よく知られてゐることですが、さまざまに当時の政治家は考

美濃国で申しますと、まずこの地域、実際には富加町になりますけれども、当時の加毛郡の半布里の戸籍があります。なぜ「はにゅう」というかわかりませんが、一般的には「はにゅう」と呼んでおります。この戸籍が、つまり富加町でありますけれども、九〇パーセントくらい残っている。ほぼ完全に近い形で残っている。これは、大宝二年の日本最古の現在残っている戸籍のなかでは一番残存の形態がよろしいものであります。

次に、美濃国の西の方でありますけれども、味蜂間郡、つまり不破郡に近いところでもありますけれども、古くは「安八麻評」と書いたりいたしますが、味蜂間郡の春部里、この戸籍が残っております。これがいいたいた五六パーセントくらい残っております。あとは本巢郡の栗栖田里の戸籍が四〇パーセントくらい残っております。さらに、山方郡の三井田里の戸籍が一八パーセント、肩栗郡の肩々里の戸籍が六パーセントくらい残っております。あとは各牟郡の中里というところがほんのわずかに二パーセントくらいしか残っていないというのが実情であります。さらに、どこの郡なのか、どこの里なのかわからないものが若干あります。ただし、美濃国であろうということはわかりますが、どこかがわからないものがあります。従いまして、きわめて断片的なものであります。

## (二)

なぜこのように断片的な状況になったのかと申しますと、まず、この美濃国で戸籍を作成致します。そこで、おそらく一揃えはこの美濃国に置いておくということを行ったと思います。ただし、あと一揃えないし二揃えは都へ報告といいますか、書類を上へ上げていったのであります。当時の都は藤原京でありまして、今の明日香に近いところですが、その藤原京に持っていたはずであります。やがて、奈良に都が移ります。そのときま

で少なくとも保存はされていたはずであります。そして聖武天皇の時代になりまして、つまり天平時代、天平時代の聖武天皇の時代になりまして、聖武天皇が奈良の都からあちこちへ都を移す気配が出ておりまして、転々とし始める、精神的にかなりまいっていたという説もございますけれども、そのときに恭仁<sup>くま</sup>という都ができます。これは山背国、京都府の南、奈良に近いところでもありますけれども、ここへ遷都するときに、それまで保存していた書類をかなり廃棄処分にしたと考えられる訳であります。

ただし、紙ですから、紙というのは本当に貴重なものでありまして、左から右へと捨てる訳にはいけません。それで、これを再利用することになります。再利用に当たって、当時の都で、この場合奈良の都でありましたが、紙を消費する場所が新たに出現いたしておりました。それがいわゆる膨大な写経事業をおこなう金光明寺写経所というところでありまして、やがて、東大寺を建築する造東大寺司のもとに所属するようになります。そこで、例えばいろいろな人を雇っていく、というか働かせるのですが、その場合食料を支給しなければなりません。あるいは、衣服も支給したりします。もちろん、写経そのものを遂行し、同時にチェックすることもおこないます。とにかく、さまざまな事務連絡や処理をしなければなりません。その場合のメモ帳といいますか、書類にたくさん紙が必要なのです。そのため、その戸籍をそういう部署へ払い下げることが行います。もう一回使ってください、戸籍としては用がなくなりましたから、というふう払い下げます。

払い下げるときに戸籍というのは、巻物になっているわけですね、一巻であります。一つの里で一巻きのものを作るというのが基本であります。たくさん巻物があつて、かなり長いのですけれども、ここで展示がしてありますけれども、現在いろいろ復元もされており、十五メートルぐらいはあるようでありまして、復元された方もこの会場におられるよう

## 講演録

### 「戸籍が語る702年の『ミノ』と『カモ』」

新川 登亀男

#### (一)

ご紹介に預かりました新川登亀男と申します。本日はお休みのところお出かけいただきまして恐縮でございます。ちょうど案内にありましたように、「戸籍が語る702年の『ミノ』と『カモ』」というタイトルでお話させていただきます。

現在こちらの特別企画展の部屋で、御野国の戸籍を中心とした展示をやっております。御野国の戸籍と申しますのは七〇二年に作られました。年号で申しますと大宝二年という年号でありますけど、その年に作られたもので有名なものであります。現在残っている日本最古の戸籍であります。戸籍と申しますと、現在でも戸籍というのはあるのですが、もちろん七〇二年の戸籍と現在の戸籍は同じではありませんけれども、私たち一般住民の基本台帳と申しますか、行政にとっても大変大事な帳簿であります。

たまたま、今年が二〇〇二年でありまして千三百年という記念すべき年に当たっております。それで、おそらく一週間前に富加町の方でも大きなシンポジウムというか行事が行われたと伺っております（注 富加町・富加町教育委員会主催 半布里1300年祭歴史シンポジウム「古代のむらと家族 大宝二年戸籍から考える」）。この戸籍について、あるいは七〇二年の美濃地域、あるいは美濃加茂の地域ということでしばらくお話をしたいと思うわけであります。

ところで、御野国戸籍というのは七〇二年のもので、現存最古の戸籍と申し上げたわけであります。この七〇二年戸籍は、一応全国的に作られた

はずなのであります。全国的とは申しまして、現在の日本国の領域と当時の領域は違いますので、早い話が例えば北海道とか沖縄とか、あるいは東北の方とか南九州の方とかまで細かく作られていたかどうかは何とも申し上げられないところもあるわけでありまして、だいたい広義の表現で全国に作られたということは間違いない訳であります。

ところが、現在残っておりますのは、六パーセントにも満たないものであります。たまたま、その中に美濃国のものが含まれています。そこで、ちよつとこの図録を見て下さい。これは今、ここで現在販売している図録（注：美濃加茂市民ミュージアム刊行『「ミノ」「カモ」の古代』展示図録）ですが、この図録の後半のところに「御野国戸籍からのメッセージ」という短い文章を私、書いておりまして、もしお持ちの方はひもといいたければ幸いです。ここにもあるように、まず、美濃といっても「美濃」ではなく、「御野」と書いて「ミノ」とよませています。しかし、これより前の七〇〇年以前の段階では、さらに「三野」という表記方法が一般的であったようです。そして最終的に私たちがよく知っている「美濃」にめまぐるしく表記方法がかわってきております。

今日お話しするのは、「御野」という時代、それほど長い時代にわたって「御野」とは書いていないようではありますが、この戸籍を中心としたわずかな時代の史料だけこういう表記法であったようであります。それで、美濃国の戸籍が奇跡的に残っている。これ以外では、九州の戸籍が部分的に残っております。当時の国名で申しますと、筑前、現在の福岡県ですね。そして、豊前、豊前は一部福岡県であります。一部は大分県であります。そして、豊後、これは現在の大分県であります。この地域のものが残っているということでもあります。ただ、今は国の単位でお話ししたわけですが、一国にわたって全て残っているわけではないですね。全て部分的にしか残っておりません。

# 美濃加茂市民ミュージアム 紀要

## 第2集

2003年（平成15）3月 発行

編集・発行

美濃加茂市民ミュージアム

岐阜県美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3299-1（〒505-0004）

TEL：0574-28-1110／fax：0574-28-1104

<http://www.forest.minokamo.gifu.jp>

印刷 有限会社 永田印刷

